

出席議員(18名)

1番	森 裕 樹 君	2番	加 藤 滋 君
3番	安 藤 義 憲 君	4番	平 間 幸 弘 君
5番	桜 場 政 行 君	6番	吉 田 和 夫 君
7番	秋 本 好 則 君	8番	斎 藤 義 勝 君
9番	平 間 奈 緒 美 君	10番	佐々木 裕 子 君
11番	安 部 俊 三 君	12番	森 淑 子 君
13番	広 沢 真 君	14番	有 賀 光 子 君
15番	舟 山 彰 君	16番	白 内 恵 美 子 君
17番	水 戸 義 裕 君	18番	高 橋 たい子 君

---

欠席議員(なし)

---

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	水 戸 敏 見 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	相 原 光 男 君
総 務 課 長 併 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐 藤 芳 君
ま ち づ く り 政 策 課 長	平 間 雅 博 君
財 政 課 長	鈴 木 俊 昭 君
税 務 課 長	水 上 祐 治 君
町 民 環 境 課 長	安 彦 秀 昭 君
健 康 推 進 課 長	佐 藤 浩 美 君
福 祉 課 長	平 間 清 志 君
子 ども 家 庭 課 長	水 戸 浩 幸 君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	曲竹 浩三 君
槻木事務所長	斎藤 良美 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	森 浩 君
生涯学習課長	藤原 政志 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大川原 真一
主 査	佐山 亨

---

議 事 日 程 (第2号)

平成30年12月4日(火曜日) 午前9時30分 開 議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

- (1) 加藤 滋 議員
- (2) 桜場 政行 議員
- (3) 水戸 義裕 議員
- (4) 秋本 好則 議員
- (5) 斎藤 義勝 議員
- (6) 白内 恵美子 議員

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において4番平間幸弘君、5番桜場政行君を指名いたします。

---

### 日程第2 一般質問

○議長（高橋たい子君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、昨日の12番森淑子さんの一般質問において保留となっていた認知症の件について、答弁の申し出がありましたので、これを許します。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） おはようございます。

昨日、森淑子議員からの一般質問で、認知症の高齢者について回答できませんでしたので回答させていただきます。

平成30年3月31日の65歳以上の高齢者数は1万855人で、厚生労働省が発表している認知症の潜在的な高齢者数は約15%となりますので、本町の高齢者の認知症と思われる方については、約1,628人が想定されております。実際には、介護保険における要介護認定で主治医意見書の認知症の判定欄における2A以上の判定があった認定者数は1,004人になっております。うち65歳未満の若年性認知症の方が19名、65歳以上の高齢者の認知症の方は985名となっております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 森淑子さん、よろしいですか。（「はい」の声あり）

次に入ります。

2番加藤滋君、質問席において質問してください。

〔2番 加藤 滋君 登壇〕

○2番（加藤 滋君） おはようございます。2番加藤滋です。大綱2問質問させていただきます。

1問目、**本町の水道料金は適正なのか。**

毎日、何気なく使用している「水」ですが、水は生活用水や工業（営業）用水として必要不可欠となっています。水質の面でも、「安全でおいしい水」が24時間蛇口をひねるだけで当然のように出水し、各家庭では生活用水として安心して使用することができています。

仙南・仙塩広域水道事務所（南部山浄水場）はセヶ宿ダムを水源として、本町を含む17の市と町に対して安全で安定した水道用水を供給しています。県の受水市町別最終給水量・契約水量のデータによると、最終給水量は一日当たり2万300立方メートルで、平成28年契約水量は一日当たり1万5,000立方メートルとなっています。

これからの水道事業が抱える問題点としては、社会的な人口減少や節水機器の普及、ミネラルウォーターの利用等により、家庭における使用水量の減少が予想されることです。

また、水道施設や管路の建設ピークから40年が経過して老朽化が進む状況にある中、今後の大規模災害に備えた水道施設の強靱化が求められています。本町の平成29年度水道事業の決算における収益的収支の収入は約13億3,200万円で水道料金が92.26%を占めています。支出は約11億3,800万円で仙南・仙塩広域水道への受水費が48.85%を占め、その他の主なものは減価償却費、企業債利息となっています。差引き残額約1億9,300万円から資本的支出に係る仮払消費税等を差し引いた金額約1億6,800万円が純利益となっています。

そのような中で、水道料金について疑問が寄せられています。先般も近所の方から、他町から引っ越してきた人が、水道料金の請求書を見て、間違えているのではないかと役場に問い合わせた話を聞きました。特に、仙台市との比較になりますが、私の事例では口径20ミリメートル、月の使用水量20立方メートルですが、本町での下水道使用料を含めた税込み料金は8,532円、仙台市では6,094円で、その差は2,438円です。本町の料金は仙台市の1.4倍にもなっています。また、大河原町ではメーター使用料399円60銭を含み7,527円で、本町比マイナス1,005円です。

本町は、自前の水源がないからなのか、水道施設や管路の整備に過度の費用を要したからな

のか、どのような理由なのでしょう。

そこで、町民の生活に密接に関係する水道料金について、どのような状況なのか伺います。

1) 本町の水道料金体系は、どのようにして決められたのでしょうか。また、現在の料金体系はいつから始まったのでしょうか。

2) 近隣市町と比較し、本町の一般家庭用の水道料金は適正と考えますか。

3) 将来の需要動向や老朽化対策等により、料金体系を変更する考えはありますか。

## 2 問目、公用車に、環境にやさしい電気自動車等の導入を。

近年、世界の各地で発生している集中豪雨や大雨に伴う水害の発生は、地球温暖化の影響とも言われております。その原因の一つとされる温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）の排出量削減に向けて、我が国でもその対策が進められているところです。

2015年経済産業省資料によると、我が国のエネルギー源は化石燃料に負うところが大きく、特に運輸部門でのガソリン・軽油等への依存度は95%以上になっています。その運輸部門からCO<sub>2</sub>排出量は、日本全体の約20%を占めており、そのうち自動車からのCO<sub>2</sub>排出は、運輸部門の約90%を占めています。この排出量の削減が、我が国にとって大きな課題となっています。

運輸部門では「燃費改善」「次世代自動車の普及」「自動運転の推進、交通対策等」のような総合的なアプローチにより、温室効果ガスの削減を目指すとあります。

CO<sub>2</sub>排出ゼロの電気自動車（EV）やエコカーのプラグインハイブリッド車（PHV）普及への取り組みが加速しています。経済産業省は、2020年までにEV、PHVの自動車普及台数を100万台（2016年2月での販売台数は約14万台）とするロードマップを発表しています。充電スタンド等のインフラ整備が整っていないことや、充電時間がかかりかかることなど、進めていく上での課題もあります。しかし、全国的に見れば、充電場所はコンビニやショッピングセンター、レジャー施設、サービスエリアや道の駅などにふえてきています。また、急速充電器を設置しているところもあり、体制は整備されつつあります。なお、現在、町内で充電できる場所は、カーディーラー4カ所とホテル1カ所です。

本町での取り組みはいかがでしょうか。国などの普及策の広がりや社会の関心が深まる背景からも環境にやさしいEV車やPHV車の導入を図り、年々深刻となっていく地球温暖化対策の一つとして、町民に省エネ姿勢を示すことも重要なことと思います。

そこで、役場で使用する公用車について、率先的に計画的に導入ができないか伺います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 加藤滋議員、大綱2点ございました。

まず、水道料金で3点ほどございます。

現在の料金体系の話です。

平成26年4月、5%から8%の消費税率変更にあわせ実施しました改定等を除きますと、現在の水道料金体系は平成9年12月からとなっており、料金体系は21年間変わっていないということです。

また、水道料金体系を決めた基準、料金改定を必要とした理由ですが、老朽化が進行しつつあった山田沢浄水場の更新費用の増加が見込まれること、平成2年度から開始した仙南・仙塩広域水道用水供給事業により受水するため、船迫配水池関連施設の整備事業を行い、財源として借り入れした企業債償還費の増額に対応するため、当時水道料金の改定を行ったものでございます。

2点目、近隣との比較でございます。

本町の水道料金は、確かに仙台市と比較しますと水道料金等は高いのですが、しかし月の使用水量を20立方メートルとして仙南2市7町で比較いたしますと、口径13ミリメートルの場合は3,553円で2番目に安くなっております。また、口径20ミリメートルにおいては5,292円となり、9市町のうち5番目となっておりますので、本町の水道料金はおおむね現時点では適正ではないかと考えております。

3点目、今後の需用でございますが、さきの一般質問において、平成29年度に実施しました水道事業経営戦略策定業務委託で、今後10年間の町の水道事業については現行の料金体系で事業を継続することが可能と答弁させていただいております。その理由は、支出の大部分を占めております受水料の料金改定が、平成32年度以降実施される予定となっております。その結果、南部山浄水場などを建設したときに借り入れした企業債の償還が完了しますので、今後は大規模改修などが生じたとしても、総体的に費用は減少し、受水料金は減額されるものと考えているからです。

しかし、一方で、平成24年度以降、わずかながらにも伸びていた給水収益が、平成29年度は平成28年度から減収となりました。その要因として、冷夏による影響が大きいものと考えておりましたが、記録的猛暑であった今年度の給水収益においても、黒字ではあるものの、黒字とはなるんですが、前年より減収になると見込んでおります。今後については、議員ご指摘のと

おり、給水人口の減少や節水機器の普及により、使用水量は年々減少することが予想され、水道事業の経営は厳しいものとなりますが、当面は料金の値上げまでには至らないと考えております。

なお、受水料の料金改定以外にも、コスト削減を図るため、現在県においても、みやぎ型管理運営方式への変更などが検討されておりますので、動向を注視していきたいと思っております。

2点目、電気自動車の導入でございます。

町が管理している公用車は、消防詰所にある消防自動車などを含め、合計で87台あります。これまで、公用車の更新に当たっては、車両価格や車検代など維持費、CO<sub>2</sub>排出による環境への影響などを考慮し、軽自動車やハイブリッド車に順次切りかえを行っております。

ご提案のありました電気自動車の導入につきましては、車両価格がガソリン車に比べ高額であることや、新たな充電施設の設置が必要であること、また充電時間を要することから、公用車の運行管理に支障を来さないかなど、さまざまな問題もありますので、今後の電気自動車の性能向上や普及状況などを踏まえながら判断させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 加藤滋君、再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） まず、本町の水道事業においては、安全でおいしい水を供給するという社会的使命を果たすべく努力されているところと思います。

そのような状況の中で、公共事業であっても、ある一定の利益を出す必要があり、その考え方に沿って料金設定をされているというふうにお伺いしました。この料金設定の根本となる、まずコスト面ではございますけれども、コストが大きいというか、受水料金になろうかと思っておりますが、そのほかコストとして大きな部分ではどういったものがあるのでしょうか。お願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 料金設定のコストとしまして、まずは給水するための薬剤関係、それらの材料、また各浄水するための機器の維持管理費、そして施設の巡回関係、それに加えて料金を徴収します徴収業務、またメーター徴収や、あとは更新に使われます建設費等の工事費等になります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） ありがとうございます。



先ほどの町長答弁で、現在の料金体系については平成9年の12月からということでございますけれども、これは今の基本料金と水道料金の体系と、その当時から同じなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 料金体系については、平成9年度以降、変更してはおりません。変わっておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） わかりました。

それでは、先ほど近隣市町と比較して、20ミリメートルでも5番目ということで、適正であろうということでございますけれども、何が適正なのかというのが非常に難しいところではないかなというふうに思っております。それには、それぞれの立場といたしますか、町というか事業者と、または町民と、それぞれの立場によって思い方も変わってくるかと思えます。

それで、事業者としては収支がとれていて、しかも一定の利益が確保されればいいというふうに思うところでございますけれども、町民としてはできるだけ安くといいますか、他市町と比較して納得できるような料金であればいいのではないかなと思えます。

ただ、長年同じ町といいますか、柴田町、本町に住んでいますと、その認識がだんだん薄れてくるというようなこともございます。よそから来た場合には、前に住んでいたところとの比較が容易にできるわけでございます。私も、実は15年ほど前に本町に越してきたものでして、当時そういう意識もなかったものですからよくわからなかったんですけども、最初に越してきて、水道料金自体の説明があったのかどうかもちょっと定かではないんですが、本町のケースでは、新しくうちを建てられた方とか、引っ越しをされてきた方、そういった方には水道料金のご説明というのはどのようにしているんでしょうか、教えていただきたいと思えます。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 越されてきた方、新築等も含めまして、給水工事関係で新築される方につきましては、検査の時点でお宅に伺いまして、そして水道料金表、あと下水道料金、その使用水量によっての一覧の表を配付して確認していただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） わかりました。たまたまというか、私はそういう意識もなかったものですから見ていなかったんだろうなと思えます。

それで、ちょっとお聞きしたいのは、仙南・仙塩広域水道への受水費が48.85%を占めると。これは平成29年度でございまして、平成28年度の受水費は51.63%ということでござい

ます。それで、平成29年度の48.85%の利率で受水費用を計算しますと、約5億5,616万円というふうになるんですが、これはもともとどのような計算で、どのような料金でお支払いしているのか、それをおわかりでしたら教えていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） この料金体系につきましては、二部制ということで、基本料と、あとは使用料との2つになっております。

基本料につきましては、仙南広域水道を建設する際、将来の計画水量を報告しまして、現在は55万3,300立方メートルになっておりますが、それに合わせた浄水施設、そして配管施設を整備しております。その割合で各市町が契約水量で負担しております。

それに加えて、使用料につきましては、毎月の町内での使用水量に単価を掛けまして、それを合わせた金額で受水費を支払いしております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） ただいまの基本水量とか使用水量の単価なんですけれども、差し支えなければお幾らなのか教えていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） ただいまの仙南・仙塩広域水道の基本料につきましては1立方メートル当たり1,050円、使用料につきましては1立方メートル当たり54円の単価となっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。

○2番（加藤 滋君） わかりました。

それで、この受水量と、実際に使う一般家庭向けですとか、工業用水も含むのかわからないんですが、この大きな部分での受水量と一般家庭を主体とした使用水量、それは基本的には大体同じくらいではないかと思うんですけれども、何か大きな差がもしあれば教えてください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 仙南・仙塩広域水道の単価につきましては、一般家庭、また工業で使います使用用水とも、同じ単価に設定されております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 済みません。私のちょっと言い方が悪かったのか、単価じゃなくて水量。入ってくる水量と出ていく水量、これが基本的には大体同じじゃないかなと思うんですが、もしも違いがあれば、どんな理由が考えられるのか教えてください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 失礼いたしました。

仙南・仙塩広域水道から町で受ける町内の配水量、あとは料金に反映されます有収水量とありますが、その差につきましては、本管での漏水、または消防用水とかそういうものの差が発生しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 漏水もあると今お伺いしたんですが、漏水がある場合、その検査とか、あとはあった場合の対策ですとか、どのようにやっているのか、お願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 漏水対策につきましては、町内への巡回が多く、また発生について連絡をいただいたときにその修理等を行っております。また、委託事業における漏水調査等も行います。あとは、各家庭の毎月の検針時に、メーターのパイロットの回り方などを見て漏水の状況を把握しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 主要な管路といいますか、一般家庭への引き込み線、配線、配管はあるんですけれども、私のところも、実は私の自宅のほうでメーターが異常に回っているということでご指摘をいただいてありがたかったんですが、すぐ対応させていただきました。

それじゃなくて、いわゆる本管・支管といいますか、そういったところの漏水については、連絡があったり、何か巡回したりしなければわからないというようなお話だったんですが、平成29年度に水道お客様センターのほうで、水道中央監視システムというのを整備されていると思います。このシステムで、私も説明を受けたんですが、非常にタイムリーに流量の異常とかがわかると聞いたんですが、このシステムを利用して漏水の把握なんかはできないものなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） ただいまありました水道の中央監視システムではありますが、それによりまして、各町内の配水池から毎時何トンの水が配水されているというものが一目できるんですが、今回も、今年度2度ほど本管の配水池の量の激減によりまして漏水が発生しているんじゃないかということが判明しまして、それで調査した件もございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。

○2番（加藤 滋君） わかりました。

それでは、ちょっと見方を変えさせていただきまして、先ほど質問書で申し上げましたように、平成29年度の決算での収益的収支の純利益が約1億6,800万円と。これは平成29年度でございましたけれども、平成28年度の決算は、収益が2億3,010万円ということでございました。これは、いわゆる将来的なそういった管路の維持とか改修を考えると、この2億円程度の純利益を確保する必要があるのかどうかというのをお願いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 議員おっしゃいましたように、ここ2年、純利益が出ております。正確には、ここ4年継続して利益となっておりまして、繰り越しの利益の剰余金としまして6億9,300万円ほどに現在達しております。それ以前につきましては、平成17年から数年間、マイナス、赤字等も出しておりますが、そのように、やはり同じ水量を使っても増減が収支に出ております。そういうものを安全を期しての、現在現時点ではこの金額となっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） わかりました。

それでは、質問をさせていただいた中で、水道料金は適正なのかと、適正かということで伺いさせていただいています。それで、質問書の中でも、私の事例で口径20ミリメートル、月の使用量20立方メートルで算出して、下水道料金込みなんですけれども8,532円。下水道料金込みで私が調べたところだと、仙台市の例は先ほど申し上げたとおりでございまして、岩沼市との比較では、岩沼市のほうが1,536円安かったと。大河原町はもう、申し上げました。それと、名取市、角田市、亘理町、蔵王町も本町よりは低いという数字でございまして、本町を上回っているのは村田町と白石市という私なりの計算なんですけれども、全国的に見ますと、総務省のデータがございまして、平成28年のデータになりますけれども、全国での最低価格の自治体が兵庫県の赤穂市でございまして、これが853円。これは20立方メートルの月の使用料の計算ですけれども、853円と。最高は北海道の夕張市の6,841円ということで、この差が8倍ございます。

それで、本町での上水、いわゆる水道料金だけ申し上げますと、私の例ですと5,292円。全国平均では幾らかといたしますと、3,206円ということで、約2,000円の差がございまして。

全国的な見方をしていますけれども、ちょっとデータは古いんですけれども、2014年の日本水道協会の都道府県別平均料金ランキングというのがございます。このデータですと、宮城県は4,249円ということで上から3番目なんです。1番目が青森県で4,445円、次が山形県

4,282円、それで宮城県は3番目というデータがございます。

全国的なデータ等、ちょっとご紹介させていただきましたけれども、先ほど水道お客様センターのお話をさせていただきまして、平成26年の4月から委託をしていると。水道事業料金徴収等管理業務ということでございます。それで、この委託料金なんですけど、年間7,560万円の契約でございます。この内訳を、おわかりでしたら教えていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） ただいま、手元にはこのお客様センターへの委託の細部の内訳については持っておりませんでした。後ほど、回答させていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） よろしいですか。（「はい」の声あり）再質問、どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 私が聞きたいのは、委託した前と後で、いわゆる管理費部門、運営経費なんかもかかっているんでしょうけれども、経費削減の効果はあったのかどうかというのをお聞きしたかったんですけども、もしおわかりでしたら、大体で結構ですのでお願いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 今回、この包括委託によりまして、一番の経費削減については人件費だったと思います。従来は11人おりました職員が、現在は水道班4名の体制となっております。それらのトータルとしまして、個別には出しておりませんが、水道会計の決算におきましては、平成25年度、委託前に比較しまして、昨年度の平成29年度の決算においては9,150万円ほどの歳出決算となっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 今、国会のほうで水道法改正案が審議されておまして、毎日、新聞とかテレビで報道されております。先ほど町長が申されたように、宮城県ではコンセッション方式ということで、みやぎ型管理運営方式を検討されているようでございますけれども、この構想はまた別といたしまして、私の場合は別な角度から水道料金の低減の可能性を考えてみたいと思います。

先ほど、受水費用のところ、受水基本水料は単価が1,050円、使用水料は単価が54円ということでしたけれども、この基本水料、これを他の市町と比較してみますと、同じくらいのいわゆる契約水量というんですかね、本町は1日1万5,000立方メートルくらいなので、同じようなところで取り上げますと、名取市、岩沼市とかは大体同じくらい。それで、最終の給水量というのが、名取市、角田市、岩沼市と大体同じくらいで1日2万立方メートルくらいなんで

すね。それで、何が言いたいかといいますと、この基本料は単価が大きいものですから、これを少なくすれば支払う料金も少なくなるのかなと単純に思ったんですが、これは、そういう考え方には何か問題ありますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） ただいまの仙南・仙塩広域水道の最終水量であります、これについては仙南・仙塩広域水道の事業開始の時点で、先ほどトータルで55万3,300トンということをご説明いたしました、これのもととなるもので、この最終水量については変えることはできず現在に至っています。

あと、先ほどの答弁の中で訂正をさせていただきます。

○議長（高橋たい子君） どうぞ。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 先ほど、お客様センターでの年間9,100万円ほどとお話をしましたが、人件費の削減はあったものの、それにかかります当然委託料ですが、それらを収支しますと、コストの削減幅は年間1,390万円ほどとなっております。

○議長（高橋たい子君） よろしいですか。再質問、どうぞ。

○2番（加藤 滋君） わかりました。では、今の受水量の計画水量は変更できないということなんでしょうけれども、これは現実に、最終的な給水量とかは、他市町を例にとりて低く抑えるということはどうでしょうか。もう一度、お願いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） これにつきましては、仙南・仙塩広域水道の建設当時の、もう既に上水施設、そして配管施設ができていますので、この料金、水量については、変更はこれまでも依頼はしておりますが、変更はされておられません。

あと、先ほど1点抜けておりましたお客様センターの業務委託でございますが。

○議長（高橋たい子君） どうぞ。

○上下水道課長（曲竹浩三君） この業務の範囲については、窓口業務、そして開閉栓業務、メーターの更新・交換や、あとは料金の計算、そして収納業務等が主なもので、そのトータルが7,560万円ということで、おのおのの料金区別は設けるといってお出ししておりませんでした。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） それでは次に、公用車の件ですけれども、先ほど消防詰所を含めて87台ということでしたけれども、これらの公用車のいわゆるガソリン車、軽油車、あとハイブリッド車とかございましたら、その内訳を教えてくださいたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） ガソリン、ディーゼル並びにハイブリッドにつきましては、ガソリンとディーゼルについては何台かという区分けの手持ち資料はございませんが、ハイブリッド車につきましては1台ございます。あとは通常のガソリン車とディーゼル車。通常、ディーゼル車はバス2台、あとは特殊車でグレーダーとかミニホイールローダーが通常ディーゼル車かと思えます。その他はガソリン車かと思えます。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） では、主にガソリン車が多いということによろしいんじゃないかと思えますけれども、この公用車の使用方法は財政課のほうで集中管理されているとお聞きしましたけれども、そのほかにも各所というか、各課で1台から2台ほど管理されているというふう聞いておまして、それなのかどうかあれなんですけれども、中にはかなり使用年数が経過している車両もあるんじゃないかというふうにお聞きしています。そういった各課から、その代替といいますか、更新といいますか、そういった要望は出ているものなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 当然、予算要求の際に、もう既に十何年乗っている車もあるということで予算要求される場合もあります。でも、財政課で集中管理している車についても、それに引けをとらないほど乗っている車もございますので、予算要求上、なかなか難しい面もございます。ただ、やはり順次車を更新していかなければならないと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） それでは、今の公用車の燃料なんですけれども、町内のいわゆる給油所、ガソリンスタンドで給油しているんじゃないかと思うんですけれども、何か所ぐらいで給油されているんでしょうか、おわかりでしたら。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 毎月、ガソリン並びに、いわゆる燃料の契約単価を契約しているものですが、それは柴田町内の石油組合がございまして、そこと契約しております。それで、今何社と言われますとちょっと覚えていなかったんですけれども、そういう町内にある石油組合と契約を結んだ単価で、それぞれ給油をさせていただいております。以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） その給油をした後、お支払いまでの請求書は各給油所のほうから来ると

伺っています。それで、そういった請求書とかレシートとかの突き合わせとか、そういった事務処理というか事務作業の煩雑さはどう感じていらっしゃるか、お聞かせいただけます。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 請求に当たっては、毎月、月決めでいただいておりますので、まとめて請求のあった業者については、1給油回数ごとではございません。月合計の回数でそれぞれ伝票を切らせていただいておりますので、それほど煩雑さは感じておりません。以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○2番（加藤 滋君） それでは、私が提案させていただきました電気自動車ですけれども、メリットは幾つか、いっぱいございまして、温室効果ガスは全く排出しないですとか、ランニングコストが安いとか、それから当然ガソリン給油も少なくなりますので事務的な作業もなくなると。それと、あとはよく言われます非常用電源としても活用できるという点がございまして、それで、役場には自家発電というのはあったんですかね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 自家発電というと、照明につきましては、東日本大震災のときも停電になりましたが、何時間かもつ自家発電はございます。あとは、あの当時、震災のときはリース会社から借りて、本部につけて、一昼夜というか夜にわたっても本部体制をとった覚えがございまして。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 仙台市の導入状況をインターネットで調べましたところ、電気自動車のここ3年間の導入状況というのが、平成28年度に2台、平成29年度に1台、平成30年度に2台ということで、現在EV、PHVは50台あるというふうに書いてありました。

それで、仙台市の場合の導入については、県の市町村支援事業でありますみやぎ環境交付金を使った事業で導入していると書いてありました。本町では、このみやぎ環境交付金を使った事業というのは、何か調べたんですが載っていませんが、何かございましたらお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） みやぎ環境交付税を使った取り組みということで、柴田町では防犯灯、LED照明ですかね。そちらのほうに活用しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。



○2番(加藤 滋君) 仙台市の例を出すわけでもないんですが、10月に私も長野県の松本市に視察に行きましたが、庁舎の裏側に電気自動車が十数台並んでおったのを見て感心したというかびっくりしたんですが、本町でも計画的な導入を予定されているのかどうか、再度お伺いしたいと思います。

○議長(高橋たい子君) 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長(鈴木俊昭君) 車の更新時期等々の関係もございまして、あとはやはり電気自動車を導入するに当たっての設備、環境、いわゆる町内のスタンド等の環境がどのように整備されていくかという動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

○議長(高橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。

○2番(加藤 滋君) その普及における国とか自治体の補助制度があるんですけども、国主導の補助金として、クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金というのがございます。補助対象車、補助車両、補助率というふうなデータがございますけれども、例えばEV車であれば40万円、PHV車であれば20万円。国の補助金もそうでございますけれども、自治体の一つの例ですけども、東京都の助成金ということで、EV車、PHV車にも一部支援ということがあります。港区、杉並区なんかは、充電設備への補助金として上限で50万円とか、急速充電器の場合は50万円、普通充電施設であれば10万円というような内容もあります。

本町では、この導入に向けて国の補助金を活用するとか、または本町での中小企業ですとか、個人に対しての導入支援なんかのお考えが、もしございましたらお願いいたします。

○議長(高橋たい子君) 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長(鈴木俊昭君) 当然、柴田町の公用車として導入する際につきましては、今議員がおっしゃられましたクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金を得て、これはリースも可能だということをお聞きしておりますので、今柴田町の公用車についてはリースが多くなっておりますので、リースで電気自動車等を更新する場合、それを利活用していきたいと思っております。

なお、一般家庭あるいは企業については、今のところそういう補助金については考えておりません。

○議長(高橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。

○2番(加藤 滋君) 電気自動車、非常にクリーンな自動車ということで、国としても進めているところがございますし、いろんなメリットもございまして、ぜひとも率先して計画的に導入を図られるようお願いをいたしまして、終わらせていただきます。

○議長（高橋たい子君） これにて、2番加藤滋君の一般質問を終結いたします。

次に、5番桜場政行君、質問席において質問してください。

〔5番 桜場政行君 登壇〕

○5番（桜場政行君） 5番桜場政行です。大綱1問質問いたします。

**地域おこし協力隊のさらなる推進を。**

地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化による人手不足、地域経済維持困難という背景があつての制度です。趣旨として地域力の維持・強化や豊かな自然環境や歴史、文化等に恵まれた地域で生活し、地域社会へ貢献するだけでなく、協力隊として派遣された協力員のニーズも実現していくことになります。

事業概要は、町から委嘱を受け、地域で生活し、地域協力活動に従事させることです。このため総務省は、自治体に財政支援を行うことになっています。地域協力活動とは、地域力の維持・強化に資する活動を言い、具体的内容は、個々人の能力や適性及び地域の実情に応じ、町が自主的な判断で決定するものです。

留意事項として、町は、地域おこし協力隊員の意向を尊重し、関係する各機関や住民ともども必要な調整等を行ったうえ、あらかじめ地域協力活動の年間プログラムを作成し、地域協力活動の全体をコーディネートするなど、責任を持って地域おこし協力隊を受け入れることになっています。

本町では、これまで3名の地域おこし協力隊を委嘱し、現在は2名が元気な地域づくりに取り組んでいます。1名はフットパス、もう1人は町内の地域力の維持・強化に資する活動を積極的に行っています。地域おこし協力隊を受け入れる自治体がミッションや明確なビジョンを示し、目的と活動に一貫性を持った取り組みを実施すれば、地域おこし協力隊の制度が最大限に活用できると考えています。

そこで、地域おこし協力隊の現状と今後の活用について伺います。

- 1) 地域協力活動の年間プログラムは作成していますか。
- 2) 地域おこし協力隊員からの提案や企画書は提出されましたか。
- 3) 協力隊サポート職員を配置していますが、サポート体制は。
- 4) 来年度で隊員の任期が切れますが、その後の隊員募集を考えていますか。
- 5) しばたの未来株式会社に業務委託していたフットパス事業を、新たに地域おこし協力隊を募集し、実施させては。
- 6) さらなる創業支援の強化を図るため、船岡駅観光物産スクエアを利用して、地域おこし

協力隊にチャレンジショップを運営させては。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 桜場議員、地域おこし協力隊、6点ほどございました。随時お答えいたします。

1点目、年間プログラムの策定です。

着任1年目につきましては、地域の現状や課題の把握、地域の人に早くなじんでもらうため、町が示した年間の大まかな活動計画に、地域おこし協力隊員からの意見を加えながら作成をしております。2年目以降につきましては、1年目の経験をもとに、地域おこし協力隊員みずからの活動目標や活動計画を提示していただき、町と調整した上で活動していただいております。

2点目、協力隊員からの提案や企画書の関係です。

地域おこし協力隊員からの具体的な提案や企画書の提出としましては、フットパス事業の充実、拡大を図るための県内外のフットパス先進地への視察関係の提案、人材の紹介や地域づくり関係では、地域おこし協力隊員主催の事業として、フットパスと婚活を組み合わせた「まちコン×まち歩き」や、剪定された桜の木を使用して木工作品をつくる「おとなの木のスプーンづくり」などの企画提案がありました。

いずれの提案や企画書も、地域おこし協力隊員がみずからの知見を広げたり、町の魅力の掘り起こしのために必要と考えたものを意欲的に出していただいたものであり、その内容や進め方などを調整して実施に至っております。

また、最近では、まちづくり推進センターの運営に意欲的にかかわっていききたいとの考えも伺っております。

3点目。現在、地域おこし協力隊員のサポート職員として、協力隊員の活動内容に関する職員を3名配置しております。サポート体制としましては、2週間から3週間に1回、各隊員の活動の進捗状況の確認や活動をする上で困っていること、不安なこと、町への要望事項、生活環境などについて意見交換を行い、町と地域おこし協力隊員間で情報共有をしております。その他、随時連絡をとり合って活動を進めていただいております。

4点目、来年で隊員の任期が切れるが、その後の募集です。

現在委嘱している隊員は、来年の11月末で任期満了となります。地域おこし協力隊員の活動により、フットパスは町民に少しずつ浸透してきており、地域活動も少しずつ活発になってき

ております。今後も都市部の若い人材を活用し、新たな視点で柴田町が元気になるような活動を担っていただくよう、地域おこし協力隊員を募集してまいります。

5点目、フットパスを地域おこし協力隊員に実施させてはということです。

フットパス事業を行うためには、関係する地域の人や資源、推進するサポーターなど、さまざまな人やものとのつながりが重要になっております。これまでは、町がしばたの未来株式会社にフットパス事業を委託して進めてきており、しばたの未来株式会社にはフットパス事業に対してのノウハウが蓄積され、経験を積んできていることから、今後も引き続きしばたの未来株式会社とボランティアのフットパスサポーターの皆さんでフットパスを発展、推進していただきたいと考えております。

新たに着任する地域おこし協力隊員につきましては、町のほかからの目線でフットパスイベントの企画や支援という形でかかわっていただきたいと考えております。

6点目、総合支援のために観光物産スクエアを利用させてはということです。

船岡駅観光物産スクエアは、船岡駅舎2階の一角にある町の施設です。既存の利用者もいることから長期間の使用ができないことや、販売行為を行う場合はあらかじめJR東日本との協議を行う必要がありますが、町主催事業として、また期間限定でチャレンジショップを運営することは可能ですので、地域おこし協力隊員の活動内容と調整を図りながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） ただいまから休憩いたします。

10時45分再開といたします。

午前10時34分 休憩

---

午前10時45分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

桜場政行君、再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 地域おこし協力隊というと、どうしても私は平成27年11月に委嘱をした地域おこし協力隊の1期生が気になります。空き家や空き店舗のリノベーションをすることが好きな隊員で、リノベーションスクールを開催して、交流人口と定住者をふやすためのイベント、特に婚活などを実施するなど、元気に地域づくりの活動を行っていました。しかし、町と

隊員との話し合いの中で、1年で隊員の職を辞されましたが、この1期生の隊員が1年で協力隊をやめた理由というのは、お聞きしていましたか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 具体的に詳細までは承知しておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 先ほど町長が年間プログラムの作成ということに関して、1年目は柴田町のことを理解してもらい、そして地元の方々といろんな話をして、それで自分のやりたいことを探しながら、町との打ち合わせをしながら、2年目から正しい年間プログラムを作成するということがありましたが、例えば1年でやめる地域おこし協力隊の方はいるんですよね。だから、1期生が1年でやめる、地域おこし協力隊は1年から3年という期間なので、別に1年でやめたからどうのこうのとかございませぬが、通告書にも記載していますが、隊員を委嘱する前に、隊員の意向を尊重し、関係する各機関や住民等とも必要な調整等を行った上、あらかじめ地域協力活動の年間プログラムを作成し、地域協力活動の全体をコーディネートするなど、責任を持って隊員を受け入れることになっています。ただし、現実には、多くの市町村は柴田町のようにそこまでの受け入れ体制ができない隊員を委嘱しているんですよ。

本町も基本的には、僕は1回、1期生が1年でやめて新たに隊員を委嘱するときに、ここの反省をちゃんとして、2回生、2期生を募集したのかと思ったら、残念なことに1年間は町のことをする、そして多くの方、町民の方のお話を聞く、要するに顔を売る、自分を売るという形で、正しいその年間プログラムができていない。これは、もしかすると1期生のことを検証して反省をして2期生を受け入れたのではないのかなと私は思うんですけども、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 1年目の経過はあったとは思いますが、今の方々については、改めて年間プログラムというのをちゃんと作成していただきまして、それに基づいてサポートをするように心がけてきたということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 実は、平成29年度で全国で4,830名の地域おこし協力隊が、全国で地域力の維持及び強化並びに地域の活性化を促進するため活動を行っている。ただし、少数の成功と多数の失敗を生む構図が広がっていると言われてるんです。

失敗の原因の多くは、地域おこし協力隊の導入目的が不明確なまま導入しているからだと言

われているんです。この辺は課長、協力隊員の失敗ということで、こんな記事とかお話は聞いたことはございませんか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 国の要綱にある内容でございましたので、そちらのほうは承知しております。見ております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 町の考え方だから、隊員は1年目はしっかりと、何回も言います、町の様子を知ってもらう、町の資源を知ってもらう、町の方と顔を合わせて顔を売る、それから年間プログラムをつくるという形で捉えているようですが、そこが基本的に僕は間違っていると思います。例えば、今の2期生が来年の11月31日で3年目が終わりますよね。その後の募集に関しては、やっぱり今先ほど述べたように、事前にですよ、事前にその隊員のミッション及びビジョン、これは具体的なほうがうんというと思います。その上に、事前に打ち合わせをして、面接をして、その面接の仕方は、例えば東京から来ると大変かもしれませんが、ネットを使った方法でも、いろんな形ができると思うんです。やっぱり再度、地域おこし協力隊を募集するときには、やっぱり町はそれらしいことをやって委嘱をすべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 応募要項がありまして、その中ではその隊員がやりたいこと、あるいはこういったことで町に貢献したいとかそういうのを書くようになっていきますし、その選考の過程でいろいろ面談をしてお聞きするという機会は設けておりますので、引き続きそういった確保をしてみたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 柴田町地域おこし協力隊設置要綱の2条に、協力隊の活動を7項目規定しています。私が読みますね。

第2条、協力隊は、町、地域住民と連携を密にして、次に掲げる活動を行うということで、  
1、地域コミュニティの維持に関する活動。2、地域資源の発掘及び活用による地域振興に関する活動。3、地域ブランド商品の開発及び販売の促進に関する活動。4、地域イベントの推進に関する活動。5、地域間交流及び移住促進に関する活動。6、地域の魅力などの情報発信に関する活動。7、その他町長が必要と認めた活動ということになっています。

これは7項目ありますけれども、余り具体性があるものはないんですね。抽象過ぎて、これ

を見て隊員が町に入ってきて、事前の打ち合わせも少なく、じゃあ地域コミュニティの維持に関する活動を行ってください、見つけてください、2番の地域資源の発掘及び活用に関する地域振興に関する活動を、さあ隊員の方、何か1年の間に見つけて、2年3年目で頑張ってくださいと。こういう形で募集すると、ただし今の隊員の方たち、僕は2名の方を知っていますが、頑張っていると思いますよ。頑張っています。ただし、今後このような大ざっぱな活動内容だけで募集をかけたら失敗すると思いますよ、実際。

だから、募集をかける場合は、もうちょっと町の地域住民が抱えている問題、柴田町の地域で何かこういう問題、課題があるよというものを具体的に示して、柴田町ではこういうことをやれる、やりたい、そういう隊員を募集しますというような、そういった募集方法に変えられないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 今、地域おこし協力隊員の方を募集しても、なかなか集まりにくいというのが現状にあります。これは余りに具体化し過ぎても、そのマッチングの関係でなかなか集まらないということもあります。

その一方で、議員言われたように具体的にということではございますけれども、今年度の今の協力隊員を募集する上でも、具体性を持って、例えばまちづくり推進センターの運営支援ですとか地域イベントの支援、あるいはフットパス事業定着化ということで、できるだけ具体的に書いて募集要項には定めております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 今、隊員2名の方でフットパスに一生懸命やられていると。それで、例えば2年前ですので、2年後に全国フットパス2018 in 柴田、これがあるので、コース設定から地域住民の理解もしくは商店街の方たちの理解、とにかくやることがいっぱいあるんですよ。こういう募集の仕方は、僕はいいのかなと思いました。

それで、もう1人の隊員は、やっぱり1年間ちょっと住民の方といろいろお話をしながら地域を回って自分がやるべきことを見つけ、やっていると思うんです。大変うれしかったのは、僕は今までみたいな募集のかけ方だったら、隊員が精神的に病んで、考えて、本当に大変だなと思いましたけれども、何か先週か今週だったかわからないんですけども、「なうてい！」というのがうちにありまして、それで表紙に柴田町まちづくり推進センターの「ゆる.ふら」というのが表紙を飾っていて、隊員1名とサポーターの方とか、あと職員、臨時職員なんかが入っていて、すばらしい笑顔で掲載されているんですよ。これを見て、隊員とはたまにお話

をしますから心が病んでいるどうのこうのとは思いませんけれども、本当にこれだけ見るとうまくいっているんだなという感じはしました。

それで、特集記事を見ると、1人の隊員は、今町長の答弁にありましたように「ゆる.ぷら」の補助業務のほかに町の情報発信、ふるさと納税の返礼品の新規開発など多岐にわたる地域への活動を行っているということで、この隊員は自分が隊員となって2年、今度3年目になりましたけれども、1年過ぎて2年目から、本来自分がやるべき町でやらなければならないことを見つけたからよかったんですけれども、隊員の募集をかけてもなかなか今は見つからないという話がありましたけれども、安倍首相も協力隊員を今後3倍にふやすようなことも言っていますし、そういった意味では、僕は本当に隊員関係の失敗、成功という記事はいっぱい読んでいたんです。協力隊で全国で成功しているというのは、恐らく2割、3割だと思うんですよ。7割が、基本的にはちょっとこの町、この市に来てやったものの違かったと。そういう記事はかなり見ているので、とにかく明確な例えば募集を書かせるというか、募集をするときに具体的なものでしっかりと募集をかけたらいいと思いますけれども、もう一度そこをちょっと質問させてもらいたいですけれども、いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 今のお話を受けて、今後の募集のほうに反映させていきたいと、参考にさせていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 補足、町長。

○町長（滝口 茂君） 地域おこし協力隊なんですけど、私は個人的な目的と地域と連携した取り組みと、2つの方向があるんでないかなというふうに思っております。

成功している事例というのは、やっぱり自分にスキルがあるということですね。地域に行くと、地域の資源を活用して、例えば自然食パンをつくるとか、そば屋さんを始めるとか、小物の製作が得意であれば空き家を使ってブティックを開くとか、「イーレ！はせくら王国」のようにワインづくりをしたりとか、そういう個人的な目標を持つての隊員と、それから空き地・空き家を活用してとか、イベントを通じてというのは、やっぱり地域の行政と一体にならなければならないということがございますので、なかなか先ほど言ったように目的を決めて募集すると、逆に対象者が狭められますので隊員が集まらないということがございますので、柴田町で例えば大きくくりにして、企業活動を展開した方に来てもらいたいとか、それから空き地・空き家対策、地域の中で新たなサイクリング等イベントをやりたいと、そういう方々に来ていただく、そういう大きくくりでない、私はやっぱり集めにくいんじゃないかというふうに思っ



ております。

それで、この地域おこし協力隊なんですが、成果をすぐに求めても、3年でもし成果が上がって起業がどんどんふえる、起業というのは起こすということです。これは、現実的に無理な面があるのではないかなというふうに思っております。経営が軌道に乗るためには最低5年以上かかるわけですね。下積みから始まって、製品をつかって、それを認知してもらって、そして販売して、それが今度は経営に乗るといのはそう簡単ではないということでございます。

ですから、まずは地域おこし協力隊員にも、自分はその地域で何をしたいのかということと、うちのほうではこういうことをできますと、そのマッチングはやっていかなければならないというふうに思っております。やっぱり地域への憧れ、今、地域おこしの情報誌が本屋さんで大分ふえてきておりますので、それだけ多くの方に読まれている、読者がいるということは、関心を持っている方がふえているんだなというふうに思っておりますが、地方では憧れだけでは成功しないと。やっぱり地域には地域のしきたり、人間関係がありますので、そういった面ではやっぱり飛び込んできてもらって、そこの中で新たなミッションを見つける、これも一つの方法ではないかなというふうに思っております。

第1期生のことについては詳細わかりませんが、若干本人の待遇の問題でも期待した以上に待遇がよろしくなかったという一面も私なりに聞いておりますので、その点は反省して、地域おこし協力隊は、今は残念ながら国の範囲内ではか町のほうは支援できない、その中でもやってもらえますかというアドバイスはさせていただきたいと思っております。

おかげさまで、2期生につきましては、フットパスで成功をおさめておりますし、もう1人の方は3年以降も柴田町の事業にかかわって残りたいということなので、残りたい事業についてはNPOを立ち上げてやりたいということなので、そうした動きに対しては全面的に支援をさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 町長から今答弁をいただきましたが、やっぱり僕は本来、地域が理想の状態になるために解決する必要があるとした課題に対して、その解決手段として地域おこし協力隊が適当と判断した場合に、地域おこし協力隊を活用して地域課題解決を図っていくというのが、僕は正しい協力隊の活用の仕方ではないかと思うんです。

そういった意味では、町は、何回も言いますけれども、地域の課題をしっかりと把握しているのか、この辺が恐らく一番大事なところだと思うんです。そのところをしっかりと、まちづくりだけじゃないので横断的な全ての課のほうで、こんな地域課題がある、もしかするとこ

ういった課題を地域おこし協力隊の方たちに全て解決できるわけじゃないけれども、サポートなり、そういうことができるのではないかと、そういう話し合いを持ちながら募集をかけたほうが僕はいいのかなと考えているんですけども、まず地域の課題を見つけることからだと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 今まで、町民のお話を聞く機会ということで町民懇談会とかもやっていますし、あるいはいろいろな町長メッセージということでさまざまなご意見も寄せられております。そういったことを参考にして、これからも把握に努めていきたいと思えます。

○議長（高橋たい子君） 町長、どうぞ。

○町長（滝口 茂君） 今、桜場議員、地域の課題ということでございましたが、地域の課題ですね、もう数限りございません。具体的に示すというのは、総合計画に盛り込むくらいにあるということなので。

ただ、地域と限定させていただきますと、やっぱり一番なのが第1次産業の衰退ということが大きな意味での課題ということになります。その第1次産業の衰退の中で、担い手がない、若者がいない、そして自分たちの地域はもうだめだと、こういう諦めがあるということですね。

そして、もう一つは、自分たちの考えにもう限定して、自分たちには力がないと判断しているところに大きな課題があるというふうに思っております。一時、別な一地区におきましては、自分たちの力でやろうとする芽はできておりますものの、残念ながらほかの地域では、まだそこまで意識が温まらないというのが大きな課題ではないかなと。私は、地域の資源を活用して自分たちの力で地域に住めるようにする、これが大きな課題だというふうに思っております。

そのときに、この地域おこし協力隊、いろんな都市でネットワークをつくり、そしてノウハウを磨き、いろんな考え方を持っている方々に来ていただいて刺激を受けると、これが大変大事なことではないかなというふうに思っております。地域の課題で一番大きなのは、自分たちの住んでいるところに諦めを持っていること、これを解決するのが柴田町の大きな課題の一つだと町長は認識しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 町長、そのとおりだと思うんです。だからその地域、地域によってやっぱり課題は違いますけれども、もう地域の方たちが、若者がいないとかそういう形で徐々に衰退するというか、自分たちはもう何もできないなという意識が生まれると困ると。そこで、そ

ういうところに、本当に都市部か、協力隊は大体都市部のほうから来るのが主なんですけれども、そういった考え方の違う人が来て、「いや、違うでしょう。ここにはこんな魅力があるんだからみんな頑張らしましょう」と、そういった協力隊員の方たちの募集をかける。

本当に地域、地域ではいろんな課題があるんですよ。町長も言いましたよね、第6次計画にも、恐らく課題はいっぱい出てくるんですよ。そういう課題をとにかくまちづくりで募集をかけるんだったら、まちづくりのほうにぼんぼんぶつけて、それでまちづくりの職員だけで大変だしたら、全職員挙げて、庁議でもいいですけども、この辺でこの辺の課題を今度しっかりと協力隊に募集をしてサポートしてもらおうという形、そういう方法が僕はいいと思うんですけども、次は3期生の募集になるかと思えますけれども、そういう形でやっていただけないことであれば、大体ここはここで質問を終わらせたいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 今のお話、検討させていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○5番（桜場政行君） ここで検討なんですか。もう一度お伺いします。やってもらえますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。副町長。

○副町長（水戸敏見君） 議員おっしゃることもよくはわかるんですけども、余りに具体性を持たせたミッションを与えてしまえば、一定程度のノルマを課するというふうにもなりますね。それで、私どもは、この協力隊員については、もちろん町にさまざまな外からの目、支援をもらうということも考えておりますが、若い人材を何とか育てて、ほかに、例えば町を離れることが失敗だというのであれば失敗かもしれませんが、そういう若い人材がさまざまな仕事につくためのいわゆるトレーニングにもなるんだろうというふうな捉え方でやっております。

地域の課題、多分それを言われれば、1つだけ確かなのは、各地域で所得を生み出すことなんです。何かもうける仕組みをつくってくれないかというのは簡単なんですけれども、しかければそう簡単ではないんだろうというふうに思います。そういう意味で、余りにも手続とか手法まで示したような募集をかけるというのも、裏側にはノルマを課すということになりますので、少し考えてみたいというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） ミッション、ビジョン、具体的なテーマを決めて募集をすること自体が、例えば総務省の協力隊の推進要綱に、趣旨の中に、都市住民のニーズに応えながら地域力の維

持・強化に資する取り組み、有効な方策と考えられるという文章があるんですよ。ここの都市住民のニーズに応えながらというのは、都市部に住んでいる人たちが自然環境な町に住んで何かをしたいというよりは、地域おこし協力隊として、その市町村、柴田町だったら柴田町に来てある程度のミッションをいただきながら、自分もウオントというか、こんなことをして楽しい、そして楽しかった結果が地域を明るくしたと、恐らくそういうことだと思うので、今副町長が言ったそんなノルマとかそういう形ではないと思うんです。とにかく、検討するということなのでこれ以上は言いませんけれども、ぜひ3期生を募集するときには、私の今お話をしたことも頭に入れてもらいながら募集をかけていただきたいと思います。

それから、提案、企画でいろいろちょっと町長が言いましたけれども、例えばそれこそ地域おこし協力隊の方たちは、先ほど言いましたけれども、町の中を1人の隊員はいろんなところに顔を出している。そういった中で、例えばいろんな提案がもうちょっとないのかと。フットパスの研修に行く、婚活に絡んだものに行く、あとちょっとこまいことばかりあったんですけども、現実的にもっと提案はなかったんですか。柴田町はこんなことに取り組みばいいんじゃないですかと、自分たちが研修に行くとかそういう提案じゃなくてですよ。この地域にはこんな動きをやったほうがいいんじゃないとか、そういった提言とか企画書なんかは上がってこなかったんですか。それはまちづくりだけに対してではなくて、各課に対して何か上がってきた課の課長がいましたらお知らせしていただければと思うんですけども、なかったですかね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 町長答弁の中で、「まちコン×まち歩き」ですとか、スプーンづくりも提案申し上げましたけれども、それ以外にもグリーンツーリズムの一環ということで苗箱洗いのツーリズムということも企画書として上げていただいております。これはふだん農作業をしない仙台圏の方に、あるいは野菜づくりをしない方々に来ていただいて、苗箱洗いを体験して、あとは古民家でいろいろ昼食をとっていろいろ話し合っただ元の方と交流するといった企画もございました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。

○5番（桜場政行君） それは実際に行ったということでもいいんですか。例えば、その提案なんかで、なかなかちょっと難しく実現されていない、もしくは今検討しているというような企画とかはなかったですかね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 年間計画に対しては、ほぼ提案どおりに実施されているものと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） こんなことを言っってはちょっと言い過ぎかもしれませんが、執行部に言っってもちょっと無理だから言うのをやめようとか、そういう雰囲気はないんですね、隊員の方たちは。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） まず、柴田町という町がわからない中で1年、2年、3年目に入りましたけれども、実践しながら、まず人の顔を覚えながら、地域の課題を自分なりに体験しながら、そしてイベントを通じて実際にやりながら、汗をかきながら、そして徐々に徐々に仲間づくりをしてというのが現実ではないかなというふうに思っております。

私にも企画書が来ましたが、やっぱり公務員の世界の話をしてやりました。やっぱり企画書を書くにはパターンがあるんだと。やっぱり目的から具体的な提案、そしてお金も考えないと企画書とは言えないんだと。ただやりたいことだけを書いて企画書にならないんだということで、私なりに、直接来ましたので却下したやつもございます。

ですので、やっぱり2年で、役場の職員が、申しわけないんですけども、その担当で組織立って農業の振興をやっているんですが、なかなか難しいのに、1人で来て実践しながら企画書の提案というのは、ちょっと酷なんではないかなというふうに思います。役所に対する書類のつくり方を勉強しているところなので、私としては実践を通じて汗をかきながらいろんな体験をして、3年で終わらせないで、4年目に柴田町に残るということだけでも、地域おこし協力隊の意義はあったんではないかなと、成果があったんではないかなと捉えております。もちろんこれが徐々に提案ができるようになって、柴田町のまちづくり提案制度に乗っかってくるということであれば、また一歩前進と捉えるべきではないかなというふうに思っております。

必ず、最近、はやり言葉のようで成果、成果と言いますけれども、まちおこしには時間がかかるんだという別な面もお忘れのないようお願いしたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 桜場委員、再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 企画に関しては、確かに町長のほうに月に1回活動報告書みたいなものを恐らく提出していると思うので、その中に恐らくそんな企画とか提案があったと思いますけれども、今回町長が手にした企画書は、ちょっと余りにも現実からかけ離れているようなそういう企画だったから実現できなかったということですが、今後ともやっぱりそういった協力隊

の方たちが、地域外から来た人たちのアイデアとか企画というのはおもしろいところがあると思うんですよね。それはそれとして、現実にあるものは今後とも一生懸命町として協力隊の方たちができる範囲で行えるように、そういった姿勢をお持ちいただければと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） さらに提案の制度の充実に努めていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。

○5番（桜場政行君） 済みません、ちょっと聞き取れなかったのですが、もう一度お願いいたします。

○議長（高橋たい子君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 今までの経過を踏まえて、さらに提案制度を充実させていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） まだ聞こえませんか、大丈夫ですか。再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） だから、協力隊の提案制度ですか。企画書、大事にして、真剣に扱っていただきたいということをお願いしたいと思っております。

それから、隊員に対するサポート体制、ここなんですよね、大事なのは。僕は、このサポート体制が協力隊を生かすも殺すも一番大事なことかと思っていたんです。それで、先ほど町長の答弁だと2週間か3週間に1回、しっかりとそういった意見交換会なりをやっているということだったんですけれども、例えばサポーターが3名、まちづくりのほうから3名いるということですか。しっかりやっているということなんですけれども、二、三週間に1度の意見交換会は、職員は何名くらい出るんですかね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 若手職員3人が応対しておりまして、二、三週間に1回、隊員が活動報告書を持ってまいります。その活動報告書というのは、活動日誌を週報ですかね、1週間にまたがって午前と午後、一日何をしたというのが書かれている報告書ですが、それを二、三週間に1回来て、かた苦しい打ち合わせというよりはミーティングのような形で意見交換を交わしていると。そして、相談を受けたり、アイデアを出したりして進めているということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） その意見交換会が二、三週間に1回、実に素晴らしいことだと思います。

そこだけは継続をしていただきたいと思います。この意見交換会というか、僕はどちらかというと定例会という呼び方でいいと思うんです。定例だから二、三週間に1回じゃなくて2週間に1回でもいいと思うんです。そういうことを行うことによって、さっき言った協力隊のアイデアを実現しやすくなると思うんです。例えば、活動報告書に、町長に例えば企画書を書く段階で、職員の人がある形で、こういうふうに変えればもしかしたらできるかもしれないとアドバイスはできるし、もう一つ地域おこし協力隊の微妙な心境の変化も、2週間に1回ぐらいであれば絶対酌み取れると。

もう一つ、地域おこし協力隊の3年後に向かう時間がとれると。1年目でやめる人もいるかもしれませんがけれども、大まか3年間やると。入ってきた段階で、通常2週間ずつやっていたら、今2つ言った以上に、3年後はじゃあどうしますかみたいな話も絶対できるので、二、三週間に1回行っているということですが、これはしっかりと続けてほしいし、できれば2週間に1度くらいやったらどうかと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 期間の関係でございますけれども、できるだけそうなりますよう努めてまいりたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 若手の3人がそういったサポーターをやっているということでございましたが、課長はまちづくりになって1年目ということでございましたが、僕は課長なんかと例えば協力隊の方、飲み会をしろとは言いませんよ。でも、2カ月に1回ぐらい食事をとること、若い職員に任せることも大事かもしれませんが、二、三カ月に1回ぐらい、課長というか本当の担当課の上司の方たちと食事会でもいいから二、三カ月に1度やると、隊員の方たちはまた違うのかなと思います。お昼だったらお酒も飲むわけじゃないし、そんなにお金もかからずコミュニケーションがとれると思うんですけれども、課長いかがですかね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 具体的な話をいただいておりますけれども、今まで実は、課の懇親会等においていただいて交流を図ったこともございます。それからあと、サポート体制をとる中で報告を受けたときがあったんですけれども、課で役場内で朝礼を行いますけれども、その朝礼の場で隊員の方の近況報告、これからの予定等を話していただいたことがありまして、いろいろコミュニケーションを図っているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） しっかりとコミュニケーションを図っているということなので、今後ともより以上に綿密なコミュニケーションをとっていただければと思います。

それから、意外と、地域おこし協力隊の方たちを全国的にいろいろ見ると、活動日誌、これは結構おっくうだという声を聞くんですね。それで、それぞれの市町村で活動日記に、例えばその日一日取り組んだ主な活動内容や活動目的、活動場所、活動時間、参加者、進捗状況、次回に取り組む内容、結果、考察、感想、今後のスケジュール。活動日誌にここまで書かせる市町村があるらしいんですって。それで、柴田町も毎日、活動をするときには活動日誌に記録しなければならぬと要綱にうたっていますが、どの程度の活動日誌なのかお聞かせ願えればと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 余り詳細なものではなくて、A4、1枚の紙に1週間分のことを書いていただくと。一日、午前中何をした、午後に何をしたという形の概略的なものでお願いしています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 活動日誌についても、それでいいと思います。それで、詳細なことは月に一度の活動報告書にまとめればいいと思いますので、活動日誌に関しては本当に簡易で物すごくいいし、活動日誌を小まめに書いているところがあったときに、ある隊員が、地域おこし協力隊のミッションは立派な報告書の束を作成することではなく、地域の課題を解決することにあることを第一番と考えているということなので、本当に簡略的でいいと思いますので、柴田町の取り組みは間違っていないのかなと思いました。

それから、隊員の募集に関しては、もうさんざんお話ししたとおり、私の大体隊員募集に当たったの進め方は理解してもらったと思うので、前向きに考えていただきたいと思います。

それから、フットパスに関しては、町長の答弁を聞くと、来年度も未来会社にお問い合わせしたいということでございましたが、未来会社の要するに地方創生の補助金を使ったものは来年度はないと聞いていたんですね。それで、どういう形で未来に会社にお問い合わせするか、委託するのか。その辺、ちょっと決まっていることがあったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） まず、フットパス事業だけではなかなか採算がとれるものではないと思っていますのでございます。それで、未来株式会社のほうでは今まで自主事業を進めてこられました。さくらマルシェ、バル、落語などを進めてきた中でも、なお一層の



これから収益性を確保するものが求められてくると思います。これから会社からの提案などを検討してまいりたいと思っていますところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） ということは、まだ来年、未来株式会社にフットパスを町のほうから委託をすることまでは決まっていないということなんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） フットパスですね。柴田町は率先して歩くということを政策の大きな柱に掲げてきておりますし、全国大会も開催されましたので、本来であれば地方創生で継続をしたいんですが、地方創生は平成30年度で終わりということでございますので、東北観光復興対策交付金、こちらのほうに入れられるかどうかも含めて検討しなければならないというふうに思っておりますが、もしそういう国の資金が活用されない場合でも、単独でやっぱり続けていかなければならないというふうに思っておりますので、委託事業として考えていきたいと思っております。

ただ、それだけではなくて、柴田町の一番の問題なのは、今地域おこし協力隊もそうですが、新しいビジネスですね。それをインキュベートする仕組み、そういうものがちょっと足りないのかなというふうに思っております。丸森町は1万四、五千のところに、民間会社がインキュベーター施設を持っておりますので、そういう丸森町のインキュベーター施設を学びながら、新たなビジネス、柴田町は里山ビジネスと呼んでいますが、そういうビジネスサポートも、このしばたの未来株式会社に委託をしていければというふうに考えているところでございます。

改めて、フットパスにつきましては、しばたの未来株式会社が適当ではないかなというふうに思いますし、町としても委託事業として考えていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 地方創生の補助金を使って未来会社のほうにことしで3年目。それで、ことしは全国大会のことも含めて、金額は多額という形にしておきますね。例えば来年もそういう形で未来会社のほうに委託するとなったら、東北観光復興交付金が出ない場合でも自己財源でお願いするという形なんですけれども、ことしのような金額の委託金にはなりませんよね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ことしは全国大会ということもございましたので費用は大分多くとったんですが、今回、今度はそれを縮小する形で、身の丈に合ったフットパス構想、それだけでは事業経営ができませんので、さくらマルシェ、それからバル等々組み合わせていただいて、会

社のほうに委託したいと。一番はやっぱり里山ビジネス、ビジネスのインキュベートの仕組みづくりですね。それで新たな仕事を起こせるようにつくっていく、それがもう一つの大きな柱になるということなので、全体で支援をする、委託をするということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） フットパス、本当にすばらしい事業だと思ったので、本当に補助金がなくなったらどうするのかなというちょっと危惧をしていて、今回こんな質問をさせてもらいましたけれども、未来会社のほうにお願いするということだったので、金額のほうはまだはっきりしていないということだったので安心しました。

でも、そんな中でも1人の隊員がフットパスに割と専念しているいろいろな活動を行っていますけれども、僕はフットパスでも来年度もし募集をかけるのだったら、こういった形でまた募集をかけてもいいかなと思うんですけれども、フットパスに関してですよ。未来会社にサポートしながらという形で。そのほかにできることがあったらあとはやってもらえばいいんですけれども、その辺はどうでしょうか、課長。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 募集の具体の項目としては、フットパス事業も考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） では、そのようにやっていただきたいと思います。

それから、6番の船岡駅の観光物産スクエアを利用しては、可能だというお話でいいんですよね。それで、ビジネスに関するとJRとの調整も必要だということだったんですけれども、その辺もうちょっと詳しくお話ししていただければと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） コミュニティプラザなんですけれども、先ほど町長答弁にもありましたとおり、既に今使っている利用者がまずいるんですね。ですから、通年を通じてチャレンジショップにするということはなかなか現実的に難しいのかなと。それで、いずれ新たな施設、使い方をする場合は、やはりJRとのまず協議が出てきますので、その辺はあくまで町主催事業でやりますということであれば、ある程度JRとの協議もつくのかなというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 今、柴田町商工会では経営発達支援事業が通りましたよね。通って、目

標として、1つ魅力ある個店づくり、それから2空き店舗の再活用、3創業者の輩出、4魅力ある個店が軒を連ねる消費者に支持される商店街の実現というふうとうたっているんですね。できれば、あと経営セミナーみたいなことも年に2回くらい行いたいと。今のところはちょっとあれですね、チャレンジショップじゃなくて、直接創業したい方が柴田町もしくは商工会なんかに相談に来る、本気であればまた別な形で動きがあると。僕はその以前の、やっぱり商売となると、特に飲食店なんかやるとなると莫大なやっぱりお金が必要だし、融資も必要だと。そういった面では、今、柴田町は創業支援体制ができていて、各金融関係とかいろんな形で融資の方法もうまくやればすぐ開業できるような形が今できているんですね。

そういった中で、その一步前のチャレンジショップ、これは物すごくいいなと思ったんです。いろんなイベントを見ていると、例えばハンドメイドでつくったものが、例えば先日の花マルシェ、ああいう形でいろんなことで個人的につくっている人たちが、ああいうイベントには必ず出てくるんですね。それで、チャレンジショップなんかをして数多く呼びかけたら、そういう方たちが恐らく何人も出てくると思うんです。期間は基本的には3カ月から半年になっていて、再契約は長いところでやっぱり1年か2年ぐらいやっているんです。そういう形で、本当に新しいビジネスを起こしたい人を、より以上に知ることができるいいチャンスだと思いますので、本当にこのことは前向きに進めてほしいと思うのですが、いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今、桜場議員が、この間の花マルシェの話を出していただきましたけれども、やはり今、新しいビジネスを起こしたいという人たちのきっかけづくり、あるいはやりたいと思ったときにやれる場所、そういったものが今、船岡駅というものを中心に、特に商工会のほうでは花マルシェ初め、あるいは桜まつりのときにうまいものマルシェ、そういった形で開催しておりますので、そういった一つのきっかけとして、実際にお店を持って、場合によっては空き店舗を活用して店を持ちたいと、そういった方向に向けていけるようにと。それで、そのためのサポート体制として、今議員が言ったように、創業支援の体制、商工会、町、そして金融機関と連携してでき上がっておりますので、その体制はしっかりできています。

○議長（高橋たい子君） 補足、町長。

○町長（滝口 茂君） 実は、j a m j a mというのを第3回やっておりますが、j a m j a mの中でもいろんな特技のある程度の売買に結びつけるまでのレベルの方は結構いらっしゃって、そのイベントが成り立つまでに柴田町はなっております。それで、話を伺ってみると、まだ自分のお店を持つまでには不安でできないと。だからこのチャレンジショップ的なもので期間限

定でもいいから場所をつくってもらいたいという要望は確かにございます。

ただ、一番問題なのは、挑戦することはいいんですが、町長はですね。必ずすぐに、効果を求められるということなんですね。ですから、議会のほうでも、きょうは桜場議員が提案されておりますので、3年、4年、失敗してもトライ・アンド・エラーで、政策が失敗しても長い目で見て、監査で指摘されないというんであればやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 今の町長の答弁は、やっていただけるという形です。監査に関してはノーコメントにさせていただきますけれども、総務省の地域おこし協力隊の設置要綱の第4条の（1）に、地方自治体は地域おこし協力隊の活動が円滑に実施されるよう複数人の受け入れを同時に行うことをうたっているんですよ。例えば、先ほど言いましたフットパス、そしてチャレンジショップの隊員を複数名募集することによって、隊員の負担も少ないし、もしかすると町にいい効果をあらわすということなので、前向きに進めてほしいことをお願い申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋たい子君） これにて、5番桜場政行君の一般質問を終結いたします。

次に、17番水戸義裕君、質問席において質問してください。

〔17番 水戸義裕君 登壇〕

○17番（水戸義裕君） 17番水戸義裕です。

新しい人を入れるのも大変だということですが、古い人を入れるのも大変だと、最近国で言っている定年が延長されることによって、定年帰農が難しくなるだろうということで、この国の農業はどうなっていくんだろうというふうに思っています。

さて、それでは本題に入ります。

**町長は、期待する町民の声にどう応えていくのか。**

これからのまちづくりには、さらに町民が主体的に地域活動や行政活動に参画し、真の住民自治の実現が求められていると思います。経済や地域社会が大きく変化していく中で、地方自治体としてどのようなシステム等をつくり上げ、地域経営、組織経営するのでしょうか。町民の意識は、地域・年齢・男女別でさまざまだと思いますが、町民からの要望に対し、いかに応えるか、町政の課題と対策について伺います。

1) 毎年夏に実施されている「ザ・フェスティバル in しばた」への若者の参加について伺います。

①小中学生や20代の青年たちの参加について、企画の段階で、どのような議論をしていますか。

②子どもの参加について伺います。多様な町民には、当然子どもも含まれるものと考えますが、どうでしょうか。

大綱2点目、**児童生徒の水分補給**について伺います。

夏には、児童生徒は水筒を持参しているようです。熱中症対策の一つとして、校内に水分補給のための冷水器を設置してはどうか。

大綱3点目、**本町の健康対策**について伺います。

健康しばた21において、「生活習慣病の発症予防や重症化予防に重点を置いた健康づくり施策に取り組むことにより、健康寿命の延伸を図ります」とありますが、この生活習慣病対策の内容について伺います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1点目、町長。2点目、教育長。3点目、町長。最初に、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 水戸義裕議員のまずは大綱1点目の「ザ・フェスティバル in しばた」についてでございます。

柴田町の夏の風物詩「ザ・フェスティバル in しばた」のイベントの企画については、当実行委員会内に設置しているイベント・広報部会において協議をしています。このイベント・広報部会の委員は、柴田町商工会理事を部会長に、子ども会育成会やよさこい団体の代表、イベント関係者、柴田町観光物産協会職員など11名の委員により構成されています。

出演希望者については、イベント出演枠に限りがあるため公募はしておりませんが、出演希望があった際には、そのイベント内容等をイベント・広報部会で協議し、なるべく出演希望者の期待に応えるように配慮しております。

ことしの参加団体につきましては、小学生を中心としたチアダンスやよさこい演舞など多くの子どもたちや20代の若者が参加し、熱気あふれる演技により会場を大いに盛り上げていただきました。また、毎年、仙台大学の学生たちが、会場内の随所で運営のお手伝いをしており、会場内では多くの子どもたちが露天や花火を満喫しております。

もともと、この「ザ・フェスティバル in しばた」は、小さい子どもたちから大人まで多様な町民が来場し、また町民と町外からの来場者が一緒に参加できるイベントでもあり、世代間

の交流や町民のコミュニケーションづくりの場として、地域づくりの輪を広げることを目的としてこのイベントを開催しているものでございます。

○議長（高橋たい子君） 2問目、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 水戸義裕議員の2点目、校内への冷水器設置についてお答えします。

町の宝の子どもたちのより快適な学校生活環境づくりを思っただけのご提言ありがとうございます。教育委員会としましても、各学校と連携して、子どもたちや先生方が猛暑を乗り越え、快適な学校生活を送ることができるよう熱中症予防対策に取り組んでまいりました。

具体的には、家庭から持参した水筒で小まめに水分を補給すること。また、保健室に経口補水液などを常備し、体調がすぐれない子どもたちに対処すること。さらには、各学校に熱中症指数計を配備し、暑さ指数の状況に応じて屋外での活動や部活動の際、休憩を積極的にとることや、エアコンを設置した図書室、パソコン室などを効率的に活用することなど、ソフト面での予防策を講じるとともに、町内3中学校には霧状の水滴に触れて暑さをしのぐことができるようミストシャワーを設置しました。生徒たちには好評であったと聞いております。

ご提言いただきました冷水器の設置につきましては、熱中症予防対策の有効な方策の一つと考えてはおりますが、設置するためには給排水管の工事が必要となるなど設備費及び設置工事費に多大な経費がかかること。また、設置台数によっては多くの子どもたちに対応できず、授業などへの支障が想定されることなど課題も考えられます。

現時点におきましては、国の補正予算の冷房設備対応に関する臨時特例交付金を活用しまして、町民や子どもたちから要望されております教室へのエアコンの設置を優先してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 3点目、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 本町の健康対策ですが、既に平間議員、吉田議員、森議員にもお答えしておりますので、重複する点がございましてお許しいただきたいと思っております。

町では、フットパスや里山ハイキングなどの事業を実施し、楽しく歩ける環境の整備に取り組んでおります。歩くことは身近で日常にとり入れやすい運動であり、健康対策についても歩くことを基本とした取り組みを行っております。

まず、ご質問がありました生活習慣病予防の取り組みとして、運動教室や健康セミナーなど

の事業を実施しておりますが、本年度新たな取り組みを行っており、健康づくりの支援者として、健康推進員の中から運動普及リーダーを養成し、健康づくり事業で活動していただいております。

また、健康づくりポイント事業では、努力型ポイント事業健康100日チャレンジを拡充し、5つの生活習慣改善メニューに取り組めるようにしました。

ことしの健康まつりでは、「ジブン観察！セルフモニタリング」テーマに、講話や各種測定、相談コーナー等を実施し、さらに自分の健康状態に関心を持っていただくきっかけとして、血圧や体成分等を測定する「からだ測定会」を11月から実施しております。

また、スポーツに取り組むきっかけづくりとしては、「運動・スポーツ習慣化事業」を仙台大学に委託して9月から実施しております。

生活習慣病の重症化予防については、糖尿病性腎症重症化予防事業として、町内の医療機関の協力のもと、糖尿病で治療中の方に保健指導を実施するとともに、事業終了者を対象とした糖尿病患者友の会の立ち上げに取り組んでおります。

今後も健康寿命の延伸を目指し、生活習慣病対策を推進してまいります。

○議長（高橋たい子君） ただいまから休憩いたします。

12時45分再開いたします。

午前 11時45分 休 憩

---

午後 0時45分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

水戸義裕君、再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） それでは、伺います。

今、まちづくりフェスティバル in しばたについての状況を町長から答弁いただきました。

具体的に、このフェスティバル in しばたのときの実行委員会での状況をお聞きしたいと思っております。どのような状況でその会議を進めているかということをお聞きしたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） フェスティバルにつきましては、まず全体の実行委員会という大きな組織がございまして、そのほかにイベント部会、あるいはいろいろ警備とかなんかを担当する総務部会、そして今回のいろいろなイベントを担当するイベント部会、そういった部会

に分かれながらイベントを開催しているような状況になっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 先ほどの答弁の中では、育成会の代表というか、これは大人でしょうけれどもありましたけれども、この育成会の出た方からは、16、17、18とこの前課長にこのプログラムをもらって見たんですが、ここで子どもたちがどのような責任というか企画なり参加したいというふうに思っているかというのは、現実にはつかんでやっていないということなのかなということで、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） そのイベント部会の中で、あくまで例年出ていただいているイベント、それが中心になるんですけども、そのほかに公募はしておりませんが、こういったイベントをぜひやりたいというようなことがあれば、そのイベント実行委員会のほうでその時間を調整して出てもらうと。何せご存じのとおり、夏の暑い時期のイベントですので、なかなかそのタイムスケジュールを朝から組むというわけにはいきませんので、夕方、それもやっぱり涼しくなった時間帯からイベントが行われて、なかなか時間が制約されるということもありますので、イベントの公募というのはあえてやらずに、イベントを例年やっているところから出てもらって、新たに出てくれば受け入れるというような体制になっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○17番（水戸義裕君） そこで、子どもたちといっても、年齢的にいくと、例えば中学生とか高校生とか、こういった若い人たちの意見を直接聞く場はそこにはあるのかどうか、お聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 直接聞く場はございません。また、育成会の代表の方もそのメンバーの中に入っておりますので、そういったところは間接的にお話を聞くということになっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） わかりました。それで、来年からの話になるんですが、このフェスティバル in しばたに子どもたち、いわゆる中学生、高校生、それから20代前半というかその辺に限っての話になりますが、それについての企画の段階での出席と、それと先ほど小さい子どもから大人まで楽しめるイベントだということなんですが、そういった子どもたちの意見を聞く場を考えているということはないかどうか、考えていますかということでお聞きします。



○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） その小中学生の意見を吸い上げるということで、直接なかなか会議の場に来ていただいて、イベント実行委員会であればイベント実行委員会の中に来ていただいて意見を聞くというのはなかなか難しいと思います。子どもたち自身、やはりやりたいことを急に何かやれと言われても、なかなか答えに困ると思うんですね。ですから、そのために育成会の役員の方々がそのメンバーになっておりますので、そういったところから逆に、子どもたちに参加できるんだったらどういふイベントなんだろうねというようなことを問いかけをしながら吸い上げていくというようなやり方しかできないのかなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○17番（水戸義裕君） それでは、その企画の段階では当然本当は時間的にもというか難しいと思うんですが、その祭りが終わってからとかに、来年はこういうふうにしたいということ为例えば考える中で、そういった子どもたち、ですから高校生なり20代なりの人たちを集めて、このフェスティバル in しばたについてどう思っているかとか、どういふふうなことをしたいこともあるのかといった会議を持つというふうな考えがあるかどうかお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 子どもたちに限るとなると、なかなか難しいようなやはり気がいたします。ただ、子どもたちの意見を吸い上げるということで、例えばアイデアなんですけれども、フェスティバルに対してアンケート調査を何かの機会に持つとか、あるいは今参加している子どもたちの団体、そういったところからどういふイベント、あるいは企画ができるのかどうなのか、そういったものをいろいろ団体のほうから吸い上げるという形しか今のところはないのかなと。今のところは考えておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○17番（水戸義裕君） わかりました。

それで、先月の6日の河北新報に、「わがまち若者議論 夏祭りにアイデア続々 角田市」。それで、「角田市のまちづくりについて若者が話し合う「角田わかもの議会」が10月28日に開かれた。14歳の中学3年生から28歳の会社員まで14人が参加し、活性化策を考えた」ということで、角田市の商工会主催なのでこれをもたらってきたんです、こういうことをやっているということで。それで、これをもって、この内容についても聞いてきました。ただ、余り具体的に言えないところがあるのであれですが、その中で14名が参加してこういう会議をやったんですね。ですから、まちづくりというよりも夏祭りについてだけ、これを10月にやっているんで

す。だからそういったことも考えないかということで改めてお聞きします、今後ね。全然ないといえませんが、それはそれでいいんですけども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 祭りに限ってとなるとなかなか絞られてしまうのかなというふうな気がいたします。

ただ、議員ご存じのとおり、今子ども議会ということで年に1度、各小学校単位で子ども議会というものも開催しておりますので、その中からそういった祭りについて提案等があれば、そういったものを執行部のほうでできるかどうか、そういったものを考えながら、場合によってはその祭りとして生かしていくということも考えられるのかなと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○17番（水戸義裕君） ですから、今言ったように中学3年生からと。夏祭りについてだけでも、ここは角田わかもの議会ということなんですが、こういうふうにしてやっているところがあるわけですよ、隣のまち、隣に。それで、今言ったようにできないみたいな話だけしないで前向きに考えると、そういうふうにしてほしいなというふうにも思うわけです。そんなことで今回、11月6日の新聞報道から質問しました。

それで、若者を集めてまちづくりについて懇談会とか、町長を挟んで意見交換会とか、ここ最近、町で実施したことはありますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） わかもの議会と場所を決めて会議を持ったことはございませんが、随時、若者につきましてはいろいろな機会に、柴田町で自分たちのまちは自分たちでということで、あちらこちらでイベントが行われているのではないかなというふうに思っております。

今回も若い人たちを中心に、喰暄'ROLL2018（しょっけんろーる2018）という新しい試みもありましたし、j a m j a mという若い人たちの集まりもありますので、角田市でわかもの議会が開かれたというのであれば、その議会の成果、実際にどういうことをやれるか、ちょっと角田市の動向を見させていただきたい。

柴田町は、そのほかにも子ども会育成会でのお祭りも、角田市には多分ないお祭りもやっておりますので、直接は持っておりませんが、若者の意見は聞くようにしているつもりでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） ですから、町長首長ということで首長を挟んで、こういった若い人たち

の意見交換会をやっているというのは、結構いろんな自治体でやっていらっしゃるんですよね。ですから、この役場内だけとか、それから地区はもちろん大事ですけども、そういった年齢層ももうちょっと広げて若い人たちの意見も聞いてまちをつくる。これからのこととということとでやっていただければというふうに思います。

東北観光推進機構でも、東北における観光振興の若手人材を育成するということで、フェニックス塾というのを2016年に立ち上げた。私たちの郷土、東北全体を俯瞰し、観光振興策を企画する創造力とそれらを実践する行動力を担った若手を育てることという名目でこういうふうに行っているんですね。

それから、隣の山形県では山形県知事を挟んで若い人たちとの会議を持たれている。愛知県の新城市では、若者議会ということで予算もつけてやっている。1,000万円ほどというふうに資料には載っていましたが。これについては、当然税金を使うということで厳しいチェックが入るんだということとやっているということ、若者会議と若者議会とあるんですが、この違いということをご存じかどうかお聞きしたいと思うんですけども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 若者議会といった場合は、議会を通じた集まりであって、若者の会議といった場合は通常の議会を使わないで一般の町内の会場ですとかそういったところでやる会合になるのかなと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○17番（水戸義裕君） これは一般論ということにもなるのかと思うんですけども、若者議会ということになると、それは一般的に「はい、そういうことで参考までにお聞きします」という程度で終わるんだそうです。

それが若者議会となると、今言ったように愛知県の新城市のように予算がくっついてくるといふ議会ということで、若者も無責任のことは言えないということで若者議会と呼んでやっているということなんですね。

そういうことで、角田市も若者が思うこれからの夏祭りということでやっています。その中で見ると本当に参考になる意見がいっぱい出されていますので、今後それは考えていただければいいなということで、次の質問に移ります。

冷水器についてですが、先ほどの教育長の答弁を聞いていると、私が言っている水分補給とはほど遠いかなと。つまり、ミストシャワーとか、エアコンをつけていますとかということは、体内に水は入らないわけですよね。私が言っているのは、水分補給ということで質問していた

ので、ですからこれについてどのように考えますかとお聞きしたので、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 夏場の児童生徒の水分補給に関しては、教育長答弁でも申し上げましたが、まず各自持参していただいた水筒の水を飲んでいただくということでの対応をしております。

それで、環境省の熱中症環境保健マニュアルにおいては、高齢者・児童においては、喉の渇きというものを自覚する部分が弱いということを言われております。ですので、自由に飲むと、授業中であっても先生方の指示により、まず水分を補給する、それが熱中症の予防にまず効果があるということですので、児童生徒が自由に飲める、水分補給ができるというのがまず一番は水筒ではないかということで、水筒を持参していただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○17番（水戸義裕君） そうですね。水筒持参ということでは、私も東船岡小の校長先生といろいろ話して、実際は持ってきていると。ただ、そんな1升もの水筒なんて持ってこないの、当然午前中なら午前中でなくなると。それで水道の水を使って補給をすると。今度は氷が入っているから、それはそれでいいので、できるということなので、それは確かにそうだと思うんです。

ただ、持参した水筒が、登下校時に誤って転んで、その水筒がもとで入院した、子どもがけがをしたという事例もあるんですね。持っていったために、転んだときに水筒の上に体が落ちてけがをしたと。そういう事例もあるんですね。ですから、水筒は、ある意味かばん以外のものということになるんですが、それによる事故もあるということで、禁止まではしないけれども、よくよく気をつけて持っていくようにというふうな注意を促しているということなんですね。

埼玉県の本庄市では、市長への手紙で、「学校に冷水器があればよいと思いますが検討してもらえないでしょうか。うがい機能もあればインフルエンザ予防にもなります」といったような希望が出されているし、戸田市では市内小中学校に冷水器を設置していますということもあるわけです。これは、ですから水筒持参については、宇治市では学校便りで、必ずまず記名をお願いしますと、確実に持ち帰るように習慣つけさせてくださいということで父兄に注意を促したりしてやっているということです。小平市では、運動会の終了まで持ってくるということ、毎日持ち帰る、回し飲みはしない、学校帰りには飲まないとかというふうないろいろな

細かく決めてやっていると。

それで、さっき課長も言われたとおり、確かに早稲田大学の先生ですが、人間の汗腺機能が完成するのは18歳前後のため発汗により体温を下げて熱を逃がす機能が子どもは大人と比べて未熟であり、うまく熱を逃がせないため、大人の感覚で判断することは危険であることを指摘されている。ですから、エアコンだって、今言ったように大人と子どもの体温、温度感覚が違うから、エアコンをつけるから安全ですよということはないんだということは、まず一つの注意点だというふうに思います。

それで、この冷水器なんですけど、多分皆さんも経験していると思います。昔駅にあった、どこかにあったというのを、このくらいの高さでこうやってスイッチを押すか足で踏んで飲むというのは経験していると思うんですが、あれになると1台8万5,400円の値段があります。それから、こういう台に乗っけて飲むやつという、これだと7万4,000円とか。しかも、これについてはレンタルやリースもありますのでということなんですね。

ですから、確かに体温を下げさせるというか、温感をミストシャワーとかエアコンでやるのはいいんですけども、それイコール水分補給にはほど遠いというよりもないので、ぜひその辺は考えてほしいなと思いますが、それについてお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 冷水器を設置している小学校、中学校、ございます。やはりその際、設置整備手法ということを確認させていただいた際には、大規模改修なり、大規模改造、また新たに校舎を建てたときということで、後からつけた場合もあるようですが、やはりそういう際に台数がどのくらいの台数を設置したらいいかということがやっぱり問題になるかと思えます。後からつけた際に、やはり問題になっている学校を確認しますと、台数が少なく、子どもたちがやはり飲み切った水筒を持って並んでしまうがために、やっぱり休み時間で水を水筒に入れ終わらないということでの不都合が生じている学校もございました。

ですので、今後そういう冷水器に関しても、大規模改造が終わっている学校もございますが、どういうふうな設置をするかですね。台数、柴田町の小中学校は学校ごとに学年ごとに設置したらどうなるかとか、そういうことは検討しなければならないと思っています。

ただ、今のところは、やはりエアコンの整備を優先させていただいて、今後やはり子どものなくなった際にやはり冷たい水が有効だということもありますので、検討は続けていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） それでは、検討よろしくお願ひします。三、四日前には、エアコンは一度にできなくて業界は悲鳴を上げているというふうなことも新聞報道されておりました。ぜひ、うまく活用というか調達できるように、頑張っておきたいと思ひます。

それでは、次の質問に移ります。

生活習慣病、これについては2011年の調べなんですけど、不健康寿命を短くするためにバランスのとれた食事、適度な運動、あとよりよい生活習慣を実践している、あるいは将来的に改善したいと思っている人は、70%以上の人がそういうふうにお思っていると。だけれどもできなくて生活習慣病になっていると、実態はそういうことです。

1996年の厚生労働省の生活習慣に着目した疾病対策の基本的方向性という中でも、生活習慣は小児期にその基本が身につけられると言われている云々ということで、もう1996年になっている。ただ、成人病と生活習慣病は違いますよということもしっかり書いてあります。

それで、うちの健康しばた21に、ページ数はあれですけども、青年期健康診査で、本町では町独自の事業で青年期健康診査、19歳から39歳まで行っています。若いうちからかかりつけ医を持つきっかけづくりとして平成20年に始めたということですが、これは申込者数、受診者数ともに年々減少していますというふうに中間まとめで出ていますが、どのくらい下がっているんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 青年期健診ですけども、手元にある資料が平成27年から平成29年までの申込者の数字がありますので、それでお答えしたいと思います。

青年期のほうは、平成27年は申し込みが1,521人、受診者が377人でした。受診率が24.8%。平成29年、昨年ですけども、申込者が1,043人、受診者が391人、受診率が37.5%となっております。

健康しばたの中間評価のときは、平成22年と平成27年までのデータの比較ということでしたので、この平成27年の非常に落ち込んだときの数字がよりクローズアップされて出る結果にもなっていますので、その後これではいけないということで、平成28年、平成29年と努力して30%台を超えているので、少し上向きのかげんということで報告させていただきます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） わかりました。いずれ、昔というか今もそうなのかな。後期高齢者の口腔診査でも恐らく受ける人は30%台でしかないという状況があるということなので、今言ったように24%から37%ということになれば、ちょっとは高くなっているのかなと思ひます。

それで、同じ健康しばた21の中で、17ページか何ページかちょっとあれですけども、ここに行政での取り組みということで、まず1点、正しい知識の普及と生活習慣改善意識向上のために栄養・食生活に関する情報の提供を行いますと。また、別なものでは、別なものでも一緒ですけども、向上のため、身体活動、運動に関する情報の提供を行いますというふうにあります。この情報の提供は何回なされて、どういった方法でやっているのか。1点なのであれなんですけれども、まず1つ、1点目だけ聞きます。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 健康情報の提供ということなんですけれども、地区のほうでは健康教室があるときに、随時それに合ったものを提供しております。出前講座が結構依頼が多く、そちらのほうではそれに合ったものを出しております。回数は、済みません、出前講座のカウントが手元に、あとご報告したいと思います。

内容に関しては、それぞれ地区からの要望もありますので、随時内容は要望に沿ったものになっております。

あと、フリーでやれるものとしては、健康まつりとかそういった機会を設けて、自分で気になるところを持って帰れるようなパンフレットというふうに今のところはしております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○17番（水戸義裕君） わかりました。それで、回数についてはいいですけども、先ほどの同僚議員のときに、すぐに成果というふうなことで町長からもありましたけれども、これについて情報提供をやって、その成果というのは検証されているかどうかお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 事業の成果なんですけれども、こちらのほうは健康しばたの1期から2期に関しての町民健康調査での評価、あとは健診の実施率での評価ということで、目標値のほうを決めさせていただいております。数値目標にあるものに関して、評価がAであったりBであったりということで、全体の評価とさせていただいております。分野は8つあるんですけども、それぞれ分野ごとに1つずつ成果目標のあるものに対しては結果を示しておりますが、それ以外にも多岐にわたっての項目を情報提供とかしているんで、目標値があるものに関してだけ評価をしております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） わかりました。目に見えるものだけが成果ということではないということで、それはいいと思います。

それで、この健康しばた21の中で、当然生活習慣病云々ということであるんですが、それで何ページ、一番最後かな、巻末の50ページに、「専門性を活かし、関係機関との連携を図りながら」云々とあります。ここに関係機関との連携ということ、もう一方では医療保険者というふうなこともありますよね、この巻末の関係機関との役割というところで。この医療保険者というのは誰を指しているのかということでお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 医療保険者は、町のほうでは町内のお医者さん、歯医者さん等、町の職員だけではできないものがたくさんございます。そういった医療保険従事者も含めて関係機関ということと呼ばせていただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 町のお医者さんということで、それはいわゆる総称して医師会ということなのか、単独の医師だけのことなのか、そこはどうなんでしょうか。医師会が関係機関ということになってくるのか、医師1名とか単独でなのかということでお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 言葉足らずで申しわけございませんでした。

町のほうでは、お医者さん、歯科医師の方と毎年のように打ち合わせを開きまして、全体での会議をしております。全体としてこういった事業を来年度はお医者さんのほうにこのぐらい来ていただきたいとか、そういった方向性を決めさせていただいて、一つ一つの事業はどなたが担当するかというのを決めていただきます。その中で個々人とは打ち合わせをしていくというふうになっております。

医師会のほうは、ここですと柴田郡医師会になるので4町の医師会になります。その中の柴田町の医師団の先生方、あと歯科医師であれば柴田歯科医の先生方との打ち合わせをしております。

済みません、もう1点。先ほど出前講座の回数をお話しできなかったんですけども、平成29年の実績は6回で138人でした。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） わかりました。

それでは、健康しばた21にも書いてあります。生活習慣病対策ということで、この年齢というか対象年齢、この辺についてどういうふうな年齢対象を考えているのかお聞きしたいと思います。



○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 生活習慣病対策は、本当に小さなときからずっと大人になるまでというふうに考えております。町が特にかかわれるところは、19歳の青年期健診のところから特定健診含め後期高齢者の健診のところまでとなっているんですが、一番力を入れたいところは40歳から65歳前の方々、いわゆる壮年期という方が一番であろうかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） わかりました。

先ほどちょっと紹介しました1996年の厚労省のものでは、「生活習慣は小児期にその基本が身につけられると言われており、このような疾病概念の導入により、家庭教育や学校保健教育などを通じて、小児期からの生涯を通じた健康教育が推進されることが期待できる」と1996年の厚労省の意見具申というところで書いています。厚労省なんかはこういうふうにも子どもからと言っているわけですよ。

それで、会派で視察に行ってきました。松本に行きました。松本市はチェルノブイリから5年間現地に滞在して甲状腺を調べたというお医者さんが市長で、今4期目かそこらかな。ここでは、小学校4年生と中学校2年生に血液検査をしているということだったんです。それで、これが要は小さいときから生活習慣病対策になるということをやっているということなんですが、これについての情報というのは持ち合わせているかどうか。いれば、お聞きしたいと思えますけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 松本市のほうの状況は、町のほうでは把握しておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 本町も健康寿命の延伸ということであっている。松本市は当然うたっているし、そういうことやっています。うちの町でも小学校4年生と中学校2年のときの血液をとる、そうすると小学校4年のときから中学校2年までの間の血液の変化によって生活習慣病になっているか、その傾向にあるかないかということが判断できるということなんですよ。そういう意味でそういうふうなことをやっているということで、これはうちの町でもできるんじゃないかというふうに感じてきました。

それで、いろんな資料があるんですが、平成23年に地元の新聞に載っています。「市内の小中学校からモデル校を選び、血液検査をして実態を把握する新事業を計画している。今年度一般会計補正予算62万円を計上して」ということやっていますね。「やっぱり小学校を対

象に今回のような生活習慣調査を行う自治体は県内では聞いたことがない」ということでやっているということなんです。

ですから、その意味でいくと、本町の小学校4年、それから中学校2年の児童生徒数は何人になるんでしょう。ここでは、この時点では対象400人余りということだったんですが、本町の小学校4年と中学校2年で児童生徒数は何人になるか、お聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 済みません。正確な数字は現在持ち合わせておりませんが、1年間に今柴田町で生まれる子どもの数は300人弱と言われておりますので、その子たちがそのまま学年が上がっていけば300人前後ではないかと、それぞれの学年に300人前後いるのではないかと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 松本市の事務事業評価票というのをちょっと見たんですが、数的には松本市だって人数は多いですけども、その中でもやっています。この血液検査だけで、ちょっと金額的な話は後でまた具体的に調べてもらえばいいんですが、そんなにかかるということではないので、やれるんじゃないかというふうに思いますけれども、さてそれではやるときの話なんですが、この検査をするということになると、当然医師会の協力ができないということありますよね。そういった意味で、例えば町でこういうことをやりますといったときに、医師会の協力を得られるような体制というのはとられるかどうか、できるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 非常に難しいかなというふうに、今思っております。健康なお子さんの体の血液をとるというふうなことで、全ての検査には必ずリスクが伴うので、親御さんの承諾なしにはできないものと、あとその血液の状態で何かがあった場合に、こちら側の対策を決めてからでないという検査を新しく始めるということではできないかなというふうに思っております。その後のフォロー体制も全て整えた状態でオーケーをいただくのがいいのかなというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 答弁ということになると、いきなりやれますという答弁なんて聞いたことはないのですが、その辺はそうだと思います。ただ、やっているところがあるという実態があるわけですよね。ですからできないということはないだろうと。ただ、難しい、それは松本市で

やられているからうちもできるべと言っても、やっぱりその行政の自治体が置かれている環境もあるのですけれども、ただやろうというふうに検討するなりなんなりしてもらえなというふうには思うんですね。

この前、そして行ったんですが、時間もあれなので、質問は視察なのでそんなに3時間も4時間もとられないのでちょっと聞き逃した点もあったということで、その後、松本市の担当課の説明をいただいた課長のところに私がメールをやって、「血液をとるということは、どういうこととって、どういうふうに調べるんですか」ということでメールをやったら返事が来ました。「平成13年度から学校健診として、小学校4年、中学校2年に血液検査を行っております。検査項目は、赤血球及び白血球、血小板といった血液一般、貧血検査、コレステロール、中性脂肪、血糖、肝機能等を基本に実施してきました」ということで、「13年からやっています」ということでした。それで、「平成23年度からは、子どもの生活習慣改善事業としてスタートし、3年間はモデル校を指定して血液検査の追加、運動量調査、食事・運動等の生活指導等を実施しました」となっています。

ですから、こういったことでいくとできるのかなというのはやっぱり思うわけですね。そして、やってほしいなど。結局、若いうちから、子どものときからの生活習慣がわかれば、10年後、20年度には町の国保料、医療に絶対貢献するはずなんですね。わかっていることだったらやめましょうということやっていけば、医者にかかる必要もなくなるということなので、長い目で見れば非常に有効な策だというふうに私も感じているんですが、これについてどのようにお考えか、考えだけでいいですからお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 宮城県内の仙北の町で、以前こういった検査をしたところがあったんですね。そこは町立の病院もあるところで、親御さんの健診の結果が、おじいちゃん、おばあちゃん、親御さん、あとお子さんにどういうふうに反映しているかということで、初めは貧血の子が多いからということで養護教諭の先生からの発案で始まったようにちょっと記憶しているんですけども、血液検査を調べましたら、先ほど水戸議員がおっしゃった、多分貧血一般とあとは中性脂肪とかをその町でもやっていたんですけども、親御さんたちと結果がほとんど同じだったということだったんですね。だから、わざわざお子さんを調べなくても、親御さんの結果を見ていると、中性脂肪が高いところ、あと貧血というのであれば、両方食べているものが、基本的に子どもが余り大きくなっていない年代の方であればうちで食べることがほとんどなので同じであろうと。それで、給食を食べている年代のお子さんは、給食でのカ

ロリーが大体わかるので、朝晩のことが、朝をきちんと食べるとか、夜の食事はということで大体想像がつくことがやれるというふうにお話を伺ったことがあります。

そこでは、当時その保健師と、あと養護教諭の先生が、貧血が著しかったので、そこを中心にいろいろ学校と町がタイアップをして働きかけたということを知ったことがあるので、もしかするとお子さんたちというよりは、今の町の青年期とか特定健診の結果を踏まえて、それをおたくの家庭で大丈夫でしょうかということをやっていくのが、今は早いのかなというふうになんか感じたところですよ。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 今言われたように、血液のいわゆる成分検査とかをやったと同じだというのは当然なのということよりも、子どもの生活習慣病に至るには、どうしても家族生活がかなり影響あるということももうわかっていることなんだよ。つまり、親と同じものを食べて飲んでみたいな話になってくることから、同じになるんですよ。例えば、こういうことを言うと、私も時々たばこを吸いますが、たばこを吸う親が子どものために受動喫煙にならないように外で吸えよということになるとまた別なのかもしれないけれども、同じところで部屋の中で吸うということになったりすると、子どもにも当然影響するというのはわかり切っていることですよ。ですから、子どもはそう言ってみると、親の影響を受けるというのは当然そうなんだということなので。

それで、ちらっと見たんですけれども、松本市でも、うちの子どもをモルモットにするのかといったような意見もあったようですね。当然、血液をとるといって、一般的に製薬会社からの実験から始まって、モルモットとかネズミがやるということで、うちの子どもをモルモットにするのかといった批判もあったようですが、長く続けてきているうちには理解できたということのようですので、そんなにあれは難しい話でもないのかなと。

それで、実際これと同じように、四国の高松市。「子どものときに身についた生活習慣は大人になっても続くことが多いので、生涯にわたって健康な生活を送るためには、早い時期からよい生活習慣を身につけることが大切です」ということで、やっぱり朝食はしっかり食べようということ、6項目ほど挙げて、小児生活習慣病予防健診ということ。それから、神奈川県平塚市でも、子どもの生活習慣病予防対策委員会というのをつくってやっている。当然、この中には学校の先生も入ったりしています。

そういう意味でいくと、教育長にお伺いしたいんですが、子どものそういった生活習慣病はもう明らかになっている、もう現実に明らかになっているわけで、こういうことに対して、教

育長としてどのように感想をお持ちかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 子どもたち自身の生活の様子というのが、先ほどの話で、親御さんと似ているというようなところがございますけれども、子どもたちなりの健康についての学習というのを、小学校ではご承知のように体育の時間、あるいは中学校では保健体育の時間に具体的に教材を通して勉強していますので、そういったところの学びを自分の生活に生かすということでの対応というのも、一つの方法としていいのかなというふうに考えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） ですから、そういった意味でも、子どものときから正しいというか、何が正しいんだということもあるかもしれないですけども、より健康な体で健康寿命が長くなるように生活習慣をなくしていく、悪い生活習慣をね。そういうことでやるということなんですけれどもね。

それで、やっぱり血液といっても全部調べるということではなくて、モデル校では通常の学校健診にHbA1c、それと尿酸値、これを追加して調べているということで、2項目を加えて分析を行いました。その結果、HbA1c、ヘモグロビンA1c、尿酸値とも基準を外れた生徒が一定の率で認められたため、平成20年度から中学校全校2年生の学校健診にHbA1cと尿酸値を追加し、現在に至っておりますということで、調べるものは結構出てきているわけですね。

このヘモグロビンA1cというのは、課長もご存じでしょうけれども、二、三カ月たたないと血糖値がよくわからないということで、小学校4年で調べて、中学校2年という間隔を置いて、しかも松本市では空腹時血糖をはかっていると。血糖をはかるのもいろいろあるんですけども、空腹時血糖をはかっているようです。

そういった意味で、一番生活習慣病でいえば当然成人病であるがんとか血管疾患、いろいろ3大病というのがほとんど生活習慣からだと言われているということなので、これをやっぱり撃退するというか正しくしていくということはやっぱり必要だろうなと思うんですが、難しいだろうなということなので、それはそれで。

ただ、その割合だけを出したらそれで終わりということではないと。その後については、「学校健診血液検査の意味、結果に基づく食事や運動などの生活指導を市長部局の保健師、栄養士等が行っております。今後は、学校現場での継続教育ができるよう、関係機関と調査を行っていく予定です」とあります。

ですから、そういった意味も含めて全部ということになるんですが、とりあえずこれをやることは意味が大きいんじゃないかと思うので、ぜひこれは実現できるように何とか骨を折っていただきたいなと思います。詳しく調べるのは、私じゃなくて担当する職員の方々だということで、できればやっていただきたいというふうに思いまして、私の質問を終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて、17番水戸義裕君の一般質問を終結いたします。

次に、7番秋本好則君、質問席において質問してください。

〔7番 秋本好則君 登壇〕

暫時休憩いたします。

午後1時31分 休 憩

---

午後1時33分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

ただいま資料を配付いたしました。ご確認いただけたでしょうか。

それでは、秋本君、質問をお願いいたします。

○7番（秋本好則君） 秋本です。2問質問させていただきます。

1、既存市街地の空洞化と柴田町総合計画の対応は。

今年度は、第5次柴田町総合計画の最終年度に当たり、計画当初の想定から実態は変わってきていると思われれます。少子高齢化が進む中、弱者にやさしいまちづくりとして、ノーマライゼーションやコンパクトシティと、それに対応する公共交通のネットワークが求められています。これに加え、省エネルギー対策、循環共生型まちづくりも求められてきています。

柴田町の現状を見ると、既存市街地の空洞化が進むと同時に、周辺部での交通量の増加が見られます。第6次柴田町総合計画ではこれらにどう対応する計画になるのか、柴田町の将来を見据えた方向性を伺います。

1) 交通量調査の集計を見ると、商業地での交通量は減り、空洞化が進む一方で、住宅地での交通量が増加しています。現状では、適切な商店街の消滅や騒音問題の発生が考えられます。ゾーニングの修正や交通体系の修正について考えを伺います。

2) 平成24年の都市計画法の改正により、都市計画に関する権限の多くが市町村に移管されておりますが、ゾーニングで用途地域を修正する場合の手続を伺います。

3) ゾーニングで柴田地区の五間堀以北は都市計画区域外で、都市計画区域に入っておりませんが、新たな住宅地の建設も見られることから、都市計画区域に組み入れ、秩序あるまちづ

くりをする時期と思いますが、どう考えますか。

4) 都市の未来像を明らかにし、将来像への道筋を確認するためにも、都市計画法第18条の2に規定する都市計画マスタープランを作る必要があると考えます。策定の予定はありますか、またその時期は。

5) これからの都市計画を考えると、コンパクトシティ化は避けて通れない手段と思われると思います。総合計画に理念をうたうだけではなく、具体的な方策を書き込む必要があると思いますが、見解は。

6) 柴田町は公共施設マネジメントを公表しておりますので、将来計画にその実現方策を明らかにしなければ、総合計画自体が「絵に描いた餅」になりかねないと考えます。私は、第6次柴田町総合計画には「都市経営」という考え方で計画立案が必要だと考えております。公共施設マネジメントと第6次柴田町総合計画の整合性をどのようにとっていきますか。

2問目です。学校給食での食物アレルギー対策は。

柴田町の学校給食センターはアレルギー食の提供ができないため、保護者に負担をかけている状態であり、新たな学校給食センターの建設が多く町民から要望されております。

新しい学校給食センターができるまでの間も、安全な給食を届けるために質問いたします。

1) 県の食物アレルギー緊急対応マニュアルによると、緊急性のあるアレルギー症状が出た場合、直ちにエピペンを使用することになっており、10分から15分後に症状の改善が見られない場合、2本目のエピペンを使用するとありますが、学校でのエピペンの準備はどうなっていますか。

2) その場合、消防や医療機関との連携が重要で、事前訓練も重要ですが、その対応はどうなっていますか。

3) 平成29年5月1日現在の柴田町食物アレルギー対応状況表によりますと、学校給食でアレルギー対応が必要な実数は39人で、献立表等での対応が12人、牛乳停止が27人になっています。一部弁当持参と弁当持参が合わせて10人いますが、どのような状況で弁当持参なのでしょう。

4) エピペン所有者が1人になっていますが、このほかの38人は携行ではなくても大丈夫ということでしょうか。

5) 県のホームページに、県内学校での給食アレルギー対応ヒヤリハット事例が紹介されていましたが、柴田町ではそのような事例がありましたか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 確認をさせていただきますが、大綱1問目の（3）ゾーニングで、「槻木地区」とありますが、「柴田」と朗読されましたが、「槻木」ですか。（「槻木です」の声あり）

槻木ですか。それから、もう1点。大して変わってはいないと思うんですが、大綱2問目の（2）2行目、「事前訓練も必要ですが」とありますが、「重要」とお読みになったようですが、「必要」でよろしいですか。（「どちらでも」の声あり）どちらでもよさそうなんですが、ちょっと違うかなと。（「必要、にしてください」の声あり）。わかりました。

それでは、答弁を求めます。1問目、町長。2問目、教育長。最初に、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 秋本好則議員、既存市街地の空洞化と総合計画で、6点ほどございました。随時お答えをいたします。

1点目、ゾーニングの修正や交通体系の修正でございます。

柴田町の都市計画区域は、昭和31年に旧槻木町と旧船岡町が合併し、全域が都市計画区域でしたが、農業の保全等の観点から、昭和42年に槻木五間堀以北を外した都市計画区域に変更し、現在に至っております。

ゾーニングである用途地域は、昭和48年に計画決定を行い、その後のゾーニングの変更は、新たな団地造成や土地区画整理の際に、その計画に合わせて用途の追加変更を行ったものです。最終的には、平成9年の船岡南土地区画整理計画に合わせて用途変更を行い、現在の用途区分となっております。

なお、平成24年度には、市街地の広がりや日常生活圏の一体性が見られることから、仙南地域である白石、角田、蔵王、大河原、村田、川崎、丸森及び柴田の8地区を一体化した仙南広域都市計画区域に再編され、都市計画施設は仙南広域都市計画施設として定められています。

次に、道路交通量調査についてですが、調査は国や県が管理する道路の通過交通量を5年に1度調査するもので、直近では平成27年度に実施されており、柴田町内においては国道4号2カ所、国道349号1カ所の国道3カ所、県道については路線ごとに8カ所、合計11地点の調査が行われました。

商業地では船岡停車場線、船岡駅から七十七銀行交差点までと、槻木停車場線、槻木駅から亘理村田線までの2カ所が調査対象となっております。平成22年度と平成27年度を比較した槻木地区の商業地の交通量は、4,544台から4,776台と、1.05倍の増加となっております。

一方、住宅地についても、県道角田柴田線の並松地区と東船岡地区で、1.3から1.4倍に増加



しているものの、逆に県道白石柴田線の船岡小学校前では0.9倍に減少しておりますので、一概に通過交通量の増減について判断するのは困難でございます。

さて、今回の修正の件ですが、用途地域については、昭和48年の当初計画以来、長年にわたり住宅地、商業地などとして用途を指定し、その用途に適合した建築規制をしいてきていることから、安易に用途変更を行ってしまうと、既存の建築物が新たな用途の不適合となるような事案が発生することも考えられます。したがって、秋本議員のご質問にあるような交通量の変動だけで用途変更できるものではないと考えております。

2点目、ゾーニングの手続の問題でございます。

用途変更ばかりではなく、都市計画決定の手続は全て同じでございます。まず、町で素案の作成を行い、その原案について宮城県と事前打ち合わせを行い、原案を作成します。その原案について、住民の方々に計画の説明と意見を聞くための公聴会及び説明会を行い、公衆の縦覧に供するための公告を行います。町の都市計画審議会に諮問を行い、審議会において審議を行い、その結果についての答申を得るものとします。町の都市計画審議会の答申内容と原案について、宮城県知事の同意を得て都市計画の決定がされることとなります。その決定された内容について、公告及び縦覧に供することで、一連の手続が完了し、法的な規制の効果が発生することになります。

また、変更内容によっては、さきに答弁した手続に加えて広域調整の必要がある場合があり、その場合には県を通じて関係市町村に対し説明会を開催したり、意見の照会を行うなどの周辺市町村への意見の聴取を行うことがございます。

3点目、五間堀以北を都市計画区域に組み入れる時期というんですが、確かに入間田地区にゆずが丘が造成されたことで住宅が建つようになりましたが、その他の地域は以前からの姿をほとんど変えることなく美しい田園風景を保ったままの農業農村地帯であり、今後圃場整備も予定されていることから、農業振興地域としての位置づけが適切ではないかと考えております。

また、こうした農業農村地域を新たに都市計画区域に組み入れることは、都市の郊外化や市街地の拡散を抑え、市街地密度を高めていくということで公共サービスや都市構造の効率化を図ろうとするコンパクトシティ化とは、相入れない提案ではないかと思っております。

柴田町の市街地は比較的コンパクト化しているので、その点では秩序あるまちづくりを進めてきていると思っております。

4点目、都市マスタープランの策定予定でございます。

都市計画法第18条の2には、市町村は議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する

る基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとするとしてされています。

本町では、単独での作成には至っていませんが、現在の都市計画は仙南地域である白石、角田、蔵王、大河原、村田、川崎、丸森及び柴田の8区域を一体化とした仙南広域都市計画区域に再編され、仙南広域都市計画として定められています。現在、宮城県が中心となり、仙南地域全体の都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、平成31年度の策定に向け、仙南広域都市計画区域マスタープランの見直し作業が進められていますので、今後広域圏での都市化の動向についての方針が示されましたら、宮城県と相談し、市町村マスタープランの策定に取りかかりたいと考えております。

5点目。柴田町が目指すコンパクトシティは、歩いて行ける範囲内に、ある程度の都市機能や生活機能が集積している船岡駅周辺、槻木周辺駅、北船岡駅周辺、東船岡駅を含む船岡新栄周辺の4つのエリアを拠点として、近隣した農村地区とをネットワークで結ぶ多極分散型の都市構造をイメージしています。

総合計画にはコンパクトシティを盛り込み、具体化を図っていかねばならないと考えておりますので、今回の秋本議員の提案を受けて、柴田町の都市の将来像を描く都市マスタープランを策定してまいります。

さらに、具体的方策として、歩いていける範囲内に、医療、福祉、商業交流施設等の都市機能や生活サービスやコミュニティが持続的に維持された居住機能を誘導集約する立地適正化計画の策定を盛り込み、都市再構築戦略事業や公営住宅整備事業等の国の支援策の活用を検討してまいります。

なお、立地適正化計画の一部に東船岡駅を基点として新栄通線、大沼通線の周辺エリアを想定し、まずは都市計画道路と位置づけられている新栄通線の延伸や、都市施設として総合体育館や防災公園、また居住機能として並松町営住宅等の居住移動誘導地区への再建等を盛り込みたいというふうに考えております。

平成31年度におきまして、都市計画マスタープランや立地適正化計画等の必要性を住民に理解していただくための啓発事業を実施しながら、この2つの計画の基礎調査に着手したいと考えております。そこで、お願いなのですが、今回秋本議員からコンパクトシティの必要性が訴えられ、さらに具体化までするようにと、秋本議員のご意見ですので、ゆめゆめ総論賛成、各論反対とならないようよろしくお願いいたします。

6点目、総合計画にマネジメントですね。総合計画に住民のさまざまな要望や新規事業を盛

り込んでいくためには、公共施設を効率よく管理し、余り費用をかけないで施設の維持、補修、更新や新設を行うことで、財源を生み出していく公共施設マネジメントとの整合性を図ることは当然なことでございます。

これまでも回答したように、柴田町の公共施設等総合管理計画の基本方針は、長寿命化の推進と建築物総量の適正化でございます。

今後8年間における総合計画には、長寿命化にウエートを置き、学校の大規模改修や庁舎の耐震化等を盛り込み、また建築物総量の適正化では町営住宅の取り壊し、民間活力の活用ではむつみ学園の民営化、児童館等の指定管理、用途変更については第一幼稚園の機能の見直しを盛り込みたいと考えておりますので、総合計画が絵に描いた餅になるというご心配は要らないと思います。

先ほど、決定されたときに「告示」を「公告」と読んでしまったようです。正確には「告示」で、「公告」ではなくて「告示」ということでございます。失礼いたしました。

○議長（高橋たい子君） 2問目、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 秋本好則議員の大綱2問目、食物アレルギー対策についてお答えします。5点ございました。

1点目、エピペンの準備についてです。

エピペンは、アナフィラキシーを起こす危険性が高い患者が、万一の場合、直ちに医療機関での治療が受けられない状況下に置かれることを想定して、事前に医師が処方する自己注射薬ですので、学校において準備することはできません。また、エピペンは医療機関での救急蘇生に用いられるアドレナリンという成分が充填されており、患者みずからが注射できるようにつくられております。児童生徒の場合も、アナフィラキシーに陥ったときにエピペンを迅速に注射するためには、児童生徒自身が携帯・管理することが基本となりますが、学校が児童生徒にかわってエピペンの管理を行う場合には、学校の状況に即して主治医、学校医、学校薬剤師の指導のもと、保護者と十分に協議して管理の方法を決定しております。

今年度はエピペンを所持している児童生徒が4人おり、全員が医師の指示により1本だけ処方されております。

2点目、関係機関との連携と事前訓練についてです。

年度初めに町内の全ての小中学校でアレルギーを含めた保健調査を実施しております。そして、食物アレルギーを有する児童生徒を学校内の全職員が把握して、適切に対応することがで

きるよう、職員会議などで情報共有と共通理解を図っております。また、エピペン<sup>®</sup>を所有する児童生徒がいる場合には、養護教諭と学級担任が窓口となって、保護者、主治医、校医と連携を密に図り、情報の共有に努めております。さらに、教職員を対象にエピペンの実技研修を行っており、消防署には毎年救命救急研修をお願いして、緊急時の対応などについて周知を図っております。

3点目、弁当持参者の状況についてです。

学校給食の献立表の食材に応じて、家庭から一部弁当を持参していただいているケースが9人、毎日家庭から弁当を持参していただいているケースが1人です。柴田町では、学校給食における食物アレルギー対応指針に基づき、食物アレルギーを有する児童生徒に給食を提供する場合、安全性を最優先し、食物アレルギーの原因となる食材を完全に除去することを原則としております。アレルギーを有する子どもの保護者、担任には、給食の使用食材を全て記した詳細献立表及び使用食材の成分表を提供し、児童生徒が給食から食物アレルギーの原因物質を除去することができるようにしております。

しかし、除去が困難でどうしても対応が困難な給食の場合には、保護者のご協力を得て弁当を持参していただいておりますが、原因物質を全く含まない給食献立と判断される場合には、保護者から申請を受けて給食を提供しております。

なお、給食センターを新設し、アレルギー専用調理室を整備してアレルギー対応給食を提供している白石市や村田町、角田市においても、対応が困難な場合があり、弁当を持参していただいているケースがあるとのことでした。

4点目、エピペンの所有についてです。

エピペンは、過去にアナフィラキシーに陥って医療機関などでアドレナリンの注射を受けたことのある患者が医師からの勧めや保護者からの希望により、医師が必要と認めた場合にのみ処方されるものです。処方を受けた場合は、可能な限り使用者本人が携行管理することになりますので、エピペンを所持していない38人については、医師が所持を必要と認めていないものと考えられます。

5点目、ヒヤリハットの柴田町での事例についてです。

ヒヤリハットとは、事故に至る可能性のあった出来事のことです。県のホームページには平成27年8月の学校給食研究協議会のアンケートをもとに学校給食アレルギー対応ヒヤリハット事例として、アレルギー食材の混入やアレルギーの見落とし、献立表の確認ミス及びアレルギー対応食の配膳の間違いなどの事例が掲載されております。

柴田町では、昨年度の調査で給食後の体育の時間に体調不良となったという報告がありましたが、医師の診断により食物アレルギーを原因とするものではなかったことが判明しており、これまでのところヒヤリハット事例はございません。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 秋本好則君、再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） それでは、一番最初にお配りいたしました表について、ちょっと説明させていただきたいと思います。

これは環境省だと思えるんですけども、県内の各地点での交通量を5年に一度、それがこの間、平成27年度が出てきたものですからそれをピックアップしまして、今までの例と比べて、5年ごとに3回分、15年分、これを表にしたものです。

こうして見ますと、113、これは船岡の駅前のところですね。これが一番交通量が低いという形で、全体的に差ができてつあるんですが、114号、これは大沼通線だと思えるんですが、ここだけはかなりほかと違った伸び方をしているということがはっきりわかると思います。

それでは、これから柴田町に商店を起こそう、何か商圈の調査をやろうとするときに、大体これを使っていって、ここで商売が成り立つか、成り立たないかということのを計算していきますので、こここのところで低い数字が出ているということは、もうこれは致命傷になるという可能性はあると思えるですね。普通の店でなくて、それよりも何か考えた形の特殊な店にしないと商業として成り立たないということになるんじゃないかというふうに思います。これを踏まえた上で、質問を続けていきたいと思います。

先ほどの114号線、大沼通線、この辺の都市計画区域はどうなっていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 地図そのものを持ってきたので、済みません。

住居系になっています。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） よく見ると、1種住居地域、それと2種低層住居専用地域という形で、住居系ですね。ですから、1種住居地域ですと2階建てくらいの店舗はできるかなという形なんですけれども、3階建てとかもう少し大きな店舗になってくると、もうこれは建てられないという区域になりますし、その隣の2種低層住居専用になりますと、店舗併用住宅の50平米以下の小さいものでなければ、もうそれ自体つくれないという、完全に住宅に特化した地域なんですね。こういう地域に柴田町に一番多い交通量が集中してしまっているということについて

は、どのような感じでごらんになっていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 交通量調査なんですけど、大沼通線直接では、実は県のデータ、私たちはファイリングしたやつを配られているんですが、直接的にはやっていなくて、角田柴田線で並松地区、それから東船迫地区ですかね。さくら船岡大橋を渡っての調査はやっているということでございますけれども、実はさくら船岡大橋を建設する際に予想交通量というのを出して、これはもう二十数年前ですから平成4年か、はっきりしたことはあれですけども、そのときに実は8,900台、24時間を出しているんですね。今見ると、ほぼほぼ変わらない数字が出ているのかなというふうに思っています。

それを受けて、区画整理組合が設立されたときに、船岡南東部分の用途地域を、当然住民の方々の縦覧あるいは説明会のもと設定していますので、私たちは正直、想定どおり家が張りついているし、あの住居系のままで住民も納得していましたので、このままでよろしいのかなというふうに思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 計画どおりだということであればそうなのかもしれないんですけども、私は船岡の中心街、昔でいうと広小路とかそういうところですね。そういったところはかなり交通量が減ってきてしまっていると。空洞化が進んでいて、いまだにかなり大きい空きビルもそのままになってしまっていると。こういうのを見たところで、一番交通が激しいところが住居地区に行ってしまうというのは、これはちょっと何かねじれが起きているのかな、もう少し誘導するような形にしないと、結構柴田町は小さな店がいっぱいできてきて、いわゆるコンビニと同じようなそういった店ができてきて、どこが中心なのかよくわからないような感じになってしまわないかという懸念がちょっと出たものですから。

こういうようなことで、例えば今の住居地域を、もし、仮に商業系に直したとしても、既存不適合にはならないですよ。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） なりませんが、当然商業圏だけ、住居圏だけを見ても、要は昔から成り立ってきたものを、そういった地区を用途に指定していて、今の用途のままでは発展しているということを考えれば、例えば商業地ですと、そこに、商業地に、商店あるいは空きビル、確かにあります。どうやってそこに張りつけて、あるいは起業をどうやってしていくのかというのは、例えば観光課関係で申しわけないですけども、そういった企業者の努

力も必要なんではないかなと思いますし、都市計画法の第21条の中にも継続性が最も大切だということは大きくうたっているので、むやみやたらには変えられないということで考えています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 確かに、むやみやたらに変えようと言っているわけじゃなくて、このままでいいのかなという懸念があるということ、この図表を見たときに何かそういう感じがしたものですから、これを何か改善する方法。例えば、新たな、インキュベーションじゃなくても、新しい店を出そうとしたときに、大概の人はこの交通量調査を見ますよね。そういったときに、例えば交通量が激しいところであれば、そこに新しい店をつくっていくということ自体だけでもPRになってしまうわけですね。それで、だんだんとあそこに何かつくっていたよという話になってきて、でき上がったらちょっと寄ってみようかという話になってくるはずなんですけれども、交通量が少ないところではそのPR効果も出ないとなってくると、かなりハードルは高く、どんどん高くなっていくと思うんです。それを、今何かの形で修正ということができないかなと思ってはいたんですけれども、やっぱりやる人がやらないとならないと。それを行政のほうは、施策誘導ということはないんですけれども、もうちょっと都市計画として、やりやすいような形に変えることはできないのかなと考えたんですけれども、そういったことは考えられないですかね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 今、正直船岡駅前だけ見ますと、確かにほかと比べれば大分少ないんですが、あくまでも通過交通量でございまして、電車で例えば乗降客の方々、あるいは船岡のまちの中から歩いてくる人たちというのはカウントされていないんですね。そういうことを考えれば、私は正直船岡駅前を歩いて毎日役場に来ますが、相当の通行量はあります。車だけを見れば確かにこういった数字は出るかもしれないんですけれども、歩行者あるいは電車からおりる人たちの様子を見ると、それ以上の当然交通量は相当あるなというふうに、具体的な数字はもちろんわからないんですけれども、そういうふうに感じています。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） この結果から見て、よく都市計画で言われるようなスプロール化ということも一つ考えられると思うんですけれども、これも一つの現象と見ることはできるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） スプロール化ということではないのかなというふうに思っています。先ほども言っていますけれども、交通量だけなので、その辺だけご理解ください。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 私は、今まで質問したやつもちょっと見比べてみたんですけども、平成29年の2月会議におきまして、町なかのポケットパークというのを提案しているんですね。富山の八尾地区、風の盆をやっているところなんですけれども、あそこのところでは市内の空き地を利用してポケットパークをつくって行って、そこにいろんなベンチを置いていると。そのベンチを置くということに対しては、鳴子のまちづくり会社が間伐材を利用したベンチを提供しているということもあったものですから、この2つをくっつけるような形で、あのとき、僕の平成29年のときの話は槻木を念頭に置いていたんですけども、何かこれでいくと同じことが船岡の町なかでもやれば、もうちょっと滞在時間が長くなるというか、レクリエーション、アメニティーが向上するような気もするんですけども、そういった方法を何とかすることはいかならないでしょうかね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今、ポケットパークの話が出たんですけども、たまたま商工会のほうで、やはり商店街に来たお客さんが休む場所もやっぱり欲しいというようなことで、ベンチを設置するというのも、既に設置し始まっております。駅前通りにもベンチが置いてありまして、買い物客の方にちょっと休んでもらったり、あといろいろちょっとしたコミュニティの場としてベンチを置くというような動きも実際ありますので、今秋本議員が言ったような動き、町なかでも少しずつ動いているような状況でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） それと、平成28年の3月会議のほうで、観光の中の一つのやり方として、船岡の町なかを通行どめにして歩行者天国にして行って、歩いて館山に行けるようにしたら、もっと人が集まるんじゃないのという提案をしたことがあったんですけども、こういうことも、今ここでこの状況を見てもうちょっとやりやすくなった感じも、あのときはちょっと不可能ですという話があったんですけども、あのときに比べればもっとやりやすい環境が逆にそろってきたんじゃないかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 桜まつりに限ってということの提案だったと思うんですけども、確かに町なかを一切歩行者天国みたいな形にして、車はもう町内に一切入れないよという



たしか提案だったと思うんですけども、やっぱりそれをするためにはいろんな対策、警察との協議も必要になってきますし、入らないようにそこに誘導員を配置するとか、さまざまな対応がやっぱり必要になってくると。その期間がどうしても桜まつり1週間2週間という混雑期、しかもその中の土曜、日曜、週末にかけての期間だけということになりますので、なかなか、例えば1カ月間ぐらい桜まつりが続くということであればそういったことも費用対効果があるのかなというふうには思われるんですけども、ただ今の桜まつりの状況、しばたの桜まつりの状況を見る限り、まだそこまでは対応は必要ないのかなというふうに考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） それでは、このままでもいいんじゃないかという話が先ほどあったんですけども、そうしますと今のこの状況をずっと続けていくと、新しく店を出そうとする方は114号線の大沼通線、そちらのほうが商売をすれば一番やりやすいということになると、そちらのほうにだんだん集中する可能性があるんですね。そうしたときに、今のこの区域計画からすると、大きな建物、大きな店というのはできないということですので、小さなものが点々とでき上がってくるという形になってくると、何かちょっとどうなのかなという感じを私は受けるんですけども、そういうイメージでもいいという形なんではないかな。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 柴田町、槻木もそうですが、意外と土地利用計画、用途地域を誘導する形で町ができていると私は思っております。最近になって駐車場、空き店舗が出ておりますが、町の構造自体は、順繰りに東のほうに面的な広がりをしている町ではないかなと、今その点で用途地域は機能してきたんじゃないかなというふうに思っております。

それで、大きな変化は農振農用地区、これまでは県の許可ということだったんですが、その権限が町のほうにもおりてきて、今回大沼通線にはフレスコキクチという大型店が出店するというのでございます。ですから、都市的な利用と農地的な利用、もちろん農業に影響を与えない、農家の意見を聞いた形で、今回都市的な土地利用を田んぼでやるわけですけども、このように権限が町長のほうにある程度おりてきていて、もちろん県のほうに協議することはあるんですが、そういった意味では、これまで以上に都市の構造、都市づくり、都市像をつくりやすくなってきているんじゃないかなというふうに思っております。

ですから、時間的経過が伴いますが、将来的には新栄通線、大沼通線、あの辺が商業集積、今もやっていますが、ある程度の商業集積になるんじゃないか。そのためにも今回コンパクトシティ構想を掲げまして、都市のマスタープランをつくって、立地適正化法をつくって、都市

再構築事業に乗っていくということでございますので、ぜひ、積極的な発言をされている秋本議員さえ了解できればこれは進みますので、その点ご理解いただければというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 確かに新しい大沼通線ができて、向こうのほうに動いてくると、黙っていても中心市街地というか、感じからすると、だんだん東にずれてきているというイメージは私も受けるんですね。そうなっていったときに、今までの中心地、この辺といいますか、その辺はイメージとしてはこのままでいいのか。また違うまちづくりという考え方もできるんじゃないかなと思うんですよ。東にずれて行って、中心がだんだん東にずれていったと。それで、今までのところはこのままでいいのか、これをもうちょっと違う使い方をしたらもっといいまちづくりができるんじゃないのかという、その辺の雰囲気なんですけれども、どういうふうな考えでしょう。このままでずっとやって行って、ただ空洞化だけすればいいという話なんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） まずは東のほうに新たな集積拠点、コンパクトシティの一つの拠点であります東船岡駅、大沼通線、新栄通線の延長、あのエリアを新たな集積拠点、都市機能の集積、住居の集積拠点にしていく。その分、町の中にはスポンジ化現象が当然起こるわけですから、そのスポンジ化については民間の施設の動きもまだ具体的には言えませんが、動きもあって、交流施設をつくりたいという要望も出されておりますので、そういった民間の交流施設も誘導しながら、スポンジを一つ一つ採算の合う形に埋めていく以外にはないのかなというふうに思っております。そのためにも、総合体育館、給食センター、防災センター・防災公園、それから図書館、都市の都市施設を充実させていかないと、コンパクトシティは秋本議員が言うように絵に描いた餅になるということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 確かにスポンジ化というか、スプロール化というか、そういうことが起きてきたときに今までと違う考えのまちづくりをやっていくのであれば、その地区で残さなければいけないもの、宝物というんですかね、そういったものをもう一回掘り起こしをやっていかないと、何か黙っているうちにいつの間にか変わってしまったと、そうするとへそのない町というか、まとまりのない不規則なまちづくりというふうになるんじゃないかなという懸念があるものですから、そこを改めてあえて言わせていただきました。

それでは、総合計画のほうに入らせていただきたいんですが、総合計画はまだ第6次については詳細がわからないんですけれども、これは地方自治法の第2条第4項にあった総合計画の作成義務というのがなくなって、その後も国のほうの議事録なんかを読むと、各地域のほうから、地方のほうから、今までどおりつくっていきたいという話があったので、総務大臣通知という形で平成23年に総合計画をつくることができるという大臣通知があって、それに基づいてつくっているというふうに理解しているんですが、それでよろしいですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 議会の義務づけ、議会の議決が外れまして、今は外れているわけですが、それに基づいて今は第6次総合計画の策定を進めているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） そうしますと、これは義務づけではないですね。つくることができるということですから。

それで、この辺を改めて見ることについては、新しい条文といいますか、大臣通知を見ると、平成23年5月2日なんですが、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て作成することは可能であるというふうな通達、通知が出ているんですが、このとおりでいいんですね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） ちょっと確認させてください。

○議長（高橋たい子君） 後ほどということよろしいですか。（「わかりました」の声あり）再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） それで、第6次のほうの中身についてちょっとお聞きしたいんですけれども、第5次のほうを私はもう一回見てきたんですけれども、基本構想から基本計画、そして実施計画という3つの中でのいるんですけれども、第6次も同じような考え方でよろしいでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 計画の構想自体は第5次と同じで、基本構想、基本計画、実施計画という3層構造になってございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） そうすると、これから4年・4年の8年になるんですが、この総合計画、実施計画まで含めていくと、中身について見ていくと、基本構想が大体の概念が書いてあって、

それを細かく分けていったのが基本計画になっていって、その次の実施計画になると、もう道路の舗装何メートルとか側溝をどのくらいつくるとか、そういう具体的な話になってしまうので、そうするとこのままでいくと8年後に柴田町がどういうまちづくりになっているのかというイメージが私は湧かないんですけれども、この総合計画を読んだだけで8年後に柴田町がどういう形になっているのかというイメージは湧くと思いますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 反問権じゃないんですけれども、現在の柴田町の状況を、じゃあどのようなイメージで表現するか、秋本議員に聞いてみたいというふうに思いますけれども、やっぱり理念でもって柴田町の将来像を示すほかないんではないかなというふうに思っております。都市計画の構造については、コンパクトシティ構想を実現します、快適な環境には都市の緑化をふやします、医療・福祉・介護を充実させて安心安全な町をつくり、里山ビジネス、新たなビジネスを起こして産業振興をつくり、そういう項目立てでお示しする以外に、8年後の柴田町はこうなるという表現は、今現在表現していただければそれに基づいてお示ししますが、多分表現はできないんではないかなと。項目ごとにお示しする以外ないというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 第5次の総合計画を見ますと、イメージとして、絵として示されているのは、土地利用構造図の1枚だけなんです。第6次のほうも同じ感じですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 土地利用構想関係ですけれども、確かに今、第5次の計画では土地利用構想の図ですね、絵としては示されております。それはもととなっている国土利用計画法がございまして、それには市町村の土地利用計画というのは任意となっております。そのために前回の第5次総合計画のときも市町村の土地利用計画というのは策定しませんでした。

それで、今回第6次においても同じく土地利用計画というのは策定する予定はございませんし、また土地利用構想図の考え方ですけれども、考え方としてはコンパクトシティの考え方を踏まえておりますので、絵柄としては第6次には掲載する予定はございません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） わかりました。

先ほど、町長のほから言われた仙南広域土地計画区域の整備、開発及び保全の方法というや

つが出ていますので、多分これの話かなと思うんですが、仙南で出している、県じゃなくて仙南地域のマスタープラン、区域別マスタープランという形なんですけれども、先ほどこれをお話になったんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 県でつくっているやつについてはそれですね、秋本議員がご持参しているものです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 私もこれかなと思って、一応ダウンロードして読ませていただきました。それで、8地域の形でマスタープランができ上がっているんですが、非常にいろんな絵を使ってビジュアル的にも見られるような図表で全部示しているんですね。そして、柴田町についても全部かなり詳しく書いてあるんですが、私が感心したのは、公共交通サービスの維持というのが1項目できちんと載っておりまして、これをよく読むと、道路の都市間ネットワークの整備に合わせ、住民バスの相互乗り入れの実施により都市間公共交通の維持・向上に取り組むという、そういうマスタープランになっているんですね。これは何かそれに向けての動きというのはあったんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） あくまでも宮城県でつくっているものでございます。見直しについては、町長答弁でも申し上げましたけれども、本年度と来年度の2カ年で実は実施するわけでございます。そういった具体の動きについては、私どもにはまだ実は届いていないと。必ず市町村の意見を聞くという場面がございますので、当然原案も上がってきますので、しっかりとお答えしていきたいというふうに思っていました。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 県がつくったのは確かにそのとおりなんですが、ただこれは平成25年につくっているんですね、もう10年、かなり前ということじゃなくて、私から見ると5年前というか、そのときに、多分このときの話もあって、いろいろ柴田町の話も聞かれたと思うんですけども、そのときにもこれはそういうふうに相互乗り入れをしようという計画があったんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 1市8町8地域での話だということでご理解をいただければと思います。柴田町に限ってとか、柴田町のところというか、県からその平成25年当時はこれで

行きたいということで示されていたと思いますけれども、平成25年以降、動きというようなものは正直ないような状況なので、今のところやはり計画は計画のまま、実は県の計画といえども終わっているような状況だということです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） これについて、都市計画の決定の方針というのがもう出ておまして、例えばいろんな地域はどういうふうな形でこれから進むんだという一応基準がありまして、この中を読んできると、商業地、業務地については、柴田町については、船岡駅前、船岡駅南市街地、このところに商業施設を初め行政業務サービス施設、医療福祉、都市機能が集積する商業地を形成するというふうになっているんですけれども、5年前の話がこれなんですよね。何か柴田町に相談を受けたんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 計画でございますということで答えてしまえばそれまでなんです。が、県の計画でいうところの船岡駅の南側といったら相当多分広範囲でもって当然想定されていて、ごく一部の地域を区域にしてということではないんだということで認識していますが。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） そうすると、船岡駅南側というのは、柴田町の自衛隊のほうまで含めた全てを含むと、そういうイメージですか。計画、そのとおりかもしれませんね、そうするとわかりました。

それじゃあ、きのうの質問の中でも出てきたと思うんですけれども、コンパクトシティとか公共施設のマネジメント、これを第6次総合計画のほうにどう反映させてくるかということなんですけれども、今はどのような形になるのか、格好だけでも教えていただくことはできますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 公共施設管理計画と第6次総合計画との関係でございますが、公共施設管理計画につきましては40年スパンという期間がございます。その中で総合計画は8年間というスパンの中にどれを入れていくかということでございます。先ほどの町長答弁の中でお話ししましたが、長寿命化にウエートを置いて、それに若干建築物の総量の適正化を置いて整合性をとっていくということで、今のところ総合計画に位置づけようとしております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） わかりました。それでは、総合計画が8年、それで公共施設のほうは40

年という形なんですけど、そうするとこの形をどのような形で運営していったらいいか、例えばコンパクトシティをどのように実現していくのかという形を、例えばそのほかにも公共交通機関、先ほどちょっと話をしたんですけども、これをどういうふうに再現していくのかという具体的な格好を、マスタープランをつくってこの場で全てを含めた総合的な都市計画として考えることは可能じゃないかと思うんですが、マスタープランについてどのような、これは国土交通省のほうの運用指針というのを見ると、おおむね20年を想定していったらいい、それで地区ごとにやっていきなさいということも書いてあるんですね。

それで、文章もいいんですけども、なるべくイメージ図、そういったものを含めながらマスタープランをつくっていったらどうだろうかとこのように国土交通省のほうは示しているんですが、この中で、このマスタープランをつくっていく中で、ノーマライゼーションのまちづくりをやっていく、コンパクトシティを実現していく、公共施設のマネジメントをどう実現していくのか、そして公共交通をどういうふうな仕組みにつくっていくのか。これは20年を先にイメージとしてやっていったほうが、今1個1個やっていくよりも、何か少し救われるというかやりやすい感じがするんですけども、そういったことにこのマスタープランを使っていくという方法はどうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） マスタープランをつくるには、やっぱりこれからのある程度の集積エリアというものを想定した中で全体の都市のあり方について考えていかなければならないというふうに思っております。やはり最低限、安心安全の機能が備わっていると、多くのお客様が来てにぎわいのある町をつくるとか、それからそこに新たな仕事を起こして雇用の場をつくっていくというような、全体のエリアを対象としたこれからの都市のあり方というものを、文章で20年をスパンに計画することは可能だというふうに思っております。

マスタープラン、どうしても理念系になりやすい、文章で表現せざるを得ないということでございます。そうしますと、それを具体化するのには、先ほど申しました立地適正化計画というものをつくって、具体的に都市の機能を集積するエリア、居住地を集積するエリアということですね。その都市の機能の一つとして、柴田町、まずエリアとしては東船岡駅から西側、大沼通線まで、新栄まで、そして具体的には先ほど申しました新栄通線、都市計画道路を延長していくということで面的なものが決まりました。

じゃあ、財政との絡みがございますので、どういう誘導施設、居住地を誘導するための施設が必要かという、総合体育館というものがございまして、それを都市機能の一つとすると

いうことでございます。

それから、財政と見比べまして、公共施設等総合管理計画の絡みでは、並松町営住宅、神山前町営住宅、あの面積を縮小する形であそこに立地させる、そういう計画は可能ではないかなというふうに思っております。近くには、具体的にフレスコキクチ、商業ベースがありますし、近くには医療機関もありますし、福祉施設、生協のあおぞらもありますし、さくら苑、常盤福祉会の福祉施設もございますので、あのエリアに新たなマスタープランに基づく集積された市街地ができるのではないかと。

それを、実は槻木駅、私も携わったことがあるんですが、平成9年のときですね。槻木駅からバイパスまで抜く都市計画道路、そういうものも20年先であれば入れることも夢ではないのかなという気もしますけれども、現在それは17年に本当は開通するはずだったんですが、新栄通線が先になったという事情がございまして、それを、4つの拠点交通ネットワークで結ぶと、そういう絵は描けるのではないかなと。逆に、そういう交通ネットワークで結ぶという絵を描かないと、国が進めるコンパクト・プラス・ネットワークにならないということになります。

ただし、この交通ネットワークを実際に実現するのは役場ではできないところに問題があるわけですね。これが民間で採算が合うように循環バスを走らせると、絵は描けるんですが、じゃあ誰がやるのと、そこを詰めなければならない。というのは、県は広域の都市計画で先ほどいった交通体系も考えますみたいなものをのせておりますが、現実には阿武隈急行は大変なことになっていて、赤字なんです。その赤字に対し、車両を更新しないといけないということで、今年度1編成2両編成しました。柴田町は渋っておったんですが、赤字の会社が設備投資するというのは普通は考えられないのでね。でも、会社の補填分、それは県が持ちますということでもわかりましたと、柴田町は払ったんですが、ここに来て、平成31年度から会社の分は負担しないとガラッと態度が変わって、じゃあそれを我々が負担するかと。そういう構想は簡単にできるんですが、具体的に詰めていくとなかなか難しい。

でも、これからは、先ほど言ったようにマスタープラン、総合計画を今つくっておりますので、その計画とタイミングがよかったのではないかなと。ですから、マスタープラン、20年後をつくって、立地適正化計画をつくって、具体的な事業であります都市再構築戦略、これに基づいて総合体育館を、もし認められたら2億3,000万円の補助金がもう少しふえるのではないかと今戦略を立てているところです。これ、ついたら大変なことになりますから、実際頑張りたいというふうに思います。そのときはぜひ、秋本議員の協力がないと、何回も言う



のはそこですからね。構想だけ言わせておいて、実際やり始めたら反対なんていうんでは何のための議論だったのかということになりますので、その点よろしくをお願いします。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） ですから、そういったプランを、これは国土交通省のほうの土地計画運用指針というところにも、ここにはこういうことを書いてあるんですね。これは衆議院の建設委員会の答弁ということの中に、「具体的なマスタープランでなければつくる意味がない。だから変わることもあり得ると。ですから議決を義務づけない」というふうになっているんですね。それで、構想は文章中心でもいいんでしょうけれども、マスタープランという形である分についてはビジュアル化を重要するという形で、なるべく多くの形が目で見える格好にしなければならぬんじゃないかとしております。そして、これをつくることによって、市町村レベルでの専門家、すぐれた能力のある人の育成を進めていくという意味合いがあるんだと言っているんですけれども、なるべくビジュアル化した形で作っていただければと思います。

それで、コンパクトシティについて、実際的なマスタープランとして、夕張市がおもしろいマスタープランをつくっているんですね。あそこは特殊な地域と言われればそのとおりなんですけれども、今のままでいくとネットワーク自体がなくなるということで、南北軸に集約していくと。それで、その途中計画も示しているんですよ。こういった形で、あらかじめ全体を説明しながら、全体のビジュアルとしてこういう形にまとまっていくのが柴田町のこれからの形ですと見せるということ、これも非常に大事だと思いますので、ぜひ検討していただければと思います。

それでは、アレルギー食についてちょっとお聞きしたいことがあります。

今までヒヤリハット事例はないという話なんですけど、一番最初にお医者さんのほうから健康調査をしたときにいろいろお聞きするという事になっているんですけれども、そのときにこういうアレルギーがありますというのが来ると思うんですが、このときは申し出だけなんですか。それとも、これに対する医師等の診断書というか、そういったものもつけた形が出てくるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） まず、新入学児童に関しては、就学時健診がございます。その際、保護者のほうから、やはりアレルギーをお持ちのお子さまの場合、保護者のほうからまず申し出があります。入学前ですね。ですから、今度入学に当たっては、やはりその症状によっては医師の診断書を提出していただいて、学校のほうで注意事項等を確認して対応していくという

形で今進めております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） わかりました。というのは、私もアレルギーについて、ちょっといろいろな本を読んでいる最中だったんですけども、その中で慶應義塾大学の保健管理センターのレポートというのがありまして、このところでいくと特定原材料が7品目出ていますよね。これについては表示の義務づけがされているんですが、準特定原材料というのも20種類ほどあるんですけども、これについての扱いはどうなっていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今、平成27年4月に施行された食品表示法により、必ず表示するものとして、特定原材料7品目が定められているということになります。それに準ずるものとして、また20品目が定められております。20品目に関しては甲殻類、アワビとか、あとは魚類、イカ、それから果物とか20品目が定められておりますので、こちらの原材料に関しても、給食センターにおいては、この20品目においても原材料としての確認をしております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 私が読んだレポートの中でいくと、ゴマを誤食、間違っって食べてしまったという例が報告されていて、それが事故という報告があったものですから、こういったことをじゃあ20品目プラス7品目、27品目については全て管理されているという形で考えてよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 27品目ということで、今ゴマとありましたが、あとピーナッツ等、つまりそのものの形ではなくても原材料として、これが例えば油とかそういう姿を変えているものであっても、それが原材料として表示されておりますので、そういうものに関しては必ず確認をしている状況です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） わかりました。

それとあと、エピペンの話なんですけど、県のほうのマニュアルを見ると、最初にまず打って、10分から15分くらいしてまだ症状が改善しないときにはもう1本打つというふうに書いてあるんですけど、これは何か柴田町でいくと1本という形で終わるのかなという感じが、先ほど聞いていてそう聞こえたんですけども、それでいいんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） まず、アナフィラキシーショックが起きた場合には、まずエピペンを注射すると、これが大原則だと思います。県のほうのマニュアルにおいては、本来であれば注射をする時点、注射をする同時期に救急車の手配等を行うものですから、5分、10分たつてまたけいれん等が起きている場合に、2本持っている場合にはもう一度注射をするというふうになっておりますので、実際にまだ現場でこういうことは起きてはおりませんが、こういうアナフィラキシーショックが起きた場合には、まずエピペンを打つ、同時に救急車の手配をするという、危機管理マニュアルとして学校のほうはそういう動きをしておりますので、2本目までという形は、その前に救急車の手配をしているという形だと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） それで、この食品アレルギーについては、初食というんですかね、一番最初に食べて、今まで何ともなかったやつが起きるという可能性もあると思うんですね。そういったときにアナフィラキシーショックがもし起きたとして、そうなった場合はまず救急車を呼んでという形になっちゃうわけですね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） まず、今質問された場合というのは、学校でその児童生徒がアレルギーを持っているというふうに把握をしていない児童が起きた場合ということだと思います。その場合には、もう本当に、先ほども言いましたが、危機管理マニュアルの中で、こういうアレルギーが起きた場合の対応ということで、すぐ救急車を呼ぶという形で対応せざるを得ないのかなとは思いますが。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） それでは、先ほどエピペン保持者が4人来ているという話があったんですが、もしその方がアナフィラキシーショックという形で起きていて自分で注射ができないという状況になり得ることもあると思うんですね。そういった場合は、教師がかかわって注射をするということも当然考えられると思うんですけれども、これは医師法には違反しないんですね。確認したいんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） エピペンを打つこと自体が、そういう緊急で命にかかわる状態においては、医師法には該当はしないということで通達が出ております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） では、その場合なんですが、どなたがそれに該当するかわからないとい

うこともあると思いますので、教職の方、あるいは学校の形で常時おられる方については、エピペンの扱い方とかそういった講習、訓練ということもやっておかないと危ないかなと思うんですけども、実施状況についてはどうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 平成29年の調査においてはお1人でしたが、ことし平成30年度、4人の児童生徒でエピペンを持っている方がいたということですので、この4人がいる学校においては、年度当初にその児童のアナフィラキシーが起きたときの対応ということで、教職員全員が、まずエピペントレーナーというものがありますので、そちらで訓練して、どの教師も対応できる状況ということで、情報の共有とそういう対応を全職員ができる形での対策をしております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） お答えを聞いて安心しました。こういう努力は無駄になるかもしれないんだけど、無駄になって当たり前だと思っくらの気持ちでないとなかなかできないし、もし異常が起きたときに大変なことになるということを、ぜひ、十分考えられていると思っているんですけども、もう一度念を押して聞きたいと思いました。

これで質問を終わります。

○議長（高橋たい子君） 秋本議員、少々お待ちください。

保留となっていました総合計画の件について、答弁の申し出がありましたので、これを許します。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 先ほど、自治法改正に伴う総合計画の取り扱いということでご質問があったかと思います。

平成23年5月に地方自治法が改正されました。基本構想の法的な策定義務がなくなったということで、それによりまして、今度からは基本構想の法的な策定義務がなくなりまして、策定及び議会の議決を経るかどうかは町の独自の判断に委ねられるということになったということでございます。

○議長（高橋たい子君） よろしいでしょうか。再質問、1回のみでございます。

○7番（秋本好則君） 時間がちょっとあったので。

それで、先ほど私が読んだところと、そのとおりだという形なんですけど、その同じ地方自治法の第96条第2項に、地方公共団体は条例で定める云々とありまして、議会の議決を経るべきだとするものについては自分で決めることができるということになっておりますし、大臣通知

の中でも、議決を経て策定することは可能であるというふうに通知の中で話をしているんですが、議会の議決を要らないという判断になった理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） まず、法律的な義務がなくなったというのが一番ではないかなというふうに思いますし、この総合計画を議会の議決に、当時は10年だったんですが、10年を縛るということが、実際の運営する上で制度が次々と変わるものですから時代にそぐわなくなっているということもございますし、議会のほうからは基本構想、基本計画までどうですかという提案はございましたけれども、その後お互いに議論は深まっていないというのが実情でございます。基本構想まで議会の議決が必要だと皆さんのほうで考えていただければ、あくまでも文章でございますので、包括できる事業がいっぱいできます。これが全て、何回も言っているのですが、100%町長が自由にお金を使って制度改正も行われぬ柴田町単独であれば、計画をつくって議会のチェックを受けながらやることは可能なんです、現実的に予算は4割しかない。あとは国の制度によって次々変わるということでございます。

今回の子ども、幼児、それから保育所の無料化にしても、我々が直接動かしております保育所の約1億円の収入を市町村で負担するなんていうのはゆめゆめ思っていなかったのが、急に保育所の分、第一幼稚園の分は町で保護者の分は払えと、こういう仕組みが示されるというようなこともございました。エアコンについても、普通教室はいいんですが、特別教室はもしかすると外されるかもしれない。議会に説明してきたんですよ。それが急にガラッと変わると。こういうことが次々起こるものですから、やっぱり長期の総合計画を理念として出しても、基本計画、実施計画でこれを議決すると、毎回毎回訂正の議案を出さなければいけないということなので、そこはご理解いただいて、全体の、そのために議会に総合計画を提示して、議会の意見を反映させた中でつくるということにして、前回もそのような方式でつくっておりますので、その点でご意見をいただき、また議会の中でも計画を大幅に変えるべきだということであれば、また変えることはやぶさかではありませんので、そういう信頼関係のほわっとした中で計画をつくらないと、後で自分の首を絞めてしまうということになりますので、そういう点から、議会の議決を得ていないということでございます。（「終わります」の声あり）

○議長（高橋たい子君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

これにて、7番秋本好則君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

3時再開といたします。

午後2時49分 休憩

---

午後3時00分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

8番齋藤義勝君、質問席において質問してください。

〔8番 齋藤義勝君 登壇〕

○8番（齋藤義勝君） 8番齋藤義勝です。大綱1問質問いたします。

**イノシシ対策を問う。**

イノシシ対策については、これまでも何人かの議員が質問し、町の対策により、それなりの成果を上げてきました。しかし、近年は予想以上にイノシシによる農作物の被害が増加の一途をたどっています。中山間地においては、住民の高齢化に伴い、耕作放棄地が年々増加し、イノシシによる被害は民家の近くにも及ぶようになってきました。本町でも、ここ四、五年の間に、急速にイノシシによる被害が増大しています。町では、電気柵購入などへの補助金や箱わなの貸し出し、猟友会への助成などで努力をしていますが、現在は、もう手に負えない状態にまできているようです。年々、被害の拡大が顕著になり、野菜農家や家庭菜園の畑などで多くの被害が発生しています。

しかし、最近では農業経済の打撃だけでなく、農業地域のみならず、町なかにおいても大変多くのイノシシの出没情報が寄せられております。先月、11月2日午後6時半ごろ、槻木上町一丁目と三丁目境界近辺で親子連れと見られる2頭の見撃情報がありました。通りがかりの青年がすぐに通報し、警察が付近をパトロールしましたが、立ち去っていたとのことでした。このかわいいは民家が立ち並び、交通量・人通りも多く、人身・物損事故に至らなかったのが何よりでした。

イノシシは1歳半程度で成獣して繁殖可能になり、毎年春に四、五頭出産します。その繁殖力の強さや行動範囲の拡大により、我々の住環境が脅かされていることは大きな社会問題です。イノシシは本来夜行性と言われていますが、明るい時間帯でも出没し、中には登下校の時間帯に通学路上にも出没していると聞きます。住民、特に子どもに対しての注意喚起が必要ではないかと考えます。

町のイノシシ捕獲数の推移を見ると、25年度は77頭、26年度は71頭で高どまりで推移しています。イノシシの捕獲方法は、箱わな、くくりわな、りょうゆうなどがあり、現在は箱わなが

中心であると聞いていますが、箱わなは餌による誘い込みになるため時間がかかるようです。

そこで、本町のイノシシ対策について質問します。

- 1) 平成27年度以降の捕獲数・個体数の動向は。
- 2) 柴田町鳥獣被害対策実施隊員の活動状況は。
- 3) 狩猟免許有資格者のうち、わな猟免許有資格者の増強策は。
- 4) 人的被害防止対策法などは。
- 5) 捕獲後の処理方法は。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 確認をさせていただきます。1カ所。下から10行目、「捕獲方法は、箱わな、くくりわな、狩猟」を「りょうゆう」とお読みになったようですが、「狩猟」でよろしいですね。（「狩猟の間違いです」の声あり）はい、結構でございます。

答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 斎藤義勝議員、イノシシ関係で5点ほどございました。順次お答えいたします。

個体数の動向です。

柴田町の有害鳥獣捕獲と狩猟捕獲の合計ですが、平成27年度が101頭、平成28年度が213頭、平成29年度が221頭と増加しております。平成30年度も、11月末現在で106頭を捕獲しております。仙南2市7町の有害鳥獣捕獲数は、平成27年度が3,105頭、平成28年度が5,517頭、平成29年度が4,741頭と、年により増減はありますが、増加傾向にあると思われれます。

鳥獣被害対策実施隊員の活動状況でございます。

柴田町鳥獣被害対策実施隊の隊員数は13人で、活動状況としては、イノシシ箱わなの設置とその見回りや捕獲、緊急時の農地での銃器によるイノシシ捕獲等で、平成29年度は出役日数165日、延べ人数400人となっております。そのほかにも春と秋に銃器によるカラス等の捕獲、熊などの鳥獣による農作物被害等の鳥獣種類の確認やその対策等に協力をいただいております。

3点目、柴田町では平成26年度より狩猟免許を取得しようとする農業者等に対し、狩猟免許試験受験者用講習会受講料の全額を助成しております。今年度までに24人がこの助成制度により、わな猟免許を取得しております。今後も受講料補助制度を広く周知することにより、狩猟免許有資格者の増強につなげて、イノシシの個体数調整を図ってまいります。

4点目、イノシシは本来おとなしく臆病な性格ですので、刺激を与えたり近づいたりしなけ

れば多くの場合は何もせず去っていきます。町民から相談があった場合には、そのように説明しており、町内で人が襲われたとの情報はありません。ただし、自動車と野生動物が衝突している事例はあり、その中にイノシシも含まれています。

ご指摘のありました11月2日の槻木上町におけるイノシシの出没情報ですが、イノシシの成獣1頭と幼獣3頭の見撃情報が大河原警察署に寄せられました。警察から町にも情報提供があり、職員2人が現地に急行して、パトカー2台とともに1時間程度周囲の状況を確認しましたが、それらしき動物を確認することはできず、現地も平静を保ったままでございました。

このように、イノシシの見撃情報があった場合には、職員が現地を確認し、耕作者や周辺住民等への注意喚起を行っており、時には鳥獣被害対策実施隊の協力をいただく場合もあります。今後も人への被害防止対策に努めてまいります。

5点目。捕獲したイノシシは、現地での埋没処理のほか、町有地での埋没処理を行っています。また、50キログラム未満のイノシシについては、血抜き後に仙南クリーンセンターへ運搬し、焼却処理も行っております。今後も埋没場所の確保と焼却施設の利用等、複数の処理方法の実施に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 斎藤義勝君、再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） ただいま、町長から捕獲数の動向などをご説明いただきましたが、イノシシの実際の数というのは、よく言われるんですけども捕獲頭数の10倍はいるんじゃないかと、個体数ですね、言われているんですけども、先ほど言われた捕獲頭数は、これは個体数はもう1,000頭を超すと思うのね。だから捕獲頭数というのは毎年結構ふやしてきているようでございますけれども、これで十分と考えているのかどうか、まずお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 捕獲頭数に関しては、年々ふえているような形ですし、今年度も現在11月末現在で106頭ということで、こちらには狩猟捕獲、11月15日から狩猟期間に入っております。現在狩猟捕獲の数字がだんだん上がってきている状況なんですけど、その数字は含まれておりません。ほかの例えば角田市、白石市、丸森町から比べれば、はるかに桁が違うような状況なんですけど、柴田町としてもどんどんふえている状況です。

ただ、これが十分かということ、まだそういう状態ではないかと思われまして。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それで、この捕獲の方法についてちょっとお聞きしたいんですけども、



柴田町の場合、どうしても中心になるのは、狩猟と箱わなと思われるんですが、狩猟者の高齢化が年々進んでおりまして、さっき狩猟による増加もかなりあるんじゃないかと言われましたが、狩猟による増加というのは私はそんなに望めないと思うのね。やはりどうしても中心は箱わな。くくりわなだとちょっと人間に対する危険性が多くなりますから、箱わなだと思うんですけども、宮城県の資料を見てみますと、箱わなの購入補助、この箱わなというのは実際じゃあどのくらいするのかと調べてみましたら、両開きと片開き、2つのタイプがあるらしいんですよね。だから、両開きでも大体五、六万円ぐらいで買えるというふうになっているんですけども、本町において、先ほど町長の答弁では、このわな猟の免許取得に対する助成は全額助成するとありましたけれども、この購入補助は本町でどうなっているか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 箱わなにつきましては、わな免許を取得している町内の農業者等ということで、申請は年1回に限られますが、イノシシ用の捕獲箱わなを購入した場合、その費用の3分の1以内で限度額を5万円として補助しております。金額等に関しては、議員おっしゃるとおり五、六万円ぐらいから10万円ぐらいの間でつくれるものと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それで、このわな猟をやる人らは、猟友会の中の柴田町鳥獣被害対策実施隊、この人らの中にも何人かこの箱わな所有者はいるわけだと思うんです。それで、町でも何か箱わなを所有して貸し出しなどをしていると思うんですけども、現在の箱わなの台数、この隊員の人らと町所有分を合わせるとどのぐらいになるのか、ちょっとその数を教えていただきたいんですけども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 箱わなの数でございますが、まず町及び有害鳥獣被害対策協議会という協議会がございますが、その協議会のほうで所有しているものが合わせて17基で、今現在、そのほかに捕獲隊というか実施隊の皆様からお借りしているもの、あとは地区の農業者の方からお借りしているものが15台ということでお借りしておりまして、現在のところ32基で箱わなを仕掛けているということなんです、これは狩猟期間に入る前の情報でございます、狩猟期間に入ると現実的には実施隊の方も狩猟の行動をするわけで、そうなるとその分、その時期に限っては箱わなを戻す方もいらっしゃるということで、最低でも17基は仕掛けているという状況でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 次に、イノシシが現在どんどんふえているということでございますが、このふえている要因というのは、間違いなくこれは、2011年の原発事故によりまして福島県のイノシシが野に放たれて、そしてやっぱり丸森町とかそういうところでは狩猟をして自家消費などに使われていたんですけれども、その割に捕獲頭数が現在、去年まで200頭前後と答弁がありましたけれども、なかなか頭数がふえている割には、私から見ると頭打ちというか、そういうふうに考えられるんですけれども、この主たる要因というのはどんなことが考えられるのかちょっとお尋ねしたいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 先ほど議員がおっしゃるとおり、捕獲に関しては現在のところ、柴田町では箱わなが中心でございます。箱わなというのは、議員もご存じのとおり、設置してすぐにかかる場合も当然タイミングとかそういうのがございましてあるわけなんですけど、やはりイノシシは警戒心が非常に強く、なお記憶力、学習能力にたけているという状態でございますので、一度例えば危ない目をした場合は、しばらくの間はその周りをぐるぐる回るという、そういう確認行動をした上で、問題なければ中の餌をとると、そこでかかってしまうということなんですけれども、親のイノシシについては、例えば子どもと一緒に来た場合は、子どもがかかることがあるんですけれども、親がかかるというのはなかなか警戒心が強いのかなということで、ことしなんかは結構頭数が、先ほど言いましたとおり106頭ということでとれているんですが、半分くらいは子ども、半分以上ですかね、子どものイノシシがとれているという状況でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それで、ただいまイノシシもなかなかお利口で学習能力が高くなっていると聞きまして、それで対する我々人間のほうも、これはわな猟免許を取得するために学習能力を高めるかどうかわからないんですけれども、狩猟免許試験受験者用講習会というのがあるんですよね。これの昨年この講習会を受ければかなり人間のほうも学習能力は高まると思うんですけれども、受けて、わな猟免許を取得した人は何人ぐらいいるのか、ちょっと確認します。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 昨年、平成29年度ですと、8名の方がこの講習会の補助を利用されました。ただ、この狩猟免許に関しては合格しているかどうかというのを、講習会を受けたというのは領収書をいただいてわかるわけなんですけど、その方が試験に合格したかどうかという

ことに関しては、正直わからない部分もあるんですが、多分一般的に話をすれば、講習会をきちんと受けていただければ免許に関してはとれているというような状況のようでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それで、この講習会というものは、現在は年1回なんですよね、やっているのは。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 詳細はちょっと手元にございませませんが、狩猟免許の試験がある場合、この管内、大河原管内に関しては年に2回ぐらいかと思われま。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それで、先ほど聞いたところ、わな猟の免許取得者は私から見ると少ないように感じるんですけども、取得者の増強のためにも、この講習会は町主催ではないと思うんですけども、講習会は今、年2回と言われたんですけども、回数をふやす考えとかそういったものはございせんか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 先ほどの答弁をちょっと訂正させていただきたいんですけども、平成30年度の狩猟免許試験が、この管内においてですと4回、そのうちわな免許に関しては1回ということで、通常このようなスケジュールでやっているようございます。

昨年、柴田町の改善センターを会場に試験をやったというようなこともございますので、多分ことしは丸森町のまちづくりセンターで、わな免許の限定なんですけれども試験を行っておりますので、多分持ち回りでやっているものだと思っております。

あと、講習に関しては、当然町ではなくて、宮城県が実施しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それで、あくまで私は今回イノシシの捕獲数をふやすという趣旨のもとに質問しているわけなんでございますけれども、捕獲の報奨金ですね。これはよくちまたで聞かれるんですけども、今どのくらいなのやとやっぱり地元にも聞かれるのね。調べたら、何か1万円らしいんですけども、この金額というのは農政課長から見て妥当な額なのか、高いと見るか、低いと見るか、どうなんでしょう。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） イノシシの捕獲に関しては1万円ということなんですけど、私的に見ると、これは国の補助があるわけなんですけど、有害鳥獣捕獲ですと1頭当たり8,000円。あと、

今度新しく有害鳥獣とは別に環境省の補助が出てきたんですが、指定管理捕獲という事業でございまして、こちらに関しては一切合財パトロールも含めて1頭当たり大体1万9,800円ぐらいなんですが、片や例えば町等のサポートがあったりとか、あとは柴田町の場合ですとパトロールが1日当たり4,000円とか、費用弁償等もつけ加えられますので、全般的に見るとこの1万円という金額に関しては、狩猟としてはちょうどいいくらいかなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 今、その1万円は国の補助だということを聞いたんですけども、それで、これはちょっと聞いた話で、以前イノシシというのはやっぱり食用に消費されていましてから、原発前はね。そして、丸森町なんかでもよくシシ鍋とかいろいろそういったものがありましたよね。その当時というのは、イノシシ1頭当たり大体五、六万円で流通していたようなのね。だから、それを考えると、やはりそれ以降、狩猟をする意欲というか、そういうのがそがれている人もいると思うんです。

それで、個体数の調整、また捕獲者に対するご苦労に報いるためにも、国とは別にまた町独自で少し報奨金ですね。名目はちょっと変わってもいいですから、出す考えというか、そういうのはないのかどうかお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 私らの説明内容がちょっと悪かったと思うんですけども、先ほどの1万円に関しては、町独自の1頭当たり1万円でございます。

そのほかに申しあげました8,000円とか1万九千何がしのものに関しては、これはその期間にそういう条件でとったものに関して支払われるということで、有害鳥獣捕獲とか指定管理捕獲になりますので、狩猟に関しては町独自の1万円でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 続きまして、柴田町鳥獣被害対策実施隊員、これについてお伺いしたいんですけども、これは猟友会の人が入っていると思うんですけども、これに入った場合の優遇措置はどういったものがあるのか、ちょっとお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 基本的には、狩猟免許をお持ちで宮城県の猟友会に入っていられる方の中で、ボランティア精神のある方と言ったらよろしいんでしょうか。準公務員扱いとなるとはいえ、やはり皆様、ご自分でお仕事をお持ちで、その合間を縫って、緊急的にイノシシ、熊、その他の小動物もございまして、それらに対して対応されるということに関しては、

大変ありがたいことだなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 課長、私が聞いたのは、その隊員に対する優遇措置なんですけれども、お願いします。

○議長（高橋たい子君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 申しわけありません。特段と言ったら変ですけれども、隊員の方に関しては大きな優遇措置というのはないんですが、例えば春とか秋の予察駆除というのがございまして、カルガモとかカラスを捕獲していただくんですが、捕獲しながら狩猟というか銃のほうの確認とかそういうのができる機会が、狩猟期間以外にもそういった形でできるということなんです、これは余り大きなメリットというか優遇ではないかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 今まで、町としては、イノシシ対策としては、よく私らも産業建設常任委員会などで槻木の入間田とか成田のほうで、電気柵、防護柵、これの設置による被害防除、これは防ぐほうですよ。これがまず第一。

それと、現在私が今までお聞きした箱わな設置または狩猟などによる個体数の調整というか、厳密に言えば減らすというかなんですけれども、そういったものが主になるんですけれども、最初に言った電気柵については、国とか町が一生懸命頑張られまして、補助金などを出して電気柵促進などに努めた結果、農作物の被害はある程度軽減されていると聞いております。

しかし、個体数の調整については、最近は何というのか、目撃情報の多さ、そしてやっぱり生息域がかなり広がっていると思うんですけれども、また個体数の調整から見て、この箱わなの増強というのは、私は必須だと思うんですよ。だから、この猟友会の人らも、やっぱりやりたいけれども箱わなも少し足りないというか、1個5万円から10万円ぐらいするということだったんですけれども、何というのか、隊員の負担にならない、もうちょっと町所有の箱わなを少しふやして、そして隊員の負担にならないように対応強化すべきじゃないかと思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） まず、目撃情報が多くなったというのは確かにそういうことだと思うんですけれども、昔はどこでも電気柵とかそういうのがなくて、イノシシが行きたいところに行けたということなんです、今現在は特に槻木地区に関してはほとんどの田んぼ、山際の田んぼに関しては電気柵で囲っているような状態ですので、先ほど議員おっしゃったとおりイ

ノシシが出没する生息域というか行動域が狭まっているというのが大きな原因かと思います。つい先日、私も成田地区で昼間というか夕方だったんですが、成獣のイノシシ1頭が町道を歩いているというか、そういうのをちょっと見ております。

それで、箱わなが足りないんじゃないかというようなことでございます。私もうちの実施隊の隊長初め皆様に、総会とかいろんな懇親会とかいろんな場でどうなんでしょうかという話をすると、実際箱わなは最大で、ことしの場合はマックスで32基仕掛けておりますが、その仕掛けた際に、それをかけっ放しというわけじゃなくて、要するに2日に一遍は最低見回りをして、それを確認して、もし入っている場合はそれを捕獲するというか、とめ刺しをしたりということになります。

それで、ふやすのはいいんだけど、うちの隊員は今13人いらっしゃるんですが、13人で交代で2人で回って、例えばわなのパトロールとか見回りだけじゃなくて、餌がなくなっていれば餌を追加したりとかもろもろの仕事がございますので、これ以上ふやさないでいただきたいという話もございます。

あと、くくりわなも、議員おっしゃるとおり危険な場合もあるんですが、特に箱わなの周りに仕掛けたりすると非常に有効なケースもあるということも、実施隊の方は当然プロなのでわかりなんですけど、くくりわなをすると今度は毎日見に行かなければいけないと。だから、必ずつかまえないと思うところにはくくりわなを設置して捕まえたりしているようですが、なかなかその実施隊の方の人数が少ないということ、あとはお年を召している方も多ということも含めて、そちらからちょっと検討していかねばならないのかなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） わかりました。

それでは、次です。人的被害防止対策ということでお聞きします。

先ほど町長の答弁にもありましたけれども、イノシシというのはまず本来、臆病な動物でありまして、それゆえにこちらから何もしない限り襲ってくることはないと言われております。

それで、町なかにも最近出没しているということで、この目撃件数です。これについてちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、昨年までの本町の目撃情報の推移、これはどういふふうになっているのでしょうか。それをお伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） イノシシが珍しかったときは、目撃情報というのを町もつけておりまして、当然農作物に被害があった場合はその調査等も行っておりますが、ここ最近では目撃情

報はもう頻繁というかかなり多くて、目撃という形ではつけておりませんが、被害というか、例えば畑が云々というようなケースに関してはつけております。ただ、これも実際の件数というのはいくらも届け出の数よりも多いのかなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 確かに目撃件数で実際出たのは何分の1だと思うんですけども、私の質問書の中にも書いておきましたけれども、私の家の裏でもみんなびっくりしたんですけども目撃情報もあったんです。そしてあと、きのうテレビを夕方見ていましたら、四国の高松市内でも親子連れ3頭ぐらいで町なかを走っていったと、そういう情報もあったようです。

ですから、どうして町なかでイノシシが出たのかということは、やっぱりイノシシはある程度、食を求めて来るわけでございますから、そして移動するときも私みたいに車で町の中を走ってくるわけではないんですよ。やっぱりやぶの中とかそういった彼らにとって安全なところを、そして町の中でいろいろ探したりすると思うんですけども、今回そういうふうな町の中でイノシシが目撃されたということで、この移動ルートですね。今回どういうルートで来たか私はわかりませんが、町の中に来ないようにその移動ルートを遮断させるというか、そういったものは今まで考えたことがあるか。どういう対策が考えられますでしょうか、お聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 議員おっしゃるとおり、イノシシは山間部に出たのが当たり前だと言うつもりは全くないんですが、特に今回のケースのように市街地の中に出てきたというのは、槻木地区ではサニータウンで2年ぐらい前ですかね、熊かイノシシかということで目撃情報がありました。あとは、船岡でいいますと、西住小学校近辺、あそこに関しては最近目撃情報が何回かあって、小学校でも捕獲されたことがあるというようなことでございます。槻木の市街地に関しては、今回、私も4年目でございますが、初めてなのかなと。

それで、おっしゃるとおり、苦労しないでおいしい栄養満点の餌があるということなんです、イノシシに関しては、まずは防御と捕獲という話を議員されましたが、環境整備ということで、やはり山際の例えばがさやぶですね、そういったものを取ってしまうとか、遊休農地の草が生えているところを刈ってしまうとか、そういったものとか、あと餌をやっぱり容易に得られないようにすると。当然農地の野菜とかそういった残り分、あとは果樹の柿とかの残りとか、栗とかもそうなんですけれども、そういったものの中で逆に市街地の場合はごみ置き場とか、あとペットを飼っているうちのペットの餌関係、そういったものも狙われる

ということでございますので。柴田町には餌づけをする方はいらっしゃらないと思うんですが、特に有名になっている神戸市とか六甲山地からおりてくる神戸市街地にはそういった市街地の中に出没しているようなんですが、やっぱり餌づけをする方がいらっしゃるといことがありますので、そういったことでイノシシの警戒心が弱まって大胆な行動に出るといことかと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それで、この目撃情報があった場合の、今度は対応についてお聞きしたいんですけども、過日、私の近くの小学生の親御さんにお聞きしましたら、槻木の小学校では親御さんに対して注意喚起のメールをすぐ配信したそうなんですけれども、槻木地区にある保育所と中学校、こういったところではどういった対応をされたのかちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 今回は、イノシシということだったんですが、通常は熊とかそういったものと、役場の中で言いますと、農政課は当然入ってくるわけなんですけど、防災関係とか教育委員会、子ども家庭課等に連絡をしております。これが、今回のイノシシ騒動が、日中同じような下校時間帯等に起きていたら、農政課も通常体制の熊と同じような体制で、担当各課、あとは関係機関のほうへ連絡しながらパトロール強化に努めたのかなと思っております。ただ、たまたま今回は夜の事案で、実際警察からの通報後に行ってみたら、私も後から行ったわけなんですけど、見つからなかったというような状況でございました。

○議長（高橋たい子君） 教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今、農政課長のほうから話がありました。教育委員会のほうに連絡が入った場合には、まず今回槻木地区でしたので、小学校、中学校、それから私立幼稚園であるたんぼぼ幼稚園等にメールまたはファクスで情報提供いたしまして、小中学校においては緊急メールということで保護者宛てメールを、登下校時に注意喚起ということでメールをさせていただいております。私立幼稚園のたんぼぼ幼稚園においても、やはり保護者宛てにそういう形で連絡をしているという状況です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それと、今度は先ほど課長の答弁にありましたけれども、注意喚起という意味で、イノシシというのはよく我々は犬が一番嗅覚がすぐれているんじゃないかと思っておりますけれども、ある意味においては、イノシシは犬以上の嗅覚を持っていると言われている



のね。だから、雑食動物ですから、もう人間が食べるものは何でも食べるわけですよ。ですから、俗によくあるんですけれども、生ごみを前の日の夜とかに出す人がいるでしょう。ああいったものをやめさせて、ごみの出荷は当日の朝を厳守すると、こういったものの徹底化。

また、今度はイノシシと遭遇した場合の、さっき課長、遭遇したときは車に乗っていたんですか。

○議長（高橋たい子君） 質問ですか。（「はい」の声あり）答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 私はそのときは車に乗っておりました。慌てておりてカメラで撮ろうとしたんですが、その時点では田んぼのほうに逃げられたという状態でした。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） ありがとうございます。それで、これが万が一歩いていて遭遇した場合、こういったことがこれから全くゼロではないと思うのね。それで、注意喚起の上でも、遭遇した場合のイノシシの特性、元来臆病な動物ですから、遭遇した場合はすぐ何か物を持ってあれとかしないで、するりと後ずさりというんですか、そういうふうにして静かに立ち去ればイノシシは襲ってこないというふうに言われていますよね。そういったことを注意喚起して、住民に啓発を高めるということがこれから必要になると思うんですけれども、どう考えているでしょうか。課長がわかっているだけでなく、住民全般に告知するということがお願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 議員おっしゃるとおり、前にもやったことがあるんですが、今回槻木の市街地等にも出没したということですので、今後お知らせ版等でこういったことがあります。市街地に出没していますという話と、今議員おっしゃったような刺激を与えないとかそういうような内容でお知らせ版等に掲載したいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） イノシシというのは、人間とだけ遭遇するわけじゃなくて、我々が乗っている車、これが始末が悪いらしいのね。だから、先日も丸森町ですか、何か衝突事故で破損したものは全部自分の自己負担で修理したとかという話を聞いたんですけれども、こういったことを防ぐためにも、今までイノシシが出没した目撃情報とかそういうのはわかっていますよね、こっちにはね。あと、その箱わなを設置している箇所というのは、イノシシが出る可能性がかなり高いところですよ。そういった近くの道路に、イノシシ注意ぐらいでいいですから、注意喚起の看板なんかをやっぱり立ててもらおうとか、検討してもらおうと助かるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 当然、車両による交通事故というか、体当たりによって被害を受けられるということもありますので、頻発しそうな場所等に関して検討していきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 今度、捕獲後の処理ということで、来年の干支がいのしし年になっているので、ちょっとこの場で処理方法を聞くのは忍びないんですけども、聞いてください。

それで、要するに2011年の東日本大震災ですね。この以前というのは、自家消費を除いては半数以上が埋設処理ですよ。あとは一部焼却もあったということなんですけれども、震災の後、今度はイノシシがふえ始め、田畑にも出没するようになり、町なかも含めてでございますが。この駆除というのは自治体主体で今までやってきましたわけでございますが、放射性セシウムがイノシシから発見されたということで、一番は食用にできなくなったと。そのために、以前埋設していたのも、ある程度場所もなくなってきたみたいなのね、捕獲頭数が多過ぎて。

それで、各市町村というのは、今埋設場所に悩んでいるというか、そういう現状なんでございますけれども、この埋設場所、または方法というものの規制というのはどういうふうになっているんですか。ただとって、その辺にぶん投げておくというわけにいかないでしょうから、それをお願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 埋設に関しては、一番いいのはそのとったわなをかけている近くの方の所有者の了解を得て埋設をしているという状況でございます。

あとは、了解を得られない、もしくはちょっと埋設する場所がないという場合は、町有林のほうに穴をちょっと掘っている場所があるんですけども、そういったところに埋設をしているという状況でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それで、本町の場合は、埋設する処分場所、これはまだ十分に確保されていると見ておられますか、それともちょっと少なくなってきていると考えているか。いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 今後の捕獲頭数にもよるとは思うんですけども、十分にあるというふうには考えておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 十分にはないというか、今後少なくなると見ているということでお伺いしますけれども、県内の各市町村で埋設場所の箇所が難しくなっているわけですよね。それで、狩猟者の高齢化に伴いまして、やっぱり捕獲数もなかなか伸びないと。しかし、ふえ続ける被害対策のために、宮城県としては、当初は市町村に埋設場所を確保して、そこに埋めなさいという依頼だったんですけれども、だんだん埋設場所の確保が難しくなったため、今度はやっぱり焼却して廃棄することを考えなくてはならないんじゃないかということで、県では今度解体施設、焼却じゃなく、焼却施設に持っていくための施設、それを整備するように各自治体にここ二、三年要請したらしいんですけれども、柴田町にそういう要請とかそういうものはあったんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 埋設という形は昔からとられていたんですが、つけ加えますと、ここ最近では50キログラム以上のものに関しては、例えば解体場とかで解体して50キログラム以下にしなければいけないんですが、クリーンセンターのほうで50キログラム以下の子どもというか大きくないやつに関しては、血抜きをしてそのまま持ち込んで焼却してもいいということになりましたので、ここ最近はそのような個体に関しては、町民環境課等を通じて直接持ち込ませていただいている状況でございます。

あと、解体処理施設に関して柴田町のほうに照会があったかということなんですが、これは管内では4市町つくっているところがございます。今からつくるところを含めて4市町あるんですけれども、柴田町に関してはとれている頭数がまだまだ少ないという状況でございますので、直接必ずつくりなさいというような照会はございませんでした。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それで、今解体施設の整備についてお聞きしたいんですけれども、これは3年前に蔵王町と白石市、そして昨年川崎町で解体施設をつくったんですけれども、もう1カ所つくるのはどこになるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 村田町なんですが、こちらは解体処理施設ではなくて減容施設という名前で、要するにおがくずの中に細菌、バクテリアをすませて、そこにイノシシの個体を放り込んで2日ぐらいたつと骨だけになってくると。ただ、一遍に処理できる頭数は限られるんですけれども、そういった施設を今からつくるといって、年度内には完成するのではないかと思っています。

○議長（高橋たい子君） 間もなく会議終了の4時を迎えますが、このまま会議を続けますので、ご了承ください。

再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それでは、最後になりますけれども、解体施設の整備についてお伺いします。

柴田町では捕獲頭数が少ないし、あとあそこの焼却のところでも50キログラム以下だと焼却してもらえるとということで、そこまで必要ないという返事だったんでございますが、ただこれは川崎町あたりでも大体柴田町と同じくらいのあれでやっているんですけれども、この解体施設はそんなに規模数というか大きくななくてもいいのね。例えば、大体坪数でいうと20坪ぐらい、大体70平米ぐらいですけれども、どうしても山の中になりますけれども、そういう建物の中にイノシシをつるすフック、あと運搬するまでの冷凍庫、あと台、そういったものがあれば大丈夫なんですよ。そんなに難しく考えることはないと思うのね、大規模なあれじゃないから。

それで、蔵王町をちょっと調べてみたんですけれども、この解体施設をつくるのに、蔵王町では2,000万円かからないで、1,700万円できたようでございます。そして、この資金というのは農林水産省管轄の鳥獣被害防止対策交付金、これを活用して施設をつくったようなんです。ですから、柴田町でも私は検討する余地はあるのではないかと思うんですけれども、最後ですけれども、答弁を求めます。以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） こういった解体処理施設に関しては、捕獲隊の方とかも掘る労力がなかなか年をとってきて大変だということはあるわけなんですけど、一番大きなのは、例えばその浄化槽、生血の処理をするという形なので大きな浄化槽が必要になるとか、あとにおいの問題とかいろいろ、ほかの町ですとちょっとやっぱり人里離れた場所があるわけなんですけど、柴田町だとなかなかそういった場所が、適地がまずないのかなというのがございます。

あとは、お金の問題の話をするれば、先ほど議員おっしゃったとおり国の補助が半分入るといことなので、ただ村田町がそういった減容施設を整備するといるときにいろいろ話をしたんですが、大河原町と柴田町、あとは村田町で、どういった形かにもよるんですけれども、そういったものを共同で使えないかというような話もちょうと前にしておりますので、ここ最近お会いしたときも、そういった話を含めて検討していければということで考えておりますので、現段階では施設をつくるという結論には至っていない状況でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。

○8番（斎藤義勝君） 以上で終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて、8番斎藤義勝君の一般質問を終結いたします。

次に、16番白内恵美子さん、質問席において質問してください。

〔16番 白内恵美子君 登壇〕

○16番（白内恵美子君） 16番白内恵美子です。3点質問いたします。

1点目、**早急に若葉1号公園利用者の安全確保を。**

10月7日、台風の暴風により、若葉町の若葉1号公園のケヤキの大木の枝が2本続けて折れました。私は8日に現場へ行ったのですが、直径が30センチメートルくらいで枝先までの長さが何メートルもあり、枝折れというより「2本の倒木」という感じでした。

若葉1号公園は、船迫こどもセンターに隣接する公園であることから、町内から多くの親子が遊びに来ています。地域の方々は、皆さんに気持ちよく使っていただこうと、毎月2回公園清掃を行っています。10月7日はちょうど清掃の日で、住民の皆さんの目の前で枝折れの事故が発生しました。

公園利用者の安全確保は町の責任であることから、次のとおり質問、提案します。

1) 10月7日以前にエンジュの倒木があった。エンジュの倒木やケヤキの枝折れは、いつ、どのように起きたのか。また、いつ現場確認と撤去を行ったのか。

2) エンジュは公園側に倒れたが、もし民家側に倒れた場合、どのような事態が想定されるか。

3) エンジュの倒木後、若葉1号公園内の樹木の点検を実施したか。点検結果は。

4) ケヤキの枝折れの連絡を、都市建設課はどのような形で受けたのか。現場確認の際、当日折れた瞬間に現場に居合わせた住民の説明を受けているか。

5) ケヤキの枝が折れたとき、公園清掃を終えた住民がすぐそばに何人もいた。もし、いつものように花壇の縁石に座っていたら、直撃を受け、大惨事になるところだった。状況を把握しているか。

6) 折れたケヤキは、樹皮が剥がれ、キノコも発生している。腐食による空洞化がかなり進んでいるのでは。

7) 利用者の安全を考え、ケヤキのある花壇に並んでいる大木を、全て伐採することを提案する。

8) 利用者の多い公園であるにもかかわらず、ベンチは背もたれのないコンクリート製で、破損しているものも多い。乳幼児や高齢者に優しいベンチの設置を提案する。

9) 公園の門柱は、東日本大震災で倒壊し、撤去されたままである。公園名の入った入り口が必要では。

10) 若葉1号公園の事故後、町内全ての公園の樹木の点検を行ったか。

11) 公園内の樹木の管理は、町が責任を持って行うよう提案する。

### 2点目、臨時・非常勤職員任用に当たり、空白期間の撤廃を。

平成30年度9月会議において、私の一般質問「臨時・非常勤職員の任用について、空白期間を置く理由は何か」に対し、「町の方針として、できるだけ多くの方の雇用機会を確保するために、一定の空白期間を置く運用をしていますが、これは町の判断として以前より空白期間を定めているものです」との答弁がありました。私はこの答弁に納得できません。保育士や放課後児童クラブ指導員の人手不足が深刻な状況にあって、住民のために真面目に働いた職員を、なぜ退職させるのでしょうか。現場では人材確保に四苦八苦しているにもかかわらず、「多くの方の雇用機会を確保するため」とは、説明になっていません。

平成26年の総務省通知「臨時・非常勤職員及び任期付き職員の任用等について」の町の考えは「通知内容は、退職手当や社会保険料等を負担しないようにするために、不適切な空白期間を設けることは適切ではないという趣旨であり、柴田町では総務省が懸念するような理由での空白期間は設けていない」とのことでした。そうであるならば、会計年度任用職員制度に移行する前の1年間は、総務省通知にのっとって、空白期間を撤廃することを提案します。

### 3点目、早急に新図書館建設の財源調達の研究を。

私は、10月29日から3日間、横浜市で開催された「第20回図書館総合展」の9つのフォーラムに参加し、図書館に関する最新情報を得てきました。「図書館建設のための財源調達法」のフォーラムでは、国土交通省都市局市街地整備課企画専門官の「図書館整備によるコンパクトシティの実現」の講話がありました。従来のまちづくり交付金事業ではおおむね4割だった交付金が、都市再構築戦略事業として取り組むことにより、社会資本整備総合交付金の交付率が4割から5割へアップするとのことでした。対象となる中心拠点誘導施設の教育文化施設は、幼稚園や学校を除くと図書館・博物館のみです。既に全国で90事業が採択され、その半数は図書館とのことでした。

新たな図書館の使命は、町の課題を解決することだと考えます。現在、柴田町では多くの課題を抱えていますが、その中から2つだけ取り上げてみます。1つ目は、健康寿命を延ばすことです。最近「読書や朗読が脳を活性化し健康寿命を延ばす」と話題になっています。図書館振興財団では、大人の「調べる学習」を推奨しており、次のような呼びかけの言葉があるの

で紹介します。「人生100年時代、活動的なシニアにぜひ挑戦してもらいたいのが調べる学習です。知っていると思っていたことも、調べてみると意外な事実があったりと、驚かされることがたくさん。その調べる拠点となるのが図書館です。図書館は『大人の学校』なのです」。

今年度の「図書館を使った調べる学習コンクール」の「大人の部」で文部科学大臣賞を受賞した兵庫県の藤田裕彦氏は、図書館振興財団の機関紙「図書館の学校」に「調べるために図書館に通い、仲間と集い、旅に出る。この充実の日々」とのタイトルで紹介され「日々楽しんでおります。だって生き生きしていても、ぼーっとしていても一日は一日。楽しまなきゃ、つまらないじゃないですか」と語っています。何歳になっても、知的好奇心を持って新たな学びに挑戦したいものです。それが健康寿命を延ばすことにつながります。

2つ目の課題は、いかに船岡の町なかに人を呼び込むかです。桜の季節限らず一年を通して人を呼び込むには、公共施設の中で最も集客力の高い図書館の活用が欠かせません。館山下に建設する新図書館は、歴史と文化の拠点となるとともに、観光の拠点としてもフルに活用できます。桜に関する資料を集め、桜に特化したコーナーを設ければ、全国から桜のファンが集まってくることでしょう。特色を持たせた図書館は、補助金申請の上でも有利に働くはずです。

図書館建設を待ち望んでいる多くの住民の皆さんの思いに応えるために、図書館建設の財源調達の調査を早急に行うべきと考え、質問、提案します。

1) 今まで町長は「図書館建設の補助金はない」と説明してきたが、国土交通省の都市再構築戦略事業として申請すれば、建設費の50%が交付されるのでは。

2) 町が平成23年度から平成28年度に実施した「社会資本総合整備計画（市街地整備）」の追加事業として、図書館建設に取り組むことを提案する。

3) 社会資本整備総合交付金と森林・林業再生基盤づくり交付金を、同時に活用できるのでは。

4) ふるさと納税の寄附金の使い道に、図書館建設に関する事業があるが、過去3年間の件数と金額は。ふるさと納税も財源調達の一つであることから、もっと町内外に宣伝すべきでは。

5) 図書館建設の財源調達について、早急に真剣に調査することを提案する。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 白内議員、大綱3点ございました。

第1点目、若葉1号公園の利用者の安全ということで、11問ございましたが、関連がござい

ますのでまとめてお話をさせていただきます。

まず、1点から3点目については一括でお答えいたします。

エンジュの木は、9月30日日曜日から10月1日月曜日にかけての台風24号の通過に伴い、暴風警報が発令されているさなか、幹の根本から折れ、公園内に倒木したものです。倒木を確認したのは10月1日月曜日の早朝4時ごろでございます。台風被害調査中の職員が発見し、その日の午後3時には撤去を完了しています。また、撤去作業にあわせて、若葉1号公園内の他の樹木についても目視点検を実施しましたが、異常は確認できませんでした。エンジュの木がもし民地側に倒木した場合には、隣接の民家に何かしらの被害が及んでいた可能性があるかと推定されます。

4点から7点目も、関連するので一括でお答えします。

ケヤキにつきましては、台風25号の接近に伴う強風注意報が出ていた10月7日日曜日の午後1時45分ごろに枝折れの連絡を受け、午後2時に都市計画課職員が状況を確認いたしました。発見が休日であったため、その日は安全対策のためバリケード等を設置し、10月9日火曜日の午後1時に折れた枝の撤去及び枝剪定等を行いました。その撤去作業の際に、住民の方から枝が折れた際の状況について説明を受けております。また、ケヤキについては、専門業者と立ち会い、状況を確認しております。公園の花壇に並んでいる大木を全て伐採するようこの提案でございますが、公園の利用者からは木陰も必要との声もあることから、まずは剪定等により樹木自体の負担を軽減し、利用者の安全確保と緑化保全を図っていきたいと思っておりますが、老木の伐採については、区長や地区の皆さんや利用者と相談していただき、全ての伐採が地区や利用者の総意ということであれば、今後対応してまいります。

8点目、9点目も同じなのでお答えします。

ベンチについては、町内ほとんどの公園に設置しており、計画的に撤去更新を行っております。若葉1号公園のベンチについては、次年度の公園遊具更新を含めた予算の中で検討してまいります。また、門柱については、震災により倒壊したため撤去しましたが、その代替として公園の入り口に公園名の入った看板を設置しております。利用者からは入り口が広がってよかったとの声もいただいております。

10点目、11点目もまとめてお答えします。

若葉1号公園の倒木処理後に、高木のある町内全公園の樹木の倒木や枝折れがないか巡回点検を実施しております。また、公園内の樹木の管理は町が責任を持って行うことは当然ですが、町内ほとんどの公園を地域の住民で組織する公園愛護協力会の協力を得て、草刈りやごみ拾い



などを行っていただき、管理できていますので、今後も愛護協力会と連携を図りながら適切な維持管理に努めていきたいと考えております。

大綱2点目でございます。空白期間の問題でございます。

柴田町では、繁忙期や一時的に増大する業務を実施する上で、臨時的任用職員や非常勤職員を雇用しています。

臨時的任用職員の任用期間は6カ月とし、1回限り更新できますので、最長1年が原則とされていますが、柴田町では保育士等を最長3年まで更新して雇用できるものとしております。非常勤職員についても、柴田町では最長5年まで更新できるように規定し、いずれも経験があり優秀な方に長期間勤務していただけるよう取り組んでいるところです。

しかし、一方では「自分も経験を生かして働きたいが同じ人がずっと働いている」「平等ではない」などの批判の声があったことも事実でございました。こうしたことから、再度応募する際には一定の期間を設けていただき、働きたい方にも平等に雇用の機会を与えてきたものでございます。

一定の期間を設けることによる影響ですが、臨時・非常勤職員の保育士の場合、平成29年4月と平成30年4月の人数を比較しても、特に保育士が不足するということもなく、新しい保育士にも公平に職場を提供することができるのではないかと考えております。

平成30年4月からは、会計年度任用職員制度が始まります。この制度では、年度ごとに広く公募し、客観的な能力実証を行うこととなります。同じ人が任用されることは可能ですが、あくまでも能力により選考を行い、任用となりますので、現在のような雇用期間の更新はなくなり、1年で退職という方も当然出てきます。今後導入される会計年度任用職員制度では、新たに募集を行う予定ですので、制度開始までの1年間においても、これまでの制度の運用と整合性を保つ必要から、現在の運用で継続することが望ましいと考えております。

大綱3点目、新図書館の財源関係でございます。5点ございました。

まず、1点目。都市再構築戦略の話でございます。

秋本議員にもお答えしましたが、都市再構築戦略事業は、生活に不可欠な施設、町のにぎわいを創出する施設を都市機能誘導地区内へ誘導するため、社会資本整備総合交付金により整備を支援する事業であり、図書館も中心拠点誘導施設として施設整備の交付対象とされています。また、市町村に対する交付率も40%から50%にかさ上げして支援されます。

しかし、この事業の活用に当たっては、事業実施に先駆けて、町の総合計画に基づく基本構想に即した都市計画マスタープランをまず策定した上で、立地適正化計画を作成する必要がご

ざいます。こういう事情があったので、秋本議員に具体的な政策としてお答えしたわけですが、それだけではないんです。

さらに、この計画が居住及び都市機能の適正な立地に向けた方針や区域の設定等について国から認められるということが条件となりますので、事業の採択は相当厳しいものと受けとめております。これらの事業は、あくまでも適正な都市機能を集積しているまちづくりを推進するための事業であって、直接に図書館を建てたいからということでの補助金ではございませんので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

2点目、社会資本整備計画追加事業の関係ですが、平成28年度までの社会資本整備計画（市街地整備）は、もう既に完了しておりますので、追加事業として申請することはできません。

3点目、社会資本整備総合交付金と森林・林業再生基盤づくり交付金を同時に活用できるのではということですが、1点目と2点目で答弁したとおり、都市再構築戦略事業における建築物への支援策は、他の支援事業と同時に活用できませんので、現時点での制度では、森林・林業再生基盤づくり交付金活用の可能性があると考えております。この森林・林業再生基盤づくり交付金は、木造の公共建築物等を整備する際、地域材を利用した公共建築物の木造化や内装木質化に対して支援されるもので、事業の上限額は5億円で、建築工事費の15%以内の交付金が交付されます。なぜ15%なのかといいますと、CLTの場合は木質部分や工法を採用して木材利用の可能性を広げるものなど、特にモデル性の高いものと認められた場合は交付率が2分の1ということになります。

しかし、問題は、木造を利用した場合は、通常の建築物より15%以上割高になりますので、割高分を補助金とするものであって、町の負担が減るわけではないんです。改めてCLT等のコスト面や木造建築のメリット・デメリットについて検討する必要があると考えております。

4点目。ふるさと納税のこれまでの金額でございますが、平成27年度は61件で668万5,000円、平成28年度は95件で730万5,000円、平成29年度は117件で737万5,000円となっております。ふるさと納税に関しての宣伝につきましては、3つのポータルサイトを活用し、PRを行ってきました。平成29年度から、首都圏をターゲットにした新聞広告への掲載を初めて実施いたしました。また、今年度は、昨年度に引き続き新聞への広告掲載に加え、ふるさと納税関係ではシェアナンバーワンのムック本や県内で発行される情報誌、大手旅行雑誌への掲載によるPRを実施しているところです。ふるさと納税での寄附金は大変貴重な財源でありますので、今後も引き続き、主に首都圏をターゲットとして、より効果的なPRを図ってまいりたいというふうに考えております。PRの効果かどうかわかりませんが、11月末現在では昨年より1.7倍の増

加ということになりますので、年度末の寄附は期待ができるということでございます。昨年は1億9,400万円、それに1.7倍を掛けると計算できるのではないかなど。これについては補正予算を組んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

5点目、1点目でお答えしたとおり、直接的な図書館建設自体の補助金制度はありません。また、都市再構築戦略事業で採択されるのは相当難しいと思われまふ。今後、森林・林業再生基盤づくり交付金や民間を含めた活用できる財源調達方法について調査研究してまいります。

なお、エアコン整備事業等により、建設年度はおくれざるを得ません。それは総合体育館も同じでございます。給食センターも図書館も。エアコンに2年かかりますので、その間、国の制度の改正や新規制度の創設などが行われる場合もありますので、国や県等の動きを注視しながら検討してまいります。

以上でございます。

会計年度の制度は平成32年4月からが正しいと。私は平成30年4月、終わってしまったところを読んでしまいました。済みませんでした。平成32年4月から、再来年ということでございます。訂正をさせていただきます。

○議長（高橋たい子君） 白内恵美子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 最初に、若葉1号公園についてです。

町長はとても簡単にお答えだったんですが、まずはエンジュの直径、長さはどのくらいだったんでしょうか。はかりましたか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） エンジュの直径については75センチメートル、胸高直径になるともう少し細くなりますけれども、高さが8メートルでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 直径75センチメートル、高さ8メートルといたら、すごい大木ですよ。それが民家側に倒れた場合、あそこは公園のすぐ隣に民家があつて、その木がもし倒れたとすれば確実に民家にかかったと思うんですよね。その場合、町はどのような責任を負うんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 責任といいますか、当然、倒れた場合については町の保険というか掛けている保険でもって対応するということにはなりますが、結構な被害が出たのかなというふうには想定しています。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 民家側に倒れた場合、完全に家が潰れるということがあり得ると思うんですね。75センチメートルの8メートルが倒れてきたら、普通の家なら潰れると思うんですよ。そこで、夜中に睡眠中の方がいて、本当に死者が出た可能性だってあるわけですよ。何かそれをすごく簡単にさっきも答えてらして、どういうふうに捉えていたのかなど。公園の樹木ですからね。国家賠償法第2条1項で完全に賠償責任は町にありますよね。それは考えたことはなかったんですか、このエンジュが倒れた時点で。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 当時の気象状況、常日ごろの管理状況がもし瑕疵があれば、当然損害賠償を行うのが当然ではないかなというふうに思っております。柴田町の公園には100年を超える樹木がございますので、その管理状況がどうだったかということもあるのではないかなというふうに思っております。ですから、民家のほうに倒れた状況ではありませんので、架空でお答えはできませんが、日ごろの管理状況によって瑕疵が問われるのではないかと受けとめております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 現実に倒れているんですね。それが民家側だったらということは本当にあり得ることですよ。風の向きによって、それから老木の傷みぐあいによって。それはわからないことなんですけど、ただしあり得るんですね、これから。

今回の台風は本当に風台風で暴風が吹き荒れましたよね。それで、結果的に若葉1号公園はまたケヤキが折れているわけです。この事実をどのように捉えているんでしょうか。何か軽く考えているように聞こえるんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） やはり台風が2週連続ということも、裁判の際には考慮されるのではないかなというふうに思っております。そのとき何もしなかったということであれば、管理瑕疵が問われますが、きちっと巡回して、その夜に発見したと。うちの職員が発見しておりますし、高木についても、各公園内、全て目視で点検をしたし、専門家にもアドバイスをいただいている。ここをお知らせして、あとは裁判でどう判断されるかで決まるのではないかと。最終的な責任は当然町でございますが、その管理状況、それから天候状況等が考慮されるのではないかなと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

- 16番（白内恵美子君） 結果的に何もなかったからいいんですよ。ただし、これは本当に大きな問題だと思うんですね。それで、その1週間後にまたケヤキが折れていたわけですから、目視点検では間に合わなかったということですよ。それについてはどのようにお考えですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（水戸英義君） 町内72公園のうち、高木樹木については1万数千本ございます。それを目視点検以外の点検でやろうとすれば、それこそ1カ月以上かかるかもしれません。やるのは当然だという意見はあるとは思いますが、そのときは当然、目視点検しかないんです。
- 議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） 折れたケヤキは素人が見てもかなりひどい状況で、キノコまで生えている。幹は完全にすかすかになっているのが、もうわかるんですね、ちょっとたたいただけで空洞化しているというのは。それが目視で見過ごされてしまい、結果的に枝が折れましたよね。これについては、課長はどうお考えですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（水戸英義君） 目視で見落とししたというか、枝に例えば亀裂等が入っていれば、私たちも当然わかりますので当然対処はできたんですが、通常の状態でしたので、そのときは目で見た感じはわからなかったということでございます。ただ、枝折れしたということは事実でございますので、本当にけが人とかが出なくてよかったなというように心から思っています。
- 議長（高橋たい子君） 補足、町長。
- 町長（滝口 茂君） 白石川一目千本桜の老木を考えると、目視以外に具体的に1本1本900本、それから館山城址公園にも1,000本がございまして。南光通線もケヤキ並木がございまして。1本1本目視以外で調査すると、専門家に調査すると相当の金額がかかります。ですので、やっぱりある程度目視という点検しかないのかなというふうに思っているところでございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） 都市建設課長は、私が9日か10日にちょっとお話ししたときに、下に住民の皆さんがいたんですよということを話したときに、ご存じなかったですよ。そうすると、都市建設課ではどのような連絡が課長に行ったんですか。私が一番今回で本当に重要だと思ったのは、枝が折れることはあり得ると思うんです、どこだって。あの暴風ですから。ただし、そこに人が10人近くいて、本当に数秒の差で直撃されたかもしれないんですよ。そ

の状況というのが課長に伝わらないとはどういうことなんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 私たち、実はさくらサミットでもって東京に出向いていました。

当然、さくらサミットの最中でありましたので、携帯電話のスイッチも入れていませんでしたし、終わった時間も時間です。全ての処理は、実は終わっていたという状況になっていました。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） それでも、私は役場の課長の席のところでお話したので、その時点でまだ伝わっていなかったと。きっと、その日に出てらしてまだ聞いていなかったのかもしれないんですが。

それで、その後、現場確認には行ったんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 私も見せていただきましたし、10月7日1時45分にうちの維持管理のほうの班長が守衛より連絡があって、2時に現地に赴いて、そして2時15分には10区の区長宅に行ってお知らせをしました。そして、2時20分から3時50分の間にバリケード等を設置したということです。そして、9日になって撤去作業を行ったということでございます。その際、区長からは、ほかの木もしっかり見て対応してほしいという旨のお話もいただいています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） その課長がごらんになったときに、住民の方がどのような形で立っていたとか、そういうお話も聞きましたか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 私は、住民の方々に直接伺ったわけではございません。それで、うちのほうの職員が立ち会った際に、住民の方から、ちょうど作業の合間でもってベンチに座っておられて、その間に倒れてきたというお話を受けたということで聞いています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 作業が終わったところで皆さん座っていて、解散したので立ち上がったと。立ち上がったところだったからよかったんですね。もし、座っていたら、特にいつもだとベンチが足りないの縁石に座っているそうです。その縁石に座っていたら、確実に直撃されたと思うんですね。それが何秒かの差ですから、これは本当に事故が起きた可能性は大きいというか、たまたま助かったと私は思って、聞いたときに本当にもうざわざわとしたんで

すね。大惨事が起きる可能性があったと。ところが、それが課長にも伝わっていなかったし、13日に町政懇談会のときに、一応、まさか町長に伝わらないことはないだろうと思って町長に確認したら、人がいたのは知りませんと言われて、これって柴田町の危機管理はどうなっているのかなと本当に心配になったんですが、これだけの大変な事故が起きたと思うんですが、なぜそれが町長まで伝わらないんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 町長には、重要事項については、当然私たちも報告義務がございます。それは、間違いございません。

ただ、例えば、言い方は非常に悪いかもしれませんが、たまたま人的な被害がなかったということで、報告書としては後々上がって行って町長も当然わかっているんですが、そのときに私が直接行って報告したということではなくて、そのときまで伝わらなかったんだと思います。報告書が上がった時点で町長はわかったということになったと思います。

ただ、連絡不足は否めない状況もあるので、大変申しわけなかったなと思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 折れた枝の重量とかは、はかっているんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 重量ははかっておりません。ただ、何トン車で何台搬出しましたということでしか押さえていない状況です。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 何台だったんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 2トン車で3台だと聞いています。ただ、葉っぱとか幹と分かれたので、そういう台数になったと聞いています。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） それは2本分だと思うので、1本分で半分だとしても2トン車で1.5台分あったと、ほかの枝も含めますけれども。その直撃を受けたらどうなると思いますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 想定しかないですけれども、当然命に危険はあったんだろうというふうに感じています。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 突風が吹いて、メリメリッと音がしたと思うと、目の前にどんと倒れてきた。本当に一瞬の出来事だったとのことです。本当に誰も想定もしていなかった。こんなことになるなら、もちろん風の強いときなんかには清掃に出なかったと思うんですが、やはり誰も想定できない、まさか町の木が突然倒れてくるなんて誰も想定していなかったんですよ。だから、誰の責任とは言えないのかもしれないんですが、ただこれからも起こり得ると考えないとだめですよ。

今回は本当に不幸中の幸いで、本当に死者も負傷者も出なかったからよかったんですけども、一つ間違えば大惨事になった。そうすると、こういうことが起きないようにこれから注意しなければなりませんよね。ところが、先ほどの答弁では、ケヤキも切らないということだったんですが、それはどういう判断なんですか。（「ケヤキが、今何とおっしゃられましたか」の声あり）伐採ですね、切らないと。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 公園利用者とかからは、あの公園のよさということも伝わっていて、例えば子ども議会でも出ました。随分あそこの公園は遊具とかもあるので遊びに行きます。ところが、木陰という観点からご質問を実は子ども議会で受けたんですね。木陰があつていい公園だという話でした。伐採することは、正直簡単です。ですが、例えば樹勢のいい木まで伐採してしまうのは、私はどうかと思っています。例えば、今回ケヤキを、樹木管理の委託を出しているのもう一回見てもらいますけれども、どの程度になっているかという状況を把握させていただきませうけれども、もし状況が相当ひどい状況になっていけば、当然地元行政区、あるいは管理している方と協議して、もしかすると伐採するようになるかもしれませんが、今のところは枝を下ろして、まずは軽くして、状況を見たいなというふうに思っていたんです。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 命の危険があつたのに、何を課長は言っていらっしゃるんですか。一つ間違えば同じことが起きるんですよ。まだまだ枝はたくさんあります。中は空洞化しているのは素人目にもよくわかります。それを、木陰がいっぱいあつていいからと。あの公園は木陰だらけですよ。全て樹木に囲まれていますから、道路際は、木陰だらけの公園なのに、なぜ公園の真ん中に大木が何本も何本もあるのでしょうか。それだつておかしいですよ。狭い面積の中に大木がいっぱいあるから、ある意味使いにくいと思うんですよ。それも含め、しっかり考えないといけないんじゃないですか。



○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） やはり、当時植えた方がいらっしゃるわけですよ。何十年前にね、公園をつくったとき。そのとき、みんなで多分、ここにこういう公園で木陰をつくりましょうといってきました。それが大木になったということでございます。

もし、皆さんが、もう木陰は必要ないので切ってもらいたいといった場合に、答弁したように、老木については切りますという回答をさせていただきました。まずは地区、それから区長、利用する方で、総意でもって切ってもらいたいということであれば切りますと回答しておりますので、ぜひ話をまとめていただきたいというふうに思っております。

なぜあんなに植えたんだと言われても、当時はみんなで多分植えたんだと思います。木陰をつくるためにね、いい公園にするために。やっぱり公園というのは、緑がなければ公園にはなりません。ですから、そういうことも含めて、年数がたったときに、改めて一時期に皆さんと相談して、じゃあこの木は間引きしましょうと、そういう声が上がってくれば、当然間引きするのはやぶさかではございません。船岡の中央公園は、そういう形で木を切ったということもございますので、地区のほうで話をまとめていただいて、これからは木陰は少なくともいいということであれば、そのように対応させていただきたいというふうに思っております。

役場が全部切ったときに、苦情が来たときもございます。そういうこともありますので、利用する方が2つの考え方がありますので、それはやっぱり地域の中、利用者の方で話し合っ、いい方向を示してもらえば町で対応するというところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 町長は、そのケヤキの木はごらんになってますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 公園はしょっちゅう、木が生えているものは見ておりますが、折れたものについては写真で確認をさせていただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 折れた写真ではなく、そのケヤキ自体をごらんになってますか、大木を。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今現在、公園にある大木については、しょっちゅう見ております。通っておりますのでね。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 公園の安全管理は町の責任ですよ。このような大きな事故が起きたにもかかわらず、切れないってどういうことなんでしょうか。そこは納得できません。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 切らないと言っているのではないんです。木陰が必要だという意見もあるので、地域の中でまとめていただいて、やはり切ったほうが良いと地区から上がったら切りますと答えているので、そこはお間違いないようにしていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） それまでに、また木が折れたらどうするんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） それは地区ですぐ臨時総会でも開いていただいて、区長と相談していただいて、話をまとめるのは簡単だというふうに思っております。地区の区長がいて、公園を管理する人がいて、利用する人がいて、その人たちの総意だと町のほうに言っていただければ、あとは予算の問題がありますので、予算措置をして切るということでございます。

まずは、木陰が必要だという方もいらっしゃるんで、今回の点は全て切れと、こういう話なので、話が大きくなっているんで、そこだけの話ではなかったんでこういう回答をさせていただいたと。この木だけの問題であれば切ることはやぶさかではございませんが、全て切れと、こういうことでありますので、それで公園としていいんだろうかと。今、成木で日陰をつくっている。子どもたちも利用されて、そこまで切っていいんだろうかという疑問があったので、こういう回答になったということです。切らないということではありません。地区において、この木とこの木は来年度の事業で切ってもらいたいというふうに区長を通して示していただければ、直接言ってもいいんですが、まずは区長を先頭に、地区の中で残す木と切る木を決めていただければ、その方向で予算措置をさせていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 公園の木を全て切れなんて言っていませんよ。ケヤキが並んでいるところの大木です。もちろんケヤキは本当にいつ、ケヤキ自体が、大木そのものが根っこから倒れてくる可能性もあるので、それはもう住民に聞く聞かないの問題ではないんです。危険性があるので、それはもう伐採していいと思うんですが、そのほかの木はそこまで老木ではないんです、確かに。

ただ、よく見るととても大きくなっていて、例えばアオギリの木なんか物すごく葉っぱ、大きいですよ。それが秋になると、もう公園一面に散りますから、実際には公園清掃をしてい

らっしゃる方はとても苦勞しているんです。公園清掃をしているときに、課長は見に行ったことありますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 私たち、はっきり言います。何回も行ってきます。もう、ご苦勞されて、この公園が一番よく管理されていますよ。（「そうですね」の声あり）それは何回も見ています。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 何回も見てるのであれば、あの枯れ葉の量はほかの公園とは全く比較にならないということがわかると思うんですが、いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） どの公園と比較するのかわかりませんが、確かに木が多い分、それは葉っぱは落葉すれば多くなると思います。ただ、毎週、毎週、地元の方が葉っぱを集めたので回収してくれという電話が来るんですね。もう、本当にしょっちゅう、しょっちゅう、頻繁に電話をいただくので、非常に地元には感謝しています。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 実際にその清掃をしている方々も、この葉っぱの量ではもう大変ということをおっしゃっています。ですから、あそこのケヤキが並んでいる花壇のところだけは全て切れば、少しは楽になると思うんですよね。本当に大木になってしまって、あの小さな公園、あの面積に大木が何本もあるのは、本当に実際には管理できないわけですから。民家も近いし、側溝にも枯れ葉が散るし、皆さんに迷惑をかけないようにとって地域の方々が月2回の清掃日以外にほぼ毎日枯れ葉集めをしているんですよね。そのご苦勞に対して、木陰が欲しいから残すと、それでいいんですか。木陰は全部周りにはあるんですよ。道路際は木陰なんですよ。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 若葉1号公園、36本の木があります。真ん中にあるのは6本です。6本切ったところで、仮にですよ、葉っぱの数はそんなそんな変わらないと思うんですね。ただ、あの6本、相当、先ほど白内議員もアオギリの木は樹勢がいいんだけど結構大きいと。大きいというだけで伐採する、あるいは管理が大変だというのはわかります。私たちも無責任かと言われれば、ぜひボランティアでもってお願いできませんかという立場なので、それはわかります。しかし、あの6本を全て切るという考えには至りません。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） そこについては、地域の方と町がよく話し合っただけで決めればいいのかと思うんですが、ただしその6本を切るだけでも大分違いますね。本当に葉っぱの大きいものというのはあの真ん中にあるわけですから、もうその葉っぱをどけないと遊ぶのにも大変、ゲートボールも例えばできないとか、そういうふうになりますから、一生懸命本当に枯れ葉集めをしてくださっているんですよね。それはなかなかほかの方からは見えない作業だと思うんですけども、本当に時間もかかり根気も要る作業なんです。

ですから、その方々がどうしたいのかをしっかりと聞くべきだと思うんです。それで、それをただ単に区長中心にそちらでやってくださいではなくて、町が出向いてしっかりと聞いていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 私たち、直接お話を伺うことは、当然やぶさかではございませんので、お話を伺いたいと思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） それで、もう一度確認。ケヤキだけは、絶対に私は早く切るべきだと思います。何か事故が起きたら、町は責任をとれるんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 先ほどから言っていますけれども、専門家に見てもらいますから。それで、地元にお伝えする。これでだめなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） じゃあ、いつ見てもらうんですか。その間に暴風が吹いて、また折れたらどうするんですか。そのときに親子で遊んでいた場合、子どもが犠牲になることも考えられるんですよ。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 発注期間に入っていますので、できるだけ早く、きょう議会が終わりましたら早速電話したいと思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） それから、公園西側の桜の大木のことなんですけれども、あそこも本当に道路のほうに枝がはみ出して、車がすれたり見通しが悪くて危険であることから、地域の方が何度も枝を切ってほしいと町へ依頼したんですけれども、町民環境課、都市建設課とたらい回しにされたと聞いています。5回連絡して、やっと来てもらえたというんですが、本当の

担当はどこですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 当然、公園内の木であれば私どもでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 見通しが悪いために、要は切る前、とても見通しが悪かったんですけども、それで交通事故が起きた場合にも町の賠償責任が発生しますよね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 専決の報告事項じゃないですけども、当然本人の注意、私たちの管理責任もあるでしょうけれども、例えば車の運転の注意義務もあると思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 桜の枝が完全に道路にはみ出してしまって、それで見通しが悪くなっているわけです。歩くのにも暗くて怖いということが言われていました。だから、公園の管理をするときに、そこまでしっかり見てほしいんです。それは、地域の方ではできないことではないですか。そこは町が行わなければならないんじゃないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 地域の方に樹木管理はお願いしてございませんので、当然町がすることでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 公園愛護協力会は、草刈りや施設の点検、花植えなど、日常的な維持管理が仕事ですよ。そうすると、樹木の剪定等は当然町が行うべきで、地域から要請があった場合はそれに応えなければなりませんよね。そこだけは確認しておきます。

○議長（高橋たい子君） 静粛に。

答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 地域からの要請については、当然要請に応える義務はあります。ただ、桜については、何というんでしょう。葉っぱが落ちたときに、テング巢病といつも一緒に発注している経緯もございます。今回、若葉1号公園の桜の木の剪定をしたのは、実は私どもの車両センターの職員でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） ですから、要請があったらきちんと応える。それは間違いないですね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

- 都市建設課長（水戸英義君）　すぐやるやらないという話じゃないですけども、要請があったら当然現場を確認に出向いて、何らかの対応を検討するということです。
- 議長（高橋たい子君）　再質問、どうぞ。
- 16番（白内恵美子君）　子ども家庭課長に質問です。子どもセンターを利用した親子があつ葉1号公園をたくさん利用していらっしゃるんですけども、子ども家庭課ではその遊具やベンチの状況というのは把握していますか。
- 議長（高橋たい子君）　答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（水戸浩幸君）　公園内のということでしょうか。（「そうです」の声あり）公園の中の遊具については、子ども家庭課のほうでは確認はしておりません。
- 議長（高橋たい子君）　再質問、どうぞ。
- 16番（白内恵美子君）　やっぱり縦割りなんですよね。あれだけ多くの親子が遊んでいる公園であるのに、子ども家庭課は何も見っていないということですか。
- 議長（高橋たい子君）　答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（水戸浩幸君）　通常、保育所内の遊具とかそういった場合につきましては、当然に町の子ども家庭課のほうで遊具点検等はさせていただいておりますが、公園の関係につきましては、縦割りと言われてもあれなんですけれども、子ども家庭課のほうでは確認をしていないという状況でございます。
- 議長（高橋たい子君）　再質問、どうぞ。
- 16番（白内恵美子君）　今後は、若葉1号公園はしっかり確認していただきたいと思います。利用者にとっては、子どもセンターの庭なんですよね。そのまま続きで遊んでいて、建物の中から外に出たり、外から中に入ったりする場所なので、しっかりとそこは子ども家庭課も管理というか、ひどい場合は都市建設課に伝えて、早急にベンチ等の壊れたところは直していただくなり、子育てに優しい公園になるように働きかけていただきたいと思います。いかがですか。
- 議長（高橋たい子君）　答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（水戸浩幸君）　子どもセンターのほうの職員と連携しながら、また都市建設課のほうと連携をしながら、そういったことも進めていきたいと思います。
- 議長（高橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。
- 16番（白内恵美子君）　図書館の財源調達の件なんですけれども、今後しっかりと調べていただきたいと思うんですけども、きょうの秋本議員の答弁に、新栄通線や大沼通周辺の立地適正化計画を作成し、中心拠点誘導施設として総合体育館を建設するとの町長答弁がありました

が、体育館は中心拠点誘導施設には入らないと思うんですけども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今、直接国土交通省、県の都市計画に行って相談をしているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 入らないと思います。図書館だけなんですよね。図書館と博物館だけなんです、認められているのは。それで、私が平成23年度からの社会資本整備総合計画に図書館を盛り込む、その追加事業としてというのは、考え方としてコンパクトシティです。美しく質の高いコンパクトシティの実現こそが持続的発展につながりを生むものと考えていますというのが、このときの目標設定の根拠だったんですよね。ところが、実際には、集客力のある例えば施設がなければ、桜の季節以外は人は集まらないんですよね。だから、コンパクトシティの中心として新図書館を建設すれば、この事業が本来の意味で完結すると思うんですが、町長いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） もう事業は終わっておりますので、今さらその分だけというのはできないということでございます。そのために、秋本議員が将来の柴田町の都市像、そしてマスタープランをまず立てて、その中で立地適正化計画を立てて、その中に都市再構築戦略で事業を展開するという流れになっております。今がちょうどいい時期ではないかなと。県のほうでも広域計画を平成31年に立てるし、うちのほうも総合計画を今年度末にお示しができるということなので、将来のあり方について、広域的にも、町の将来像についても、都市エリアに特化した事業でも、コンパクトシティができるんじゃないかなというふうに思っております。

今、先ほども出ました総合体育館につきましても、だめだと国から言われているわけではありません。今、相談をしているところでございます。これがだめなときは、今別な方法での補助金が該当するように、総合体育館ですよ。総合体育館は今行って相談をさせていただいて、全くだめだと、なりませんと言われておりませんので、その辺もこれから国のほうに働きかけていきたいと思っております。

今、図書館の用地が市街地の西のほうに寄っておりますので、そこでいかにしてこれからコンパクトシティの構想、物語ができるかということが、まずは国に採択していただけるかどうかの一番の要素になるんですが、一番は東船岡駅、駅があつて、その周辺にある程度の医療、福祉、介護、居住が、絵が描きやすい。そして、道路ができて、交通関係もある程度あると。

そこであると採択の可能性が高いのではないかなというふうに思っております。という意味で、大沼通線、新栄通線、それから東船岡駅、そこを中心に集積都市を描いていきたいというふうに思っております。

残念ながら、あそこから図書館は外れますので、もちろん国に対しては説明をさせていただきますが、入れたことによって不採択となっても、これも困りますので、これからではないかなというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） ですから、船岡駅周辺から館山下までの立地適正化計画をつくれればいだけですが。図書館はコンパクトシティの中心になるわけですから、今国土交通省が考えているのは、図書館整備によるコンパクトシティの実現なんですよ。国がそのように考えていて、町長もコンパクトシティの実現を目指しているわけですから、館山下も1つの区域として、要は事業そのものが同じなので、継続事業にはならないけれども、考え方として、継続事業として、立地適正化計画を立てるということはできるはずですよ。いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 立地適正化計画、図書館を隔離するということはどこにもないんですね。図書館も一つの事業の要素ということでございます。ですので、まずは柴田町でやらなければならないのは、都市計画マスタープランをつくって、柴田町の立地適正化計画をつくって、将来の柴田町らしいコンパクトシティをまず認めてもらうと、そこが大前提で、その要素として都市機能施設、総合体育館も考えておりますし、住居系の集約も考えておりますし、都市計画道路も考えている。そして、その4極を結ぶ交通体系、これをいかにして絵にするかということが問われるのではないかなというふうに思っております。

市街地立地適正化計画は2年以上、多分かかるということでございます。また、財政計画として、全ての都市施設が盛り込まれるかどうか。その10年以内の計画になるかどうか、ちょっとそこまで勉強していませんが、10年以内の計画に、果たして財政的に図書館まで入るのかどうか、そういう問題もあるのではないかなというふうに思っております。

これからの大型事業につきましては、12月11日に全て財政計画を示させていただきますが、今の計画では何とか図書館も入りそうな計画をお示しできるのではないかなというふうに思っております。あとは、国がこのエリアを広げた中での船岡駅、東船岡駅を含めた全体で、一度市街地再生でやっておりますので、2回もそこに網をかぶせてくれるか、それが一番厳しい、難しい条件なのかなというふうに思っております。楽なのは、今までの都市計画の用途地域外



の大沼通線、新栄通線、そして東船岡駅、ここが一番絵が描きやすいということでございます。これに図書館が入って、もし31億円の半分の補助金が出るということになると、給食センターも図書館も前倒しができるということなので、全力を挙げて立地適正化計画を来年度から立てさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 立地適正化計画は、調べればわかると思うんですが、体育館は含まれません。図書館は入ります。それで、やっぱりしっかりと財源調達の勉強をしたらいかがでしょうか。都市再構築戦略事業について、もっとしっかりと調べていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長、先にどうぞ。

○都市建設課長（水戸英義君） 都市再生整備の研究会というのがございまして、平成30年10月29日から30日、山形県の鶴岡市で行われたんですけども、その中の国土交通省の資料の中に、都市再構築戦略事業、都市機能立地支援事業として、体育館、プール、その他健康増進施設を誘導施設として支援対象に追加すると出ています。

○議長（高橋たい子君） 町長。

○町長（滝口 茂君） こういうふうにして、何か全く白内議員でいうとゼロか1で、勉強していないと、こういうふうに言われますけれども、町は町でやっぱり財政的に全ての町民からの要望に応えるためには、最終的には財源でございまして、財源については勉強させていただいております。

ただし、柴田町が計画しても、認めるのは国であるということをご理解いただきたいというふうに思いますし、計画を立ててもその計画が10年以内に実現できなければ無理だということ。例えば、都市計画、都市機能の誘導施設だけつくって住居系はしないと。これではコンパクトシティになりませんので、新たに町営住宅をつくらなければならないと。そうすると、今度は公共施設管理計画、白内議員は進めなさいとこういう立場でございまして、床面積が今度はふえてくるわけですね。図書館もこれまで以上に、縮小するなら問題ありませんが、大きな図書館ということになります。体育館も、これからまた面積がふえます。ですから、つじつまが合わなくなってくるわけですね。公共施設管理計画をやりなさい、コンパクトシティをやりなさい。財源はどうするんですか。社会保障はどんどんふえてくる。そこを町長は全てやれる方向で、財源が一番、政治の世界で財源を考えない政治というのはあり得ないと。一番財源を考えているのは町長でございまして、その点ご理解をいただきたいというふうに思っ

ております。

もちろん、今回のように、立地適正化計画、私のほうは先ほど体育館は入るという前提で秋本議員にお答えした経緯もございますので、担当者はそれなりに十分財源を確保しながら、探しながら検討しているということ、やはり職員の労もねぎらわないと、こういうようなものは進まないんですね。そういう点も優しく包んでいただけるとありがたいなというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 図書館も、都市再構築戦略事業として認められるはずですから、それはその計画を立てられる人がいればいいわけですよ、町の中に。そうすると、図書館の場合は、将来の図書館長として、やはりほかの図書館から招聘することを考えたほうがいいんじゃないですか。全ての工程表を立てられる人を採用する。それが一番だと思います。いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 都市のマスタープランというのは、都市計画全ての都市の構造を考える方ですので、図書館館長では私は無理だというふうに思っております。ですから、全体の将来の都市像ですね。コンパクトシティを十分に理解し、都市機能がどういうものであるか、居住系がどういうものであるか、そういうものに精通しているコンサルタント並びに県とか国とか、総合的な力をかりて絵を描かない限り、採択されるような構想は、残念ながら柴田町では難しいのかなと。この計画は、3万人以上の町で手を挙げているところは余りないんですね。大きな大都市ですね、挙げているのは。そういった意味で、柴田町の新たなチャレンジでありますので、少し温かく職員の動きも見ていただくと前に進むのではないかなというふうに思っております。まずは総合体育館をつくって、立派な、着実に、このコンパクトシティの実現を図っていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 船岡町なかのコンパクトシティ、駅周辺ですね、これの完結が私は必要だと思うんですね。そのために、やはり図書館というのは早く建設すべきだと思うんですが、ここに対する町長のお考えはいかがでしょう。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 柴田町は4極構造でやっておりますし、意外と進んでいるのは北船岡、こちらのほうは住宅の整備計画が進んでおります。今立てる土地の立地適正化計画、そこには

相当のお金を費やすことになりますので、やっぱり現実性を考えると、2つの政策を同時に国に提案しても、じゃあ実現できるのかと問われたときに、残念ながら船岡駅周辺の再開発事業、これはできません。そういった意味では、当面は東船岡駅周辺に新たな計画を立てたほうが、私は立地適正化計画として認められ、都市再構築戦略、これも認められるのではないかなというふうに思っております。

あくまでもマスタープランをつくらなければなりませんので、このマスタープランも相当の勉強をしないとレベルの高いのはできませんし、国に認められるような、県に認められるような計画とはなりませんので、その辺のほうに集中をさせていただきたいと思っております。この計画が認められて、もしも総合体育館2分の1補助というのが認められると、15億円浮くわけですから、図書館は10億円で建てる予定なので、単独でも建てられるということになりますので、この動向を見守っていただければというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 健康寿命を延ばすためにも図書館は必要なんですね。病院を建てたり、医療を充実することに比べ、図書館を充実させるほうがコストがかからないと東京大学の坂田一郎氏も言っているところです。今、図書館の見直しが進んでいます。将来のコストも考えれば、健康寿命を延ばすことに図書館を利用することが必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 図書館は建てないと言っているわけではありません。図書館は、総合体育館、給食センター、その総合プロジェクトで将来の財政計画を議会にお示しして、納得していただいた上で建てるということでございます。規模につきましても、現在議会に提案した図書館建設基本計画では、岩沼市の図書館を想定して、9億円でたしかお示しさせていただいておりますが、今回のプロジェクトでは10億円で将来の財政シミュレーションも示しましてご説明をさせていただきたいということです。

必要性については、総合体育館も、給食センターも、図書館も、柴田町にとっては必要だということはわかります。でも、最終的には財源をどうするかと。将来に負担のないような財源をしなければなりませんので、通常議会からの要望を踏まえた上で、またやっていかなければならないと、こういうことなので、財源に大変苦慮しているということでございます。本来であれば、10月1日に消費税が上がって、柴田町は0.5%、約2億円ふえるという皮算用でいたんですが、保育所、それから第一幼稚園が柴田町の負担ということでございますので、1億

円今度は入ってこなくなると、こういう国に翻弄されている財政の実態も、そろそろご理解いただきたいというふうに思っております。3つの施設は、建てる方向でプロジェクトを提案させていただきますので、そのとき議論をさせていただければというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 早く図書館をつくと健康寿命を延ばし、財政的にも楽になると思いますが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） それは総合体育館も同じことだというふうに思っております。全て建てるつもりで計画をつくっております。

○議長（高橋たい子君） これにて、16番白内恵美子さんの一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後5時14分 散 会

---

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年12月4日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 4番 平 間 幸 弘

署名議員 5番 桜 場 政 行